

第5期 妙高市障がい者福祉計画

～誰もが自分らしく安心して

暮らし続けられる 地域共生社会の実現～

令和6年3月

妙 高 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

第1節 障がい者(児)福祉計画の策定にあたって

- (1)国・県の動き2
- (2)妙高市における計画策定2
- 第2節 計画の位置づけ3
- 第3節 計画の期間4

第2章 妙高市障がい者(児)の状況

第1節 妙高市の障がい者(児)の状況について

1 障がい者(児)の状況

- (1)人口の推移7
- (2)障がい者手帳所持者の状況7
- (3)身体障がい者(児)の状況8
- (4)知的障がい者(児)の状況10
- (5)精神障がい者(児)の状況11
- (6)障がい者(児)の医療支援の状況12

第3章 第4期障がい者福祉計画の取組

第1節 第4期障がい者福祉計画の評価と課題について

1 評価と課題

- (1)障がい福祉サービスの充実15
- (2)相談体制・権利擁護の充実15
- (3)早期診断・早期療育の推進16
- (4)社会参加・就労の推進16
- (5)住まいの確保17

第4章 施策の基本的な考え方

- 第1節 基本理念19
- 第2節 基本方針19
- 第3節 施策の体系22
- 第4節 施策の方向と展開23

1 生活支援の充実	
(1)障がい福祉サービスの充実	23
(2)相談支援体制の充実	27
2 自立した生活の推進	
(3)療育・保育・教育の充実と切れ目のない支援体制の確立	29
(4)社会参加・参画の推進	32
(5)就労支援の充実	34
3 理解と支え合いの推進	
(6)人材養成の充実	37
(7)くらし・住環境の整備	39
(8)理解と差別の解消	42
 第5章 実施計画(サービス見込み量)	
第1節 数値目標	45
第2節 障がい福祉サービス等の見込み量	52
第3節 地域生活支援事業の見込み量	76
第4節 サービスの提供量確保のための方策	85
第5節 計画の点検・評価体制	91
 第6章 資料編	
1. 障がい者(児)へのアンケート調査	93
2. 計画策定までの経過	146
3. 計画関連資料	147

第1章 計画の策定にあたって

第1節 障がい者(児)福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1)国・県の動き

平成30年3月に「障害者基本計画(第4次)」が閣議決定され、アクセシビリティ(注)向上の視点を踏まえた社会的障壁の除去や、ハード・ソフトの両面を見据えた差別解消といった基本的な方向性のもと、関連する施策が推進されました。

同年4月には、「障害者総合支援法(改正)」及び「児童福祉法(改正)」も施行され、多様化する障がい者(児)のニーズに対応するサービスの提供が進められました。

また、社会福祉施策全体の動きをみると、平成30年4月に「社会福祉法(改正)」が施行され、障がい者・高齢者・子どもなど、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められ、さらに令和3年4月に「社会福祉法(改正)」では地域共生社会の実現に向けた具体的な取組として、市町村において地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する、包括的な支援体制を構築すること等が盛り込まれました。

さらに、令和4年5月には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、障がい者が社会を構成する一員として必要な情報を十分に取得、利用するとともに、意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、基本理念や国・地方公団体・事業者・国民の責務、6分野にわたる基本的施策が示されました。

加えて、県では平成29年度から令和6年度までを計画期間とし、「障がいのある人もない人もお互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる地域社会」を基本理念とした「新潟県障害者計画」が策定されました。

(注)アクセシビリティ(Accessibility):利用者が機器・サービスを円滑に利用できること

(2)妙高市における計画策定

当市においては、障がいのある人が地域で安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、平成13年度から平成23年度までの11年間を計画期間とした「妙高市障がい者プラン」を策定し、その後、平成18年度から平成20年度までの3年間を第1期、平成21年度から平成23年度までの3年間を第2期とする「妙高市障がい福祉計画」を策定しました。両計画が平成23年度で終了することに伴い、平成24年度から平成29年度までの6年間は、これらを合わせて

「障がい者福祉計画」として策定しました。

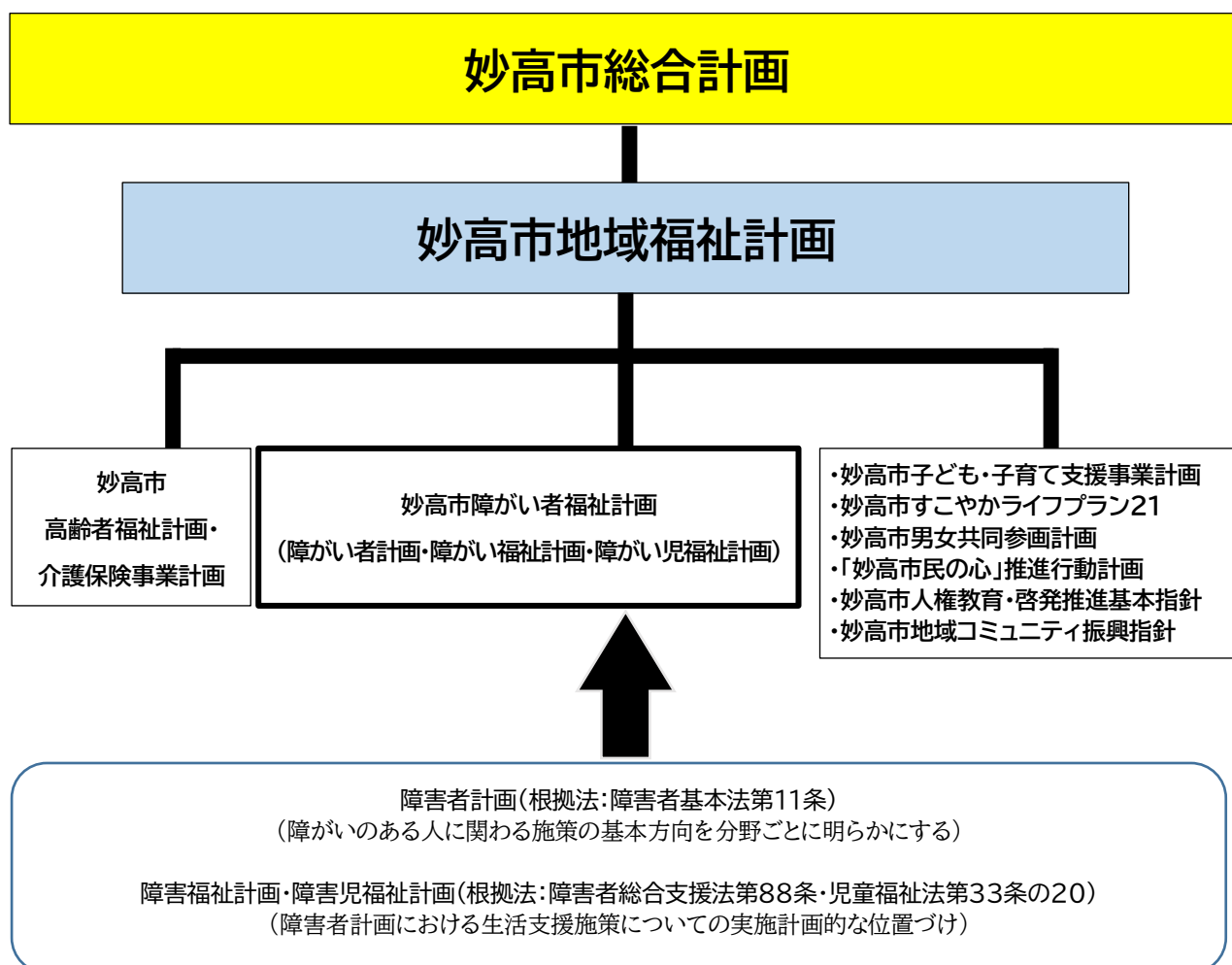
平成30年度からは、新たに障害児福祉計画の策定が義務づけられたことを受けて、「障がい児福祉計画」を加えた「第4期妙高市障がい者福祉計画」を策定しました。

このたび、前計画が令和5年度で終了することから、これまでの進捗状況を検証するとともに、新たに令和6年度から令和11年度までを計画期間とする「第5期妙高市障がい者福祉計画」を策定し、障がい者施策の基本的方向性と具体的な取組について定めるため、障がい福祉サービス等の成果目標と活動指標を設定し、その達成方策を明らかにしました。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく、「障害者のための基本的な計画」である「障がい者計画」と、障害者総合基本法第88条に基づく「障がい福祉計画」及び、障害福祉法第33条の20第1項に基づく「障がい児福祉計画」を合わせ、一体的に策定しています。

なお、策定にあたっては、国の成果数値目標、新潟県障害者計画等の内容を踏まえながら、第3次妙高市総合計画や他の個別計画との整合性を図りながら策定しています。



計画とSDGsの関係

障がいの有無にかかわらず、地域で共に安心して暮らせる共生社会を実現するための取組は、SDGsの17の目標(ゴール)のうち、「3 すべての人に健康と福祉を」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」の3つのゴールを、第3次妙高市総合計画とあわせて目標に位置づけます。

本計画の推進は、これらの課題解決につながっていきますので、国際機関や国の動向をみながら、障がいに関する福祉施策に取り組んでいきます。

◇本計画が目指すSDGsのゴール



第3節 計画の期間

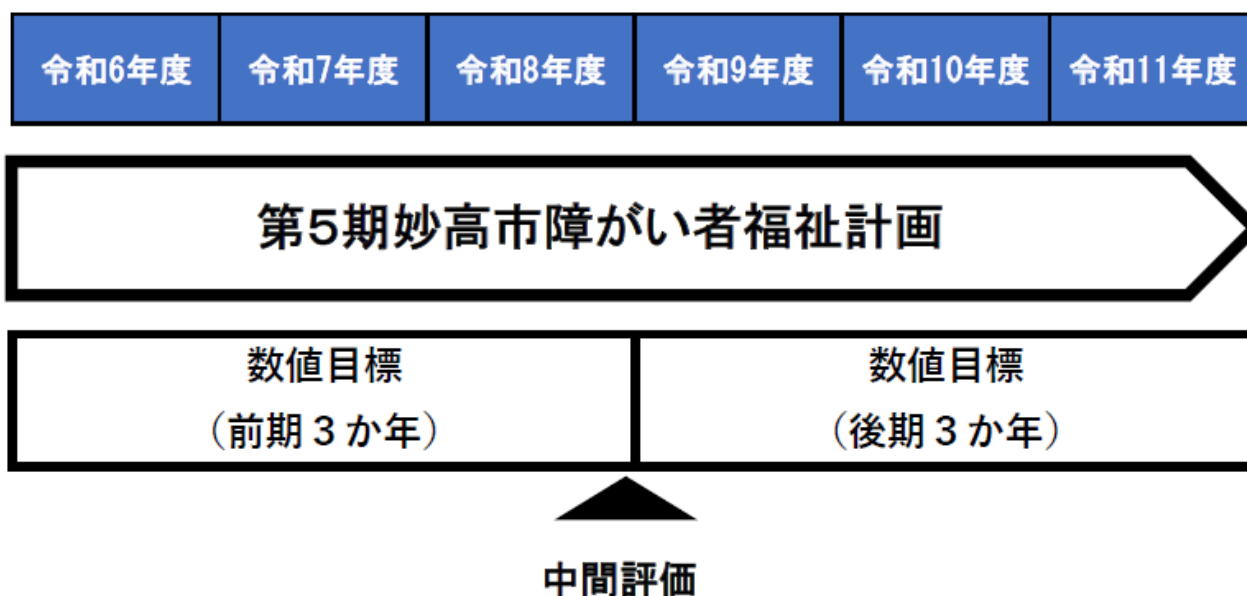
第5期障がい者福祉計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

この計画については、令和6年度から令和8年度までの3年間を前期計画期間とし、その達成状況の点検・評価と利用者等のニーズを踏まえ中間評価を行い、令和9年度から令和11年度までの3年間の後期計画に結びつけていきます。

具体的には、この計画の第1章から第4章については、障がい者施策を推進するための考え方を明記し、6年間を通じて実施するものです。

また、第5章は数値目標としており、3年目の令和8年度に検証を行い、令和11年度までの後期計画に反映することとします。

なお、計画期間内において、法律などの大幅な改正があった場合は、その内容に沿った見直しを行います。



第2章 妙高市障がい者(児)の状況

第1節 妙高市の障がい者(児)の状況について

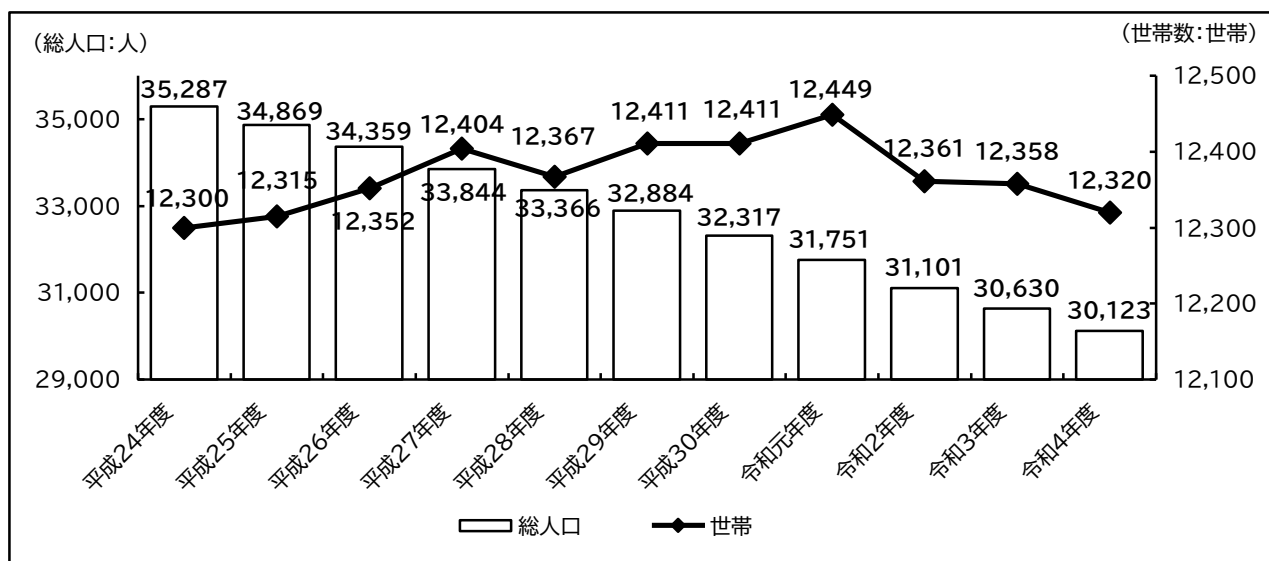
1 障がい者(児)の状況

(1)人口の推移

①人口と世帯数の推移

人口と世帯数は令和5年3月末時点で人口30,123人、世帯数12,320世帯となっています。

資料:妙高市統計書(住民基本台帳・外国人登録人口、各年度末日現在)

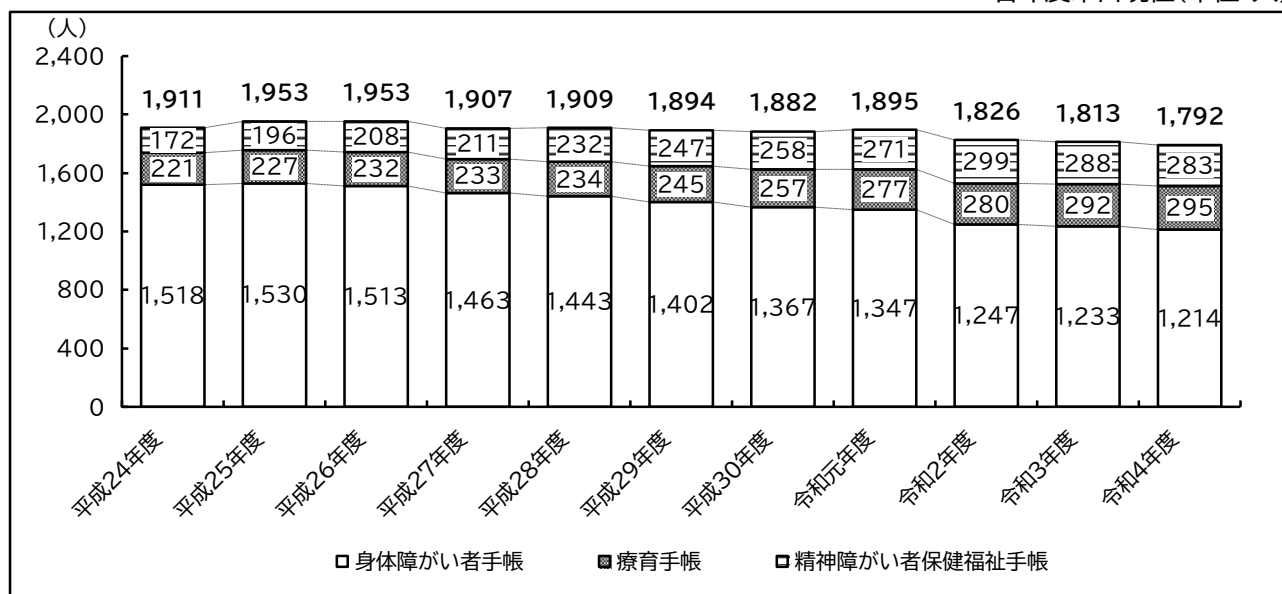


(2)障がい者手帳所持者の状況

①障がい種別ごとの手帳所持者の状況

当市の障がい者手帳所持者は、平成26年度から減少傾向となり、令和5年3月末現在で、1,792人となっています。その内訳は身体障がい者手帳所持者1,214人(67.7%)、療育手帳所持者は295人(16.5%)、精神障がい者保健福祉手帳所持者は283人(15.8%)となっています。

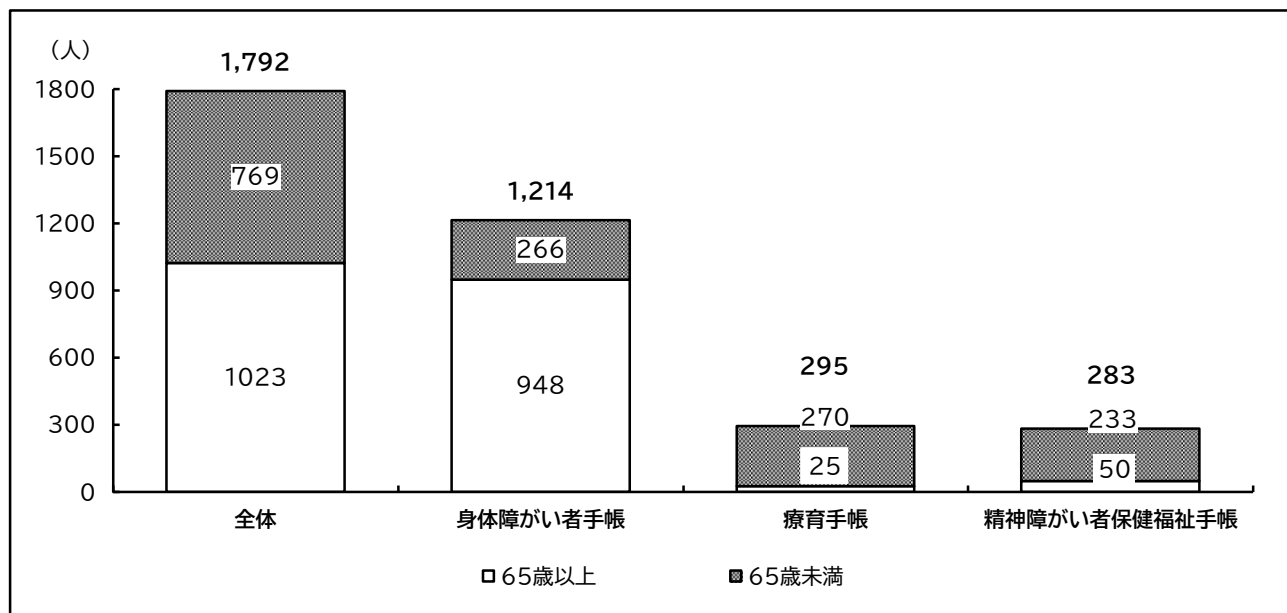
各年度末日現在(単位:人)



②障がい種別ごとの手帳所持者の高齢化率

令和5年3月末現在の障がい者手帳所持者1,792人のうち、65歳以上は、1,023人(57.1%)となっています。その内訳は身体障がい者手帳所持者948人(92.7%)、療育手帳所持者25人(2.4%)、精神障がい者保健福祉手帳所持者は50人(4.9%)となっています。

令和4年度末現在(単位:人)

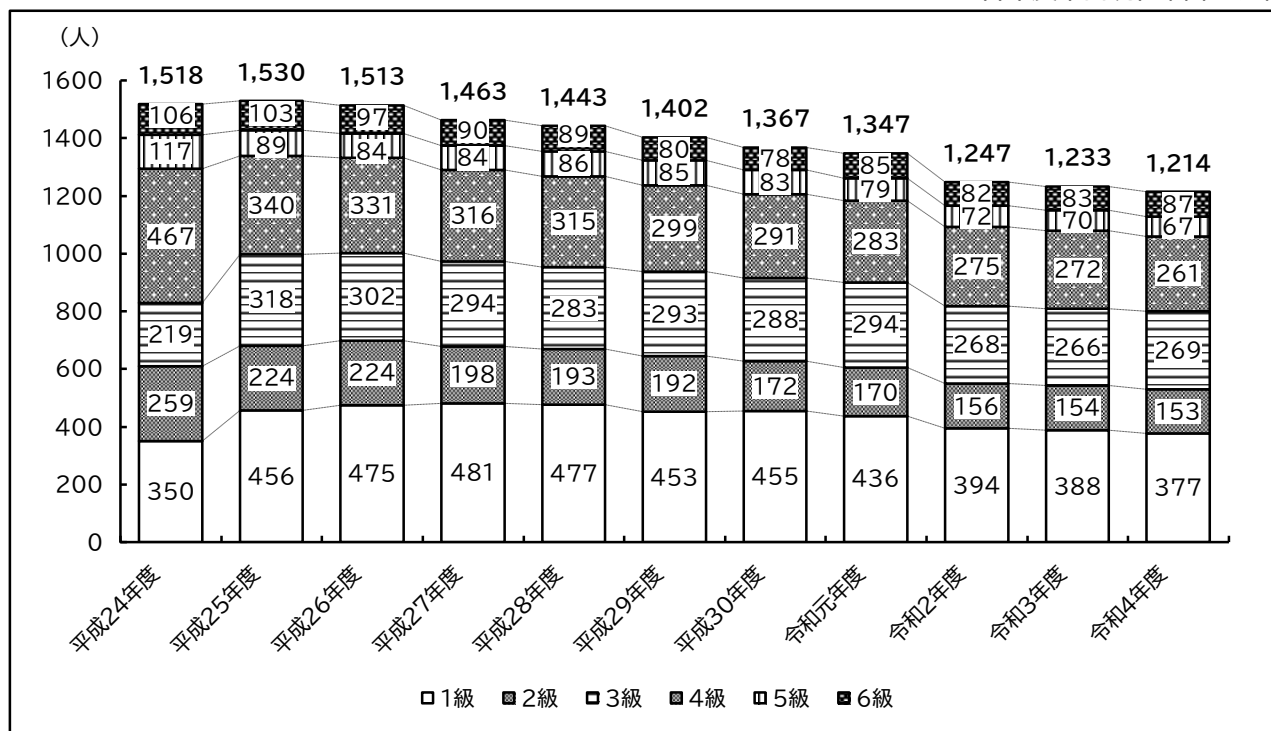


(3)身体障がい者(児)の状況

①等級別の身体障がい者手帳所持者の状況

平成25年度以降から手帳所持者及び重度者(1～3級)が減少しています。この要因は、主に人口の自然減が影響していると考えられます。

各年度末日現在(単位:人)



②身体障がい者手帳所持者の主たる障がいの種別の状況

主たる障がいの種別ごとにみた身体障がい者(児)の手帳所持者は、割合の多い順から「肢体不自由障がい」、「内部障がい」、「聴覚・平衡機能障がい」、「視覚障がい」、「音声・言語・そしゃく機能障がい」となっています。「内部障がい」は増加傾向にあります。

※内部障がいとは、心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいです。

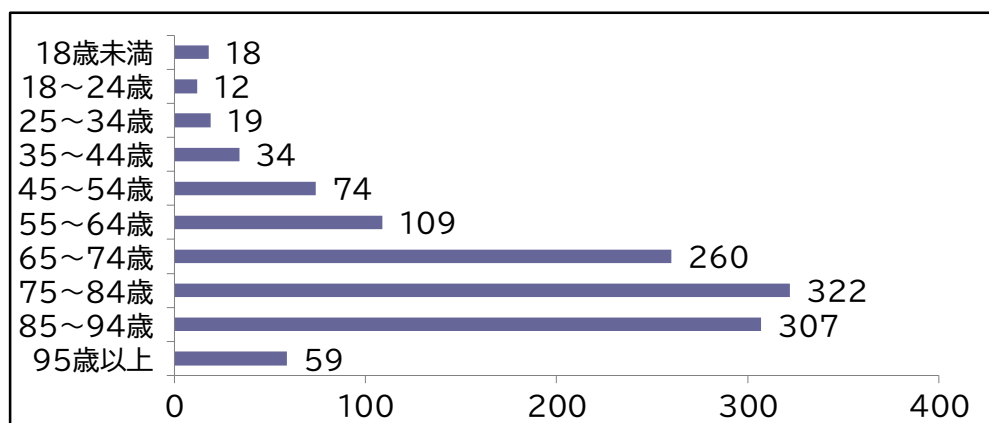
各年度末日現在(単位:人)

主たる障がいの種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	割合
視覚障がい	104	107	106	101	103	100	97	97	86	86	84	7%
聴覚・平衡機能障がい	130	126	123	119	115	108	100	113	109	106	106	9%
音声・言語・そしゃく機能障がい	23	19	24	21	24	17	15	15	11	10	9	1%
肢体不自由	902	901	894	853	828	796	769	745	680	663	639	52%
内部障がい	359	377	366	369	373	381	386	377	361	368	376	31%
合計	1,518	1,530	1,513	1,463	1,443	1,402	1,367	1,347	1,247	1,233	1,214	100%

③年齢別の身体障がい者手帳所持者の状況

令和5年3月末現在の身体障がい者手帳所持者1,214人のうち、948人(78.1%)が65歳以上の高齢者となっています。

(単位:人)

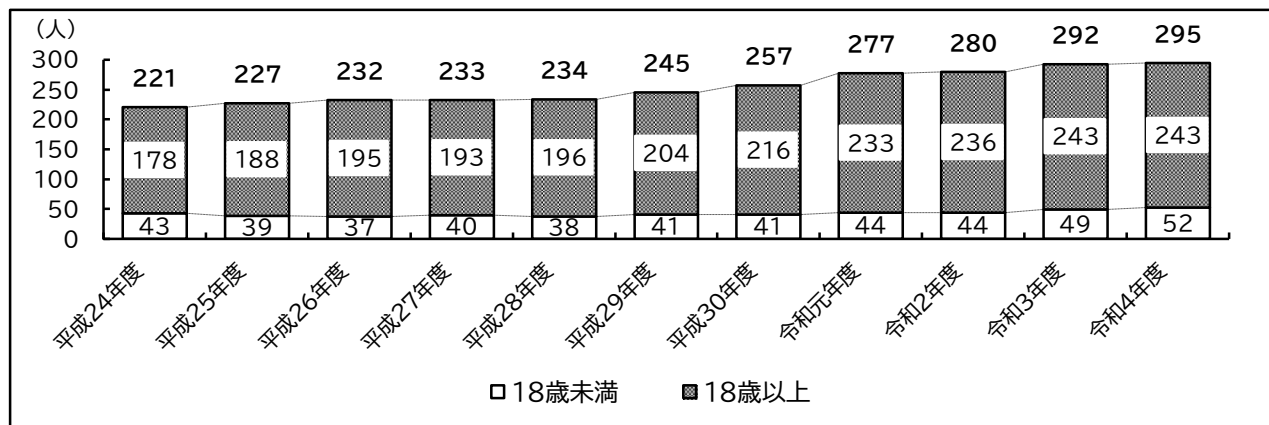


(4)知的障がい者(児)の状況

①療育手帳所持者の状況

第3期障がい者福祉計画初年度の平成24年度以降、手帳所持者は18歳以上、18歳未満ともに増加傾向となっています。

各年度末日現在(単位:人)



②療育手帳所持者の判定別状況

平成24年度以降、手帳所持者は増加傾向となっており、療育手帳A所持者は横ばい、B所持者は増加傾向となっています。

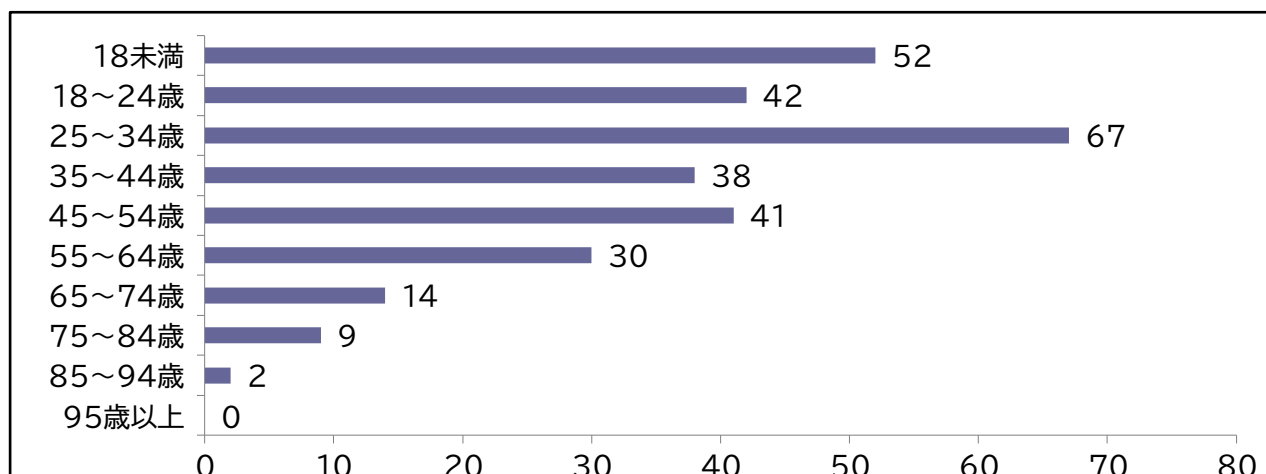
各年度末日現在(単位:人)

程度区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A	98	103	106	98	101	101	108	125	124	128	125
B	123	124	126	135	133	144	149	152	156	164	170
合 計	221	227	232	233	234	245	257	277	280	292	295

③年齢別の療育手帳所持者の状況

令和5年3月末現在の療育手帳所持者295人のうち、65歳以上は25人(8.5%)となっています。若年層の手帳所持者が多い状況です。

(単位:人)

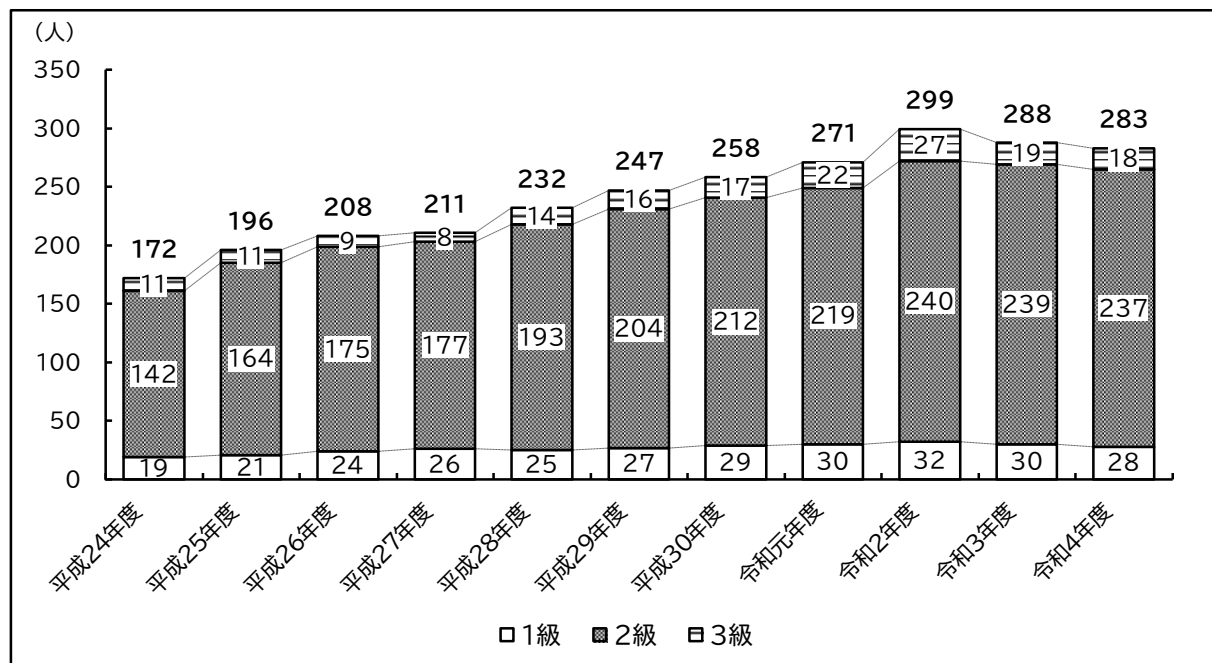


(5)精神障がい者(児)の状況

①精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

平成24年度から年々増加傾向にあり、平成24年度から令和4年度にかけて、111人(1.65倍)増加しています。

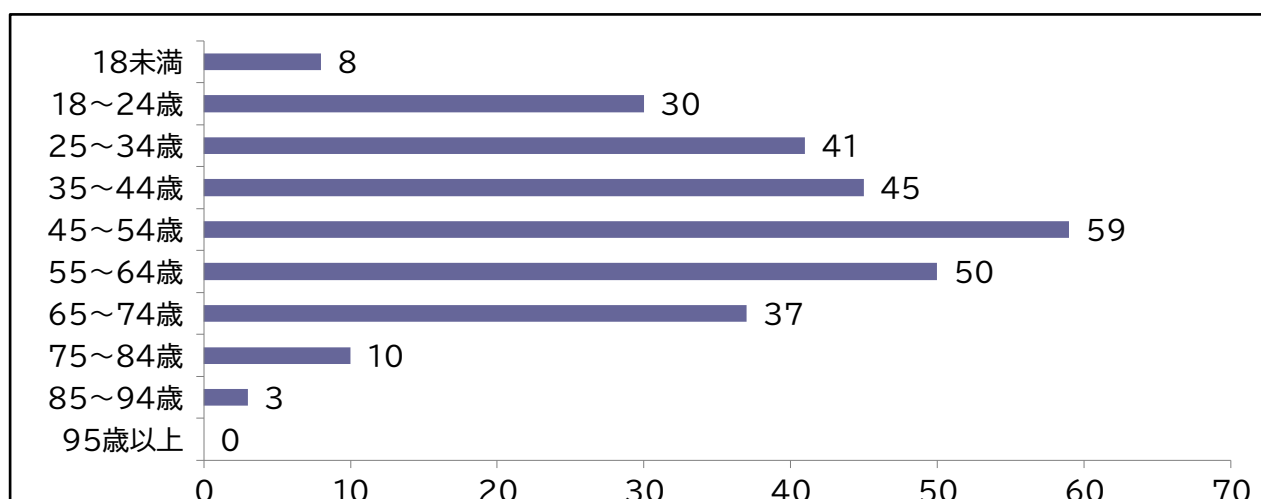
各年度末日現在(単位:人)



②年齢別の精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

令和5年3月末現在の精神障がい者保健福祉手帳所持者283人のうち、65歳以上は50人(17.7%)となっています。中でも45歳から54歳の手帳所持者が多くなっています。

(単位:人)



(6)障がい者(児)の医療支援の状況

①重度心身障がい者医療費助成認定者の状況

重度心身障がい者医療費助成認定者数は、平成25年度をピークとして、令和4年度にかけて、154人減少しています。

<対象者>

- ・身体障がい者手帳の等級が1～3級のかた
 - ・療育手帳の等級がAのかた
 - ・精神障がい者保健福祉手帳の等級が1級のかた(平成29年9月から)
- ※所得制限あり

各年度末日現在(単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認定者数	1,035	1,042	1,038	1,017	1,003	981

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認定者数	955	975	956	931	888

②障がい者自立支援医療(精神通院医療)受給者の状況

精神通院医療費の受給者数は、年々増加傾向にあり、平成24年度から令和4年度にかけて、103人増加しています。

<対象者>

精神疾患の診断を受け、通院治療を受けているかた

各年度末日現在(単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受給者数	367	373	373	375	423	345

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	416	432	456	473	470

③障がい者自立支援医療(更生医療)受給者の状況

更生医療費(人工透析など)の受給者数は、令和2年度に、指定医療機関が減少となり、令和元年度から51人減少しています。

<対象者>

18歳以上の身体障がい者手帳所持者

各年度末日現在(単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受給者数	78	83	77	85	95	91

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	90	83	79	30	32

④障がい者自立支援医療(育成医療)受給者の状況

育成医療費の受給者数は、減少傾向となっています。

なお、平成25年度から育成医療費の支給の認定について、県から権限移譲されています。

<対象者>

18歳未満の児童

各年度末日現在(単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受給者数	—	11	10	13	12	11

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	9	9	9	6	4

第3章 第4期障がい者福祉計画の取組

第1節 第4期障がい者福祉計画の評価と課題について

1 評価と課題

平成30年度から令和5年度までを計画期間とする第4期障がい者福祉計画では、基本理念として「住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができる共生社会の実現」を掲げ、「障がい福祉サービスの充実」「相談体制・権利擁護の充実」「早期診断・早期療育の推進」「社会参加・就労の推進」「住まいの確保」の5つの施策の柱を設定し、障がい者(児)の福祉サービスや相談体制の充実等に向けた取組を進めました。

今後は、介護者の高齢化と障がい者自身の高齢化による障がいの重度化・重複化などへの対応が課題となっており、個々のニーズに合わせた福祉サービスの提供が重要となり、保健、医療、福祉、教育の連携がより一層大切となっています。

(1)障がい福祉サービスの充実

令和3年5月から、放課後等デイサービスの新規事業所が市内に開設され、障がい児の日中活動や一時的受入体制の充実に努めました。

引き続き、障がい児への支援を行う事業所の充実を図りながら、今後は、医療的ケア児や重症心身障がい者(児)にも対応した日中活動の場の提供に向け、広域的に検討していく必要があります。

障がい者(児)の社会参加を支援する手話通訳者の養成講座を行い、手話通訳者が1人増えました。

しかし、障がい者(児)を支援する団体の活動人数は不足しており、今後、障がい者(児)のさらなる社会参加を後押しするためにも、支援者の育成が必要となっています。

(2)相談体制・権利擁護の充実

相談体制については、妙高市障がい者相談室(新井ふれあい会館内)と、福祉介護課に相談窓口を開設し、相談支援体制の充実を図るとともに、新規手帳所持者のうち、障がい福祉サービスの利用がないかたについては、家庭訪問を行い必要な福祉サービスにつなげました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問や面談による対面での相談対応ができなかった期間、電話等による対応で障がい者(児)の不安や悩み等の解消に努めました。

障がい者(児)の相談は増加傾向であり、相談内容も多岐にわたることから、相談員のスキルアップや人材の確保が必要となっています。

また、相談の内容によっては、今後事業所と相談支援専門員とが連携しながら、協働と支援をしていく必要があります。

権利擁護に関する制度や成年後見制度の活用について周知するとともに、権利擁護に関する相談に応じるなど、支援体制の充実を図りました。

今後は、障がい者本人と家族の高齢化に伴い、判断能力が十分でない人の権利を守るための支援体制を強化する必要があります。

(3)早期診断・早期療育の推進

出生後の新生児訪問や2か月児訪問の実施、乳幼児期における各種健診のほか、保育園や認定こども園での巡回相談指導など、継続した状況把握により、障がい児の早期発見・早期療育に取り組んできました。

また、ひばり園においては、保育士等のスキルアップ向上のため、上越教育大学と連携し、子どもの特性に応じた支援を提供しました。

引き続き、個々のケースに対応するため、関係機関と連携しながら、障がい児やその家族などが望む、保育環境や教育環境が選択できる体制を、整備していく必要があります。

学校教育においては、特別支援教育支援員の適正な配置と指導に向けた情報共有に努め、支援体制の強化を図りました。

今後は、インクルーシブ教育(注)の推進に向けた、さらなる支援体制の充実を図るため、通常の学級、特別支援学級、特別支援学校など多様な学びの場における一人ひとりに合った教育を推進するための支援に必要な人材を確保し、育成していく必要があります。

(注)インクルーシブ教育：国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に学びあう教育

(4)社会参加・就労の推進

生涯学習講座やスポーツ活動、障がい者(児)が創作した作品を展示する「こころのままアート展」の開催など、障がい者(児)への理解を深めるための様々な取組を行いました。

引き続き、講座やスポーツ、文化・芸術活動等の取組を推進しながら、今後は地域社会の中で、個々の特性や能力に応じ、障がい者(児)が社会参加できる環境づくりに向け、さらに市民への理解を求めていく必要があります。

障害者優先調達推進法により、障がい者就労施設等からの物品等調達方針を策定し、就労支援を行いました。

また、「妙高市障がい者ワーキングネットワーク」(注)での業務の受注拡大に向けた取組を支援しました。

今後は、障がい者(児)が地域で生活できるよう、障がいの特性や一人ひとりの意欲と適正や能力に応じた働く場の整備が望まれています。

障がいのある人が一般事業所等に就労し、また就労を継続するため、事業所等での障がい者(児)理解を深めることと合わせて、療育、発達支援から就労へと切れ目なくつながるサポート体制を確立していくことが必要となっています。

(注)妙高市障がい者ワーキングネットワーク:妙高市内の障がい者自立支援施設 4 事業所が連携して行政や一般企業などから請負作業を行う団体

(5)住まいの確保

社会福祉法人等と協議しながら、生活の場となる障がい者のグループホームの改築などの整備を行いました。

しかし、新たなグループホームの建設には至らず、今後は、障がい者やその家族の高齢化が進む中、「障がい者の親亡き後」を見据え、障がい者のニーズを把握しながら、地域社会の中で共に生活していくための生活の場の整備を図っていく必要があります。

ユニバーサルデザイン(注)の考え方に基づき、体育施設、教育施設、文化施設などの文教ゾーンの歩道については、快適で安全に通行できるよう歩道のバリアフリー化の整備を計画的に実施しました。

また、重度の障がい者(児)に対し、障がい者本人、その家族の介護負担の軽減のため、住宅改修費の助成を行いました。

今後は、さらなるバリアフリー化の推進を図るとともに、住宅改修については、制度の周知を行いながら、利用促進に向けた取組を行っていく必要があります。

(注)ユニバーサルデザイン:年齢や障がいの有無などにかかわらず、多くの人が利用可能なデザイン

第4章 施策の基本的な考え方

第1節 基本理念

妙高市障がい者福祉計画の基本理念

第3次総合計画の理念及び、障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法の理念を踏まえ、第5期妙高市障がい者福祉計画の基本理念を

誰もが自分らしく安心して

暮らし続けられる 地域共生社会の実現

とします。

なお、この基本理念は障害者基本法第1条において規定される「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という目的に基づくものです。

第2節 基本方針

基本理念を達成するために、次の3点を基本方針とします。

1. 生活支援の充実

(1)どのような障がいがあっても、希望する地域で生活が継続できるよう、障がい福祉サービスの充実に努めるとともに、専門的な支援についても提供体制が整うよう関係者や関係機関と緊密な連携を図ります。

(2)障がい者(児)とその家族や支援者が抱える様々なニーズに応じた相談支援を行うとともに、専門的な相談にも対応できるよう、相談員のスキルアップと各相談機関との連携強化を図り、相談支援体制のさらなる充実を目指します。

2. 自立した生活の推進

(3)発達に課題のある子どもを早期に発見し、療育につなげるとともに、地域の保育施設や学校、ひばり園や特別支援学校などの関係機関が連携し、切れ目のない、一貫した支援体制の構築を目指します。

また、障がいの有無にかかわらず、全ての児童・生徒が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。

(4)障がい者(児)の社会参加を促進するため、障がいの特性や多様なニーズを踏まえながら、スポーツや文化活動、学びの場など、楽しみながら取り組める環境の整備に努めます。

合わせて、生活空間のバリアフリー化を推進します。

(5)障がい者(児)が、自らの能力を最大限に発揮し、自己実現ができるよう、地域において適切な療育や、それぞれの障がい特性に応じた教育が受けられる体制を構築していきます。

また、それらの支援により培った能力や技量を発揮し、自立した生活を送ることができるよう就労の場の確保に取り組みます。

3. 理解と支え合いの推進

(6)障がい者(児)が様々な分野で活動できるよう、多様な分野におけるボランティア活動を推進するとともに、福祉活動への市民参加を促進するため、各種講座や研修の充実などにより、ボランティアの養成・確保を図ります。

(7)障がい者(児)にとって快適な住環境となるよう、住宅のバリアフリー化に関する支援制度等について周知するとともに、専門職などによる助言や相談が受けられる支援体制の強化を図ります。

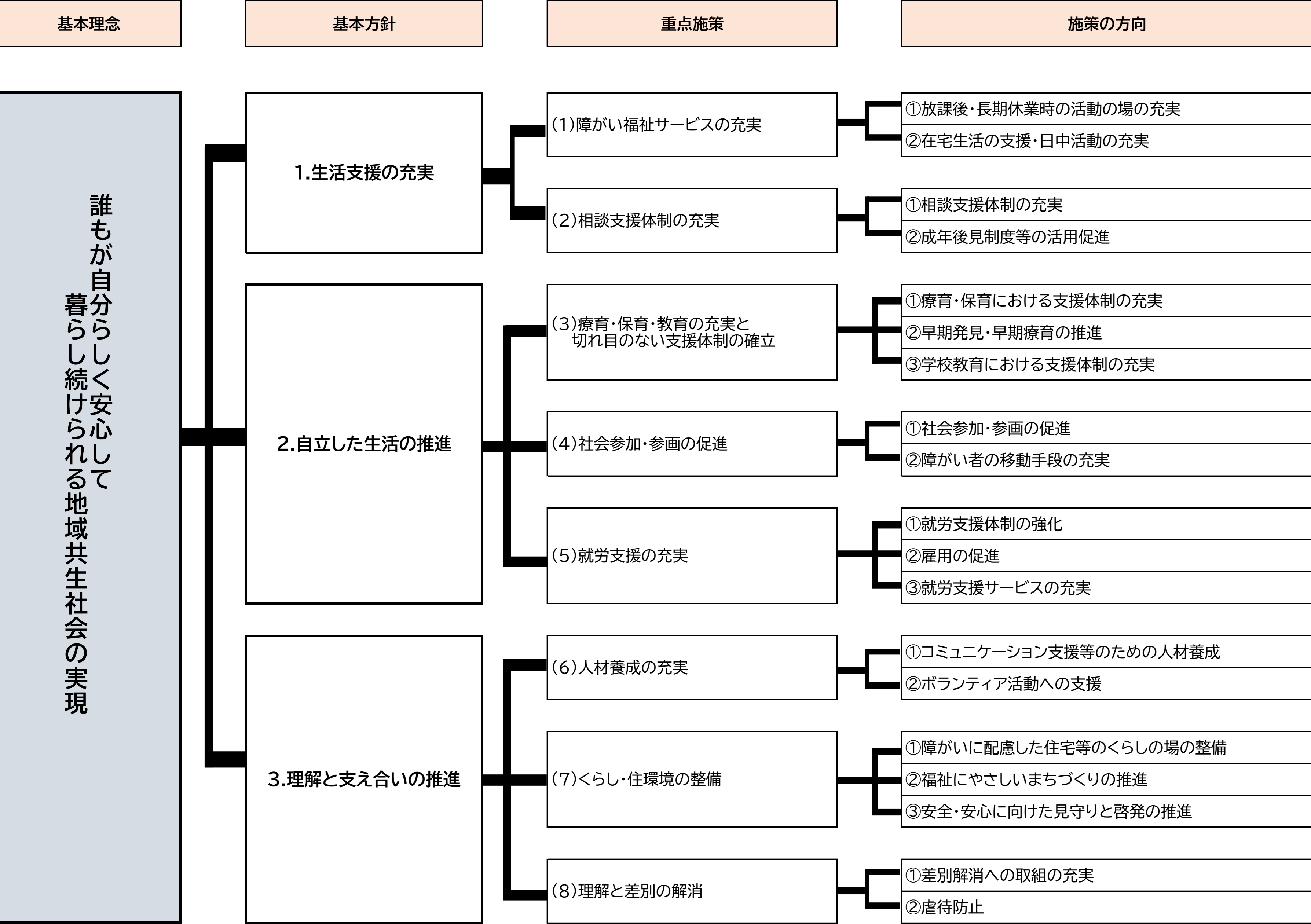
また、全ての人にとって安全で快適に日常生活が送れ、自由に活動できるまちづくりを推進するため、道路や歩道上の妨げとなる物をなくす取組など、市民への理解を促進するとともに、公共施設や道路などのバリアフリー化を推進します。

(8)障がい者(児)が、有事の際に孤立して不安に陥ることがないように、地域において防災・防犯など非常時への備えはもちろんのこと、平時からの見守りについても取り組んでいきます。

また、障がい者(児)の権利と利益を守るため、障がいや障がい者(児)に対する理解を促進させるとともに差別の解消に取り組んでいきます。

第3節 施策の体系

基本理念・基本方針の実現に向け、重点施策の方針を8つ設定し、体系的に推進します。



第4節 施策の方向と展開

1. 生活支援の充実

(1)障がい福祉サービスの充実

<第4期計画における現状と評価>

障がい児の日中活動の支援として、新たに令和3年5月に、放課後等デイサービス(注)の事業所が市内に開設されました。

しかし、市内における放課後等デイサービスは2事業所にとどまっており、引き続き、拡充に向けた検討が必要です。

(注)放課後等デイサービス:障がいのある学齢期児童が学校の授業終了後や学校休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えた福祉サービス

◎放課後等デイサービスの利用実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
実利用者数／月(人)	30	30	25	38	49	52
利用時間／月(日)	249	306	207	298	442	468

日中活動系サービス(注)の提供施設や地域活動支援センターでは、障がい者(児)が、自らの選択により自分らしく日常生活を送れるよう多様なニーズを踏まえながら、個々の状況に応じた活動の場の確保と充実に取り組みました。

生活介護サービス(注)の実利用者数は横ばいとなっていますが、利用時間は減少傾向となっています。

しかし、就労支援などの日中活動系サービスの実利用者数は増加傾向にあり、必要な日中活動系サービスの提供体制について検討する必要があります。

(注)日中活動系サービス:障がい福祉サービス(自立支援給付・地域生活支援事業等)のうち、在宅等から施設へ通い、施設で目的に応じた日中活動を提供するサービス

(注)生活介護サービス:常時介護を必要とする障がい者が主に昼間において施設などで入浴、排せつ、食事の介護や創作活動、生産活動の機会を提供するサービス

◎生活介護サービス利用実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
実利用者数／月(人)	101	100	101	96	101	99
利用時間／月(日)	1,887	2,028	2,206	1,852	1,772	1,782

◎就労継続支援B型(注)利用実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
実利用者数／月(人)	103	105	95	108	112	113
利用時間／月(日)	1,585	1,167	1,644	1,723	1,906	1,695

(注)就労継続支援B型:通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である人に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援

上越圏域では、令和3年度から重症心身障がい者(児)(注)に対応した事業所が開設され、児童発達支援や放課後等デイサービスが提供されるようになりました。

一方で、市内においては、重症心身障がい者(児)や医療的ケア(注)が必要な障がい者(児)に対応できる、日中活動の場がありません。

また、当市にはサービス利用に必要なサービス等利用計画を作成する相談支援専門員(注)も不足している状況です。

(注)重症心身障がい者(児):重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複している状態をいい、食事や水分補給、排せつ、入浴、移動など、日常のほとんど全てにおいて援助が必要なかた

(注)医療的ケア:病院などの医療機関以外の場所(学校や自宅など)で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養などの医療行為

(注)相談支援専門員:障がい者(児)の相談・支援を行い、障がい者及びその家族と各事業所をつなぐ立場にある仕事

<第5期計画における課題>

障がいのある子どもたちが、放課後や長期休業時に利用できる施設の整備など、受入体制のさらなる充実が求められています。

市内だけでなく、市外も含めた上越圏域で検討していく必要があります。

重症心身障がい者(児)や支援が必要な障がい者(児)の生活の場を確保するため、入所施設の整備や支援者の確保が必要です。

また、医療的ケアが必要な障がい者(児)については、日中活動の場をはじめ在宅生活において必要な支援を本人や家族、関係者で共有し、きめ細やかな支援が受けられるよう努めなければなりません。

合わせて医師、相談支援専門員の不足解消を図るための取組も課題となっています。

<施策の方向>

①放課後や長期休業時の活動の場の充実(施策体系図1-(1)-①)

放課後等デイサービスの受入体制の充実を図るとともに、障がい児の短期入所の受入拡充を推進します。

また、障がい福祉サービスなどの制度を周知し、適切なサービス利用へつなげていきます。

②在宅生活の支援と日中活動の場の充実(施策体系図1-(1)-②)

障がい者(児)が、自らの選択により自分らしく生きることができるよう、多様なニーズを踏まえながら、個々の状況に応じたきめ細やかなサービスが提供できる体制の確保と充実を図っていきます。

そのため、日中活動系サービスや地域活動支援センターなどにおいて、障がい者(児)のニーズに即した日中活動の場の確保に努めます。

日中活動の場の提供においては、重度の障がい者(児)をはじめ、支援が必要な障がい者(児)に対応した市内外の事業所と連携強化を図るとともに施設整備についても検討します。

また、適切な福祉サービスを提供できるよう市内障がい者支援施設の職員や、介護保険の居宅介護支援事業所からの協力、研修の周知を行い、相談支援専門員の確保を図るとともに、医療的ケアに対応した支援体制についても検討を行います。

<施策の展開>

施策の方向	施策の内容	担当窓口
①放課後や長期休業時の活動の場の充実	・放課後等デイサービスの充実 ・障がい児の短期入所の体制整備 ・制度の周知並びに適切なサービス利用の促進	こども教育課 福祉介護課
②在宅生活の支援と日中活動の場の充実	・相談支援専門員の確保 ・障がい福祉サービス、地域生活支援事業の円滑な実施 ・障がい者(児)の移動支援 ・重度の障がい者(児)や特別支援学校等の卒業生ほか、支援が必要な障がい者(児)に対する日中活動の場の充実 ・地域活動支援センター機能の充実	こども教育課 健康保険課 福祉介護課

(2)相談支援体制の充実

<第4期計画における現状と評価>

妙高市障がい者相談室(新井ふれあい会館内)及び福祉介護課において、相談員を1人ずつ配置し、相談対応を行っています。

新型コロナウイルス感染症の流行により、対面で行う訪問や面談等による相談は減少しましたが、電話による相談対応で障がい者(児)の不安や悩みの解消を図りました。

また、障がい者手帳所持者のうち、サービス利用につなげていない障がい者(児)を訪問することで、早期に必要な支援やサービス利用へつなげることができました。

一方で、引き続き、相談員支援専門員の人材確保が課題となっています。

◎障がい者(児)相談所での相談状況

(単位:件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
相談件数	2,926	3,299	3,716	3,190	3,214	3,350

障がい者(児)へのアンケート調査では、成年後見制度について、「制度を利用したい」と答えたかたが約10%、「利用したくない」と答えたかたが約30%、「わからない」と答えたかたが約50%となっています。制度の理解が不足していることから、活用方法や権利養護制度等を広く周知していく必要があります。

<第5期計画における課題>

多様化する相談内容への対応や、潜在的なニーズの把握並びに必要なかたへの早期の支援体制の構築を図るため、必要な相談員の確保が今後ますます難しくなるため、福祉介護課内に精神保健福祉士などの専門職を配置し、支援体制の強化を図る必要があります。

また、相談内容に応じて、相談支援専門員とサービス事業所等が連携を密に図りながら、支援を進めていく必要があります。

成年後見制度(注)について、アンケート調査で療育手帳所持者のうち、約30%のかたが将来的な利用希望がありました。

このことから、受け皿となる後見人の確保に努める必要があります。

また、利用希望について、「わからない」と回答されたかたが、障がいの種別に関わらず、約半数いたことから、制度の内容や利用方法について、伝わりやすい周知方法やわかりやすい広報活動が必要です。

(注)成年後見制度:知的障がいや精神障がい、認知症などの理由により、判断能力が十分ではなく、自分一人で契約行為や財産管理などを行うことが困難な人を法的に支援する制度

<施策の方向>

①相談支援体制の充実(施策体系図1-(2)-①)

多岐にわたる相談が増える中、相談支援専門員等が円滑かつ適切な対応ができるよう、各種研修会などに積極的に参加し、スキルアップを図ります。

また、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携しながら、相談支援体制の充実を図るとともに、引き続き、障がい手帳所持者のうち、サービス未利用者への訪問を行い、必要なサービス利用につなげます。

②成年後見制度等の活用促進(施策体系図1-(2)-②)

障がい者(児)の権利を擁護するため、必要なかたが、必要な時に成年後見制度を利用できるよう啓発活動を進めるとともに、後見人の確保に向けた取組を推進します。

<施策の展開>

施策の方向	施策の内容	担当窓口
①相談支援体制の充実	・障がい者(児)及びその家族等が安心して相談できる環境の整備 ・相談支援専門員等のスキルアップの促進 ・障がい者手帳所持者のうち、サービス未利用者への訪問等の実施 ・難病患者の生活相談の充実 ・行政、福祉施設、医療機関、教育機関等における情報共有と連携の強化	健康保険課 こども教育課 福祉介護課
②成年後見制度等の活用促進	・成年後見制度の周知と利用促進	福祉介護課

2. 自立した生活の推進

(3)療育・保育・教育の充実と切れ目のない支援体制の確立

<第4期計画における現状と評価>

18歳未満の障がい児がいる保護者へのアンケートでは、「本人の障がいが初めてわかった時期」は5歳以下で84.8%、また「障がいのある疑いがわかったきっかけ」として、「市の乳幼児健診」時のかたが19.1%と、「家族」、「かかりつけ医」に次いで3番目に多い状況です。

障がいの早期診断・早期療育につなげるため、市では子どもの出生後、新生児期・2か月時に保健師等による訪問を実施し、早期に発育・発達の把握に努めるほか、乳児健診(4か月・7か月・10か月)や幼児健診(1歳半・3歳)時に、成長過程を保護者とともに確認するなど、伴走的な支援を行ってきました。

これらの機会の中で必要に応じて、医療機関や療育機関などと連携を図り、必要な支援につなげています。

保育園・認定こども園では、特性のある子どもを早期に発見し、必要な支援につなげるため、職員を対象とした研修を行い、スキルアップに努めています。

また、保護者を対象とした巡回相談を年2回実施する中で、必要に応じて個別支援ファイルを作成し、医療や教育など関係機関へつなぎました。

また、上越教育大学と連携し、子どもの特性に応じた支援を実施しました。

学校教育で特別な支援が必要な児童・生徒については、個別の支援及び指導計画を作成し、職員間で共有を図りながら、適正な教育指導を行いました。

また、特別支援学級の担任による研究授業を各学校で実施し、授業の指導方法等について巡回指導を行い、特別支援教育の充実と推進を図りました。

<第5期計画における課題>

早期診断・早期療養については、保健師等による新生児訪問や乳幼児健診、保育園や認定こども園での見取りなど、様々な機会を捉え、早期発見の精度を上げるとともに、早期支援の充実を図っていく必要があります。

医療的ケアが必要な児童等については、重い障がいのため、市内には受け入れ可能な施設はなく、上越圏域でも1事業所のみで、支援体制が極端に少ない状況です。

障がい児だけでなく、家族の負担も大きいことから、社会全体で家族をサポートしていく支援体制の整備が必要です。

障がいのある子どもの健やかな成長には、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが地域の中で共に育っていくことができる環境の構築が求められています。

そのため、障がいの種類・程度・能力に応じて、乳幼児期から学齢期まで一貫して支援を続ける、療育・保育・教育の提供ができる環境の整備や、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要です。

<施策の方向>

①療育・保育における支援体制の充実(施策体系図2-(3)-①)

「こども家庭センター」において、障がいのある子どもを含めた、全ての子育て世帯、子どもなどに対し、各部門が一体的に相談支援を行います。

また、障がいのある子どもに対する保育需要の動向に応じて、保育所及び認定こども園における保育士等の加配に努めるとともに、施設・設備などの改善・充実、障がいへの理解を深めるための職員研修など、障がい児保育の体制づくりに努めます。

②早期発見・早期療育の推進(施策体系図2-(3)-②)

現在、行っている保健師等による新生児訪問や乳幼児健診等を引き続き行うとともに、保健、医療、療育機関が連携し、様々な場面で発見された発育発達上の課題のある子どもや保護者に対し、適切な支援が行えるよう、支援体制の強化を図ります。

③学校教育における支援体制の充実(施策体系図2-(3)-③)

インクルーシブ教育の推進に向け、校内研修の充実と教職員の専門性の向上を図ります。

また、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒の増加に伴い、特別支援教育支援員・教育補助員の適正な配置を検討します。

総合支援学校においては、一人ひとりの児童・生徒に対応した支援体制の整備を進めていきます。

<施策の展開>

施策の方向	施策の内容	担当窓口
①療育・保育における支援体制の充実	・【新】こども家庭センターにおいて、母子保健・児童福祉のほか、必要に応じて、障がい児(者)福祉を含めた各部門の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、もれなく対応 ・保育園・認定こども園における巡回相談の継続実施と、必要に応じた保護者への相談支援の実施 ・個別支援ファイルの活用 ・臨床心理士による障がい児の特性の見極めや保護者への適切な子育ての仕方等の支援の充実 ・ひばり園と関係機関が連携し、特性に応じた支援の充実 ・保育園・認定こども園での計画的な職員研修による専門性の向上	こども教育課 健康保険課 福祉介護課
②早期発見・早期療育の推進	・保健師等による新生児訪問や乳幼児健診の実施により、定期的な発育・発達の確認と早期療育支援の実施 ・保健・医療・療育等における関係機関の連携・支援体制の強化	こども教育課 健康保険課
③学校教育における支援体制の充実	・個別の支援・指導計画の作成と活用 ・特別支援学級での指導向上のための、研究授業の実施 ・特別支援教育支援員・教育補助員の適正な配置の検討と指導に向けた情報共有 ・教職員研修の充実による専門性の確保 ・特別支援学校における一人ひとりのニーズに対応した支援体制の整備	こども教育課

(4)社会参加・参画の推進

<第4期計画における現状と評価>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、外出制限などを求められるなど、人と人が触れ合う機会や地域との交流が減少しましたが、現在は、感染拡大前の生活に戻りつつあることから、社会参加への促進に向け、感染対策に十分な対策を講じつつ、取組を推進する必要があります。

障がい者の身近な地域における活動の場として、大きな役割を担っている地域活動支援センターでは、運動施設を利用した健康教室や余暇活動の提供などを行いました。

このほか、障がいの有無に関わらず幅広い世代が参加できるスポーツとしてボッチャ(注)の体験会や、障がい者(児)アート展の開催、他市との交流など、様々な活動を行いました。

また、社会参加に必要な移動支援として、障がい者団体への福祉バスの貸し出しのほか、タクシー券の交付、自動車燃料費等の交通費の助成を行いました。

(注)ボッチャ:ヨーロッパで生まれた重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目

<第5期計画における課題>

地域活動支援センターの利用については、それぞれの希望に応じた社会参加が行えるよう、障がい者の特性や多様なニーズなどを踏まえ、参加しやすい環境づくりが必要です。

障がい者(児)へのアンケート調査では、「外出時に困ること」として「タクシー料金や自家用車のガソリン代が高い」が障がい種別の集計で最も回答数が多くなっています。

また、自由意見でも医療機関への通院や事業所への通所にかかる移動費用が経済的に負担となっており、送迎や移動手段への支援が求められています。

<施策の方向>

①社会参加・参画の促進(施策の体系図2-(4)-①)

地域活動支援センターの活動内容やスポーツ・文化における活動など、利用者の特性やニーズを踏まえ、魅力ある活動内容となるよう、さらなる活動の推進を図ります。

②障がい者の移動手段の充実(施策の体系図2-(4)-②)

障がい者(児)の社会活動の促進と、通院や通所の際の送迎なども含めた移動手段の確保や、燃料費等の物価高騰に対する支援の拡充等について検討します。

また、公共交通機関において、平常時や緊急時に障がい者(児)が利用しやすい支援体制の構築を検討します。

<施策の展開>

施策の方向	施策の内容	担当窓口
①社会参加・参画の促進	・イベント情報の提供 ・障がい者スポーツ等の促進 ・芸術・文化活動などの創作活動の促進 ・地域活動支援センターの活動内容の充実 ・コミュニケーションに必要なボランティアの派遣	生涯学習課 福祉介護課
②障がい者の移動手段の充実	・移動支援の補助制度の見直し検討 ・福祉タクシー、福祉バスによる移動支援の充実 ・障がい者が利用しやすい公共交通の検討 ・自動車改造費の支援	環境生活課 企画政策課 福祉介護課

(5)就労支援の充実

<第4期計画における現状と評価>

障がい者が地域で自立した生活を営むため、就労移行支援や就労定着支援などの障がい福祉サービスを通じて一般就労に結び付け、経済的な自立につなげました。

就労後も相談員による不安に対するケアや、障がい者就業・生活支援センター(注)の支援を受けることで、継続的に就労ができる環境づくりに努めました。

(注)障がい者就業・生活支援センター:障がい者や企業に対し、就労時の課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関と連携のもと、就業面及び生活面の一体的な支援を行っている機関

障がい者の就労機会の拡大と工賃向上を目指し、市の特定随意契約や障害者優先調達法に基づく受注を行い、障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進しました。

また、就労支援施設が取り組む自主作業において、必要な備品の購入費を補助し、訓練内容の拡充と就労支援サービスの利用拡大を図りました。

障がい者の雇用については、就労移行支援や就労継続支援などの障がい福祉サービスの提供やハローワークにおける合同就職面接会の実施など、一般就労に向け支援を行いました。

また、市役所においては、法定雇用率(注)を遵守した障がい者雇用継続に取り組むとともに、ハローワークと連携し、障がい者を3か月間試行雇用する「障害者トライアル雇用」(注)を実施するなど、障がいのある人の就労支援を推進しました。

(注)法定雇用率:従業員に占める身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の割合

(注)障害者トライアル雇用:障がい者を原則3か月間施行雇用することで、適正や能力を見極め、継続雇用のきっかけとすることを目的とした制度

<第5期計画における課題>

障がい者が自らの選択により、自分にあった仕事に就き、働き続けるために、障がいの特性に応じた多様な仕事や就労形態の創出が必要であり、専門性の高い支援が求められています。

障がい者(児)へのアンケート調査では、働くための環境や条件に必要なことは、「障がいの状態に合った働きかたができること」や「事業主や職場の人が障がい者雇用について十分理解していること」を選ぶかたの割合が多く、職場環境の合理的配慮(注)の提供義務等について、周知・啓発に取り組んでいく必要があります。

(注)合理的配慮：障がいのあるかたが日常生活や社会生活で受ける、様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのあるかたに対し、個別の状況に応じて行われる配慮

障がい者(児)へのアンケート調査では、就労しているかたの就労形態は、就労支援施設等での作業に次いで、嘱託職員・パートタイム・アルバイト等の非正規社員となっています。

また、約1か月の収入金額が8万円未満のかたが約30%となり、現在の工賃と年金では、生活していくために十分な収入を得られていないかたがいますと考えられます。

法定雇用率が、民間企業では令和6年4月から2.5%、令和8年7月には2.7%と段階的に引き上げられ、国・地方公共団体等においても同様に段階的に引き上げとなり、令和8年7月には3.0%、都道府県等の教育委員会では2.9%に引き上げられるため、企業や団体、市役所などで雇用の拡大が求められています。

障がい者雇用の各種施策を実施している、ハローワークや、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携した就労支援体制を強化するとともに、障がい者に対する偏見等を払拭できるよう、企業等への理解の促進を図る必要があります。

<施策の方向>

①就労支援体制の強化(施策の体系図2-(5)-①)

ハローワーク、就労支援施設、特別支援学校等の関係機関が連携し、障がい者の就労に向けた支援体制をより一層強化し、就労意欲がある障がい者に対し、就労機会の拡大を図りながら、適切な就労支援サービスを提供し、支援していきます。

②雇用の促進(施策の体系図2-(5)-②)

法定雇用率が、段階的に引き上げられることから、障がい者の雇用・就労の促進を図るため、市内事業所に対し職場環境における障がい者への合理的配慮の提供義務等について、周知・啓発に取り組んでいきます。

③就労支援サービスの充実(施策の体系図2-(5)-③)

就労支援事業所に通う障がい者が、いきいきと働きながら収入が得られるよう、また、就労支援事業所の安定運営と機能強化を図るため、障害者優先調達推進法に基づく調達方針による受注の拡大を図ります。

<施策の展開>

施策の方向	施策の内容	担当窓口
①就労支援体制の強化	・ハローワーク、障がい者(児)就労支援施設、特別支援学校、障がい者就業・生活支援センター等の連携による支援体制の強化 ・特別支援学校卒業後の進路に向けた支援体制の強化	観光商工課 こども教育課 福祉介護課
②雇用の促進	・「障害者雇用支援月間(毎年9月)」の普及・啓発 ・ハローワークと連携し、企業・事業所等への法定雇用率制度の周知・徹底 ・官公庁・一般企業における障がい者雇用の促進 ・【新】雇用先における障がい者(児)への人権擁護の促進 ・職場体験の受入れ拡充とトライアル雇用の制度の促進	観光商工課 福祉介護課
③就労支援サービスの充実	・就労に必要な知識や能力を向上させる訓練の場の充実 ・障がいの状態に応じた福祉的就労の場の充実 ・就労支援事業所における販路拡大・販売体制の充実 ・妙高市障がい者ワーキングネットを核とした授産活動の促進	観光商工課 こども教育課 福祉介護課

3. 理解と支え合いの推進

(6)人材養成の充実

<第4期計画における現状と評価>

障がい者(児)が日常生活の中で、気軽にコミュニケーションが図られるよう、障がいの特性に対応するため、手話通訳や点訳、要約筆記などの人材を確保・養成していく必要があります。手話通訳については、市の手話奉仕員養成講座の受講者で新たに1人が手話通訳者となり、コミュニケーション支援の充実に努めました。

このほか、市役所窓口到手話通訳士1人を設置するなど、支援できる体制を整えつつありますが、ほかの分野での人材確保には至っていない状況です。

手話通訳、点訳、朗読の福祉ボランティアの人材を養成・育成するため、活動できる場を提供するなど、活動への支援を行うとともに、福祉ボランティアの普及に努めました。

また、妙高はねうまカレッジ「まなびの杜」においては、リカレント講座(注)の一つとして障がい者への対応を含めた介護講座を開催し、障がいへの理解を深めました。

(注)リカレント:学校教育から離れた後も生涯にわたって学び続け、必要に応じて就労と学習を交互に繰り返す講座

<第5期計画における課題>

令和3年4月に「妙高市手話言語条例」を制定・施行し、手話やろう者への理解、手話の普及に向けた養成講座等を行ってきましたが、今後は、これらの取組のより効果的な実施や情報支援機器(注)の活用等による、様々な障がい特性に配慮した情報・コミュニケーション支援を進めていく必要があります。

障がい者(児)の支援機器(福祉機器)(注)等により生活環境は少しずつ改善しつつありますが、障がい者(児)に対し、直接支援してくれるボランティア人材はとても重要であり、育成していく必要があります。

しかし、ボランティア育成に向けた講座等を開催していますが、受講者は増えず、講座を受講しても実際にボランティア活動への参加までに至る人は限定的で、より効果的な人材育成を進める必要があります。

(注)情報支援機器:視覚に代わって聴覚や触覚等を活用して軽減したり、解消したりすることを目的としている機器

(注)支援機器(福祉機器):情報取得の困難さを、視覚に代わって聴覚や触覚等を活用して軽減したり、解消したりすることを目的としているもの。また、疾病等の原因で生じた精神的、身体的不具合を補てんするため、あるいは生活に適応させるための目的を持つ全ての用具・設備機器

<施策の方向>

①コミュニケーション支援(手話通訳、点訳など)等のための人材育成 (施策の体系図3-(6)-①)

引き続き、手話奉仕員養成講座を開催し、手話通訳の人材育成に努め、支援体制を確保します。

また、点訳ボランティアや要約筆記のニーズを調査し、必要な人材確保のための手立てを検討するとともに、障がいのある人のコミュニケーションを円滑に行うことができるよう、市民に対し言語としての手話の普及・啓発に努め、意思疎通支援の推進を図ります。

②ボランティア活動への支援(施策の体系図3-(6)-②)

講座の開催だけでは、ボランティア人材を育成することは難しいため、社会福祉施設職員や事業所など、関心の高いかたなどに焦点をおいた募集をするなど、より効果的な人材育成を進めていきます。

<施策の展開>

施策の方向	施策の内容	担当窓口
①コミュニケーション支援等のための人材育成	・障がいの特性に応じた手話通訳、点訳、要約筆記者等の養成 ・手話言語条例普及に関するイベント等の検討・実施	福祉介護課
②ボランティア活動への支援	・ボランティア活動ができる場の提供 ・障がい者(児)との交流によるボランティア活動の促進 ・ボランティアや障がいに対する理解を深めるための講習会などの開催	福祉介護課

(7)くらし・住環境の整備

<第4期計画における現状と評価>

障がい者(児)が地域の中で安全で、安心できる暮らしの場を確保するため、NPO法人や社会福祉法人など関係機関と連携しながら、グループホームの整備を行いました。

また、公共施設では音声案内付きのエレベーターの設置やトイレの手洗い場の自動水洗化など、障がいのある人が利用しやすい施設整備に取り組みました。

「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「新潟県福祉のまちづくり条例」、「妙高市公共施設等総合管理計画」などに基づき、年齢、性別、能力等にかかわらず、誰もが安全・安心で快適な施設を利用できるようユニバーサルデザインのまちづくりを推進しました。

しかし、まだ対応できていない公共施設や道路(歩道)等が残っているため、順次進めていく必要があります。

在宅での日常生活の利便性を確保するため、住宅の玄関、階段、浴室、便所、居室など、心身の状況によりバリアフリー化を実施する場合、改修費の一部助成や、安全・快適な住まいづくり(耐震対策工事含む)に対する支援を行い、安心して暮らせる住宅環境づくりを支援しました。

災害時に備えて、支援が必要な障がい者(児)については、障がい者(児)の同意のもと、福祉介護課において「避難行動要支援者名簿」を作成し、有事の際に有効活用できるよう、民生委員・児童委員や自主防災組織と情報の共有を図りました。

<第5期計画における課題>

生活の拠点となる「住まい」については、障がい者(児)が地域で安心・安全に暮らし続けられるよう、利用者のニーズを踏まえつつ、「親亡き後」を見据えた施設整備を進める必要があります。

障がい者(児)へのアンケート調査では、「社会のバリアフリー化促進のため優先して整備すること」では、「道路、建物、乗り物等の出入口の段差解消や手すりの設置」と回答している人が約20%いることから、引き続き公共施設や道路・歩道、公共交通機関などのバリアフリー化について、積極的に進めていく必要があります。

災害時、避難所での生活が困難な障がい者(児)や妊産婦、乳幼児、要介護高齢者がいる場合には、福祉避難所や介護避難所を開設することとなっていますが、介護人材の確保や専用スペースの確保などといった課題も多くあるため、今後、福祉避難所・介護避難所の開設に係る検討が必要です。

<施策の方向>

①障がいに配慮した住宅等の暮らしの場の整備(施策体系図3-(7)-①)

障がいのある人が地域で生活をしていくためには、生活基盤となる住まいの確保が重要であり、「親亡き後」も住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、グループホームなど心身の状況や特性に応じた暮らしの場の整備を進め、障がいのある人の多様な生活の場の確保に取り組みます。

②福祉のやさしいまちづくりの推進(施策体系図3-(7)-②)

全ての人が、障がいの有無、年齢、性別、能力等にかかわらず、誰もが安心して快適に暮らし続けられるよう、「バリアフリー法」や「ユニバーサルデザイン2020行動計画」等に基づく、公共施設や道路、公園等のバリアフリー化に計画的に取り組むとともに、民間施設や公共交通機関などの、整備についても理解を働きかけていきます。

また、家庭や地域、学校・職場など、あらゆるところで障がいのある人の偏見や差別を解消し、正しい理解と認識を深めることができるよう、多様な機会を通じて周知・啓発を推進します。

③安全・安心に向けた見守りと啓発の推進(施策体系図3-(7)-③)

災害時に支援が必要な全ての障がい者(児)が迅速に避難できるよう、「避難行動要支援者名簿」の定期的な見直しと有効活用できるよう関係機関や関係者との連携強化を図るとともに、避難所において障がい特性に配慮した円滑な避難所運営が行えるよう、その対応について検討を進めていきます。

<施策の展開>

施策の方向	施策の内容	担当窓口
①障がい配慮した住宅等のくらしの場の整備	・グループホームの整備 ・公営住宅のバリアフリー化の推進 ・障がい者(児)の住宅改修に対する支援 ・耐震診断の促進による支援	建設課 福祉介護課
②福祉にやさしいまちづくりの推進	・公共施設等のバリアフリー化の徹底 ・民間施設や公共交通等のバリアフリー化への促進 ・障がい者(児)への合理的配慮及び差別解消の推進に関する周知・啓発	建設課 こども教育課 生涯学習課 観光商工課 環境生活課 農林課 福祉介護課
③安全・安心に向けた見守りと啓発の推進	・災害発生時における「避難行動要支援者名簿」の有効活用と、避難困難者への支援に向けた体制整備 ・【新】避難所運営の担い手に対する障がい者(児)の理解の促進と対応方法等についての周知徹底 ・地域と連携した見守り活動の推進 ・障がい者支援施設における利用者への安全対策の徹底 ・本人の情報や緊急連絡先等を記載されたヘルプカードの配布	総務課 市民税務課 福祉介護課

(8)理解と差別の解消

<第4期計画における現状と評価>

障がい者(児)への理解を深めるため、「こころのままアート展」の開催のほか、障がい者(児)へ「ヘルプカード」の配布や、「新潟県おもいやり駐車場」の申請支援など行い、障がい者(児)への理解促進と啓発に努めました。

また、小・中学校においては、授業や集会を通して障がい者(児)理解の学習を行うほか、共生社会の実現を目標に、特別支援学校との交流等、障がい者(児)への理解を深めました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症等の影響から、オンラインでの交流が中心となっていたため、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の今後は、感染対策を講じながら対面での交流を充実する必要があります。

<第5期計画における課題>

障がい者(児)へのアンケート調査では、約20%のかたが、障がいを理由に差別や嫌な思いをしたと回答しています。

18歳未満の子どもでは、約30%のかたが差別や嫌な思いをしたと回答しています。

共生社会の実現に向けて、障がい者(児)の特性等について、広く市民から理解してもらえよう、広報活動や交流会等の開催を促進する必要があります。

障がい者(児)の虐待事例は、潜在的なものもあるため、周囲の理解や配慮、気づきなどが重要となります。

そのため、相談支援事業所など地域の支援機関との情報共有や支援体制の強化を図っていく必要があります。

<施策の方向>

①差別解消への取組の充実(施策体系図3-(8)-①)

障がい者(児)への偏見や差別を解消し、正しい理解と認識を深めることができるよう、多様な機会を通じて、周知・啓発に努めるとともに、差別的な取り扱いや合理的な配慮の不提供に関する相談への対応、問題解決に向けた取組などを事業者も含めた関係機関と連携し進めます。

②虐待防止(施策体系図3-(8)-②)

障がい者(児)への虐待の未然防止と早期発見に向け、虐待に該当する行為や通報義務な

どを周知・啓発するとともに、常時、通報受付体制を確保し、市民等からの通報があった場合には迅速な対応に努めます。

また、障がい者(児)虐待の発生には、様々な要因が複雑に影響している場合が多いため、支援においては、複数の関係機関と連携をとりながら、障がい者(児)や養護者等の生活を支援できる体制を整え、対応します。

<施策の展開>

施策の方向	施策の内容	担当窓口
①差別解消への取組の充実	・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨や重要性、障がいの特性や必要な配慮等について、市民や事業者、地域などへの広報・啓発の推進 ・保健、福祉、教育、人権など様々な分野での理解・啓発活動の促進	健康保険課 こども教育課 市民税務課 福祉介護課
②虐待防止	・障がい者虐待防止や早期発見に向け、虐待に該当する行為や通報義務の広報・啓発の推進 ・地域関係機関との連携強化 ・被虐待者・養護者への相談支援	こども教育課 福祉介護課

第5章 実施計画（サービス見込み量）

第1節 数値目標

国の基本指針に基づき、各種数値目標を設定することを基本としていますが、各項目について地域の実情を踏まえて設定しました。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

◎国の基本指針

令和8年度末までに、令和4年度末時点(以下基準日)の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを目指し、令和4年度末時点の施設入所者数を基準日の5%以上削減する。

【地域移行者数】

項 目	数 値	考え方
基準日入所者数	38人	令和4年度末の施設入所者数
目標年度入所者数	38人	令和8年度末時点の利用人員
【目標値】削減見込み	0人	差引減少見込み数
	0%	減少割合
【目標値】地域生活移行者数	0人	グループホーム等移行者数
	0%	移行割合

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

〔活動指標〕	R 6	R 7	R 8	考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1	1	1	市町村単独で年1回、個別でケース検討会等の協議の場を開催する
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	8	8	8	妙高市障がい者地域自立支援協議会現委員における関係者数8人を計上
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1	協議の場の開催回数と同じ
精神障がい者の地域移行支援	1	1	1	新規利用者見込み数
精神障がい者の地域定着支援	1	1	1	新規利用者見込み数
精神障がい者の共同生活援助	1	1	1	新規利用者見込み数
精神障がい者の自立生活援助	1	1	1	新規利用者見込み数
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	1	1	1	新規利用者見込み数

3. 地域生活支援の充実

◎国の基本指針

令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点を整備(複数市町村による共同整備を含む。)するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。

また、年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討する。

項 目	数 値	
令和8年度末時点の地域生活支援拠点確保 (単位:か所)	R6	1
	R7	1
	R8	1
地域生活支援拠点の年1回以上の検証及び検討の実施 (単位:回)	R6	2
	R7	2
	R8	2
考え方(想定される機能、体制等)		
◇市単独による面的整備型で、下記の2機能は整備済み ①【相談】…24時間の相談体制(市福祉介護課及び市障がい者相談室) ②【緊急時の受け入れ・対応】…3事業所(短期入所及びグループホーム) ◇残りの3機能は、令和8年3月までに整備予定 ③【体験の機会・場】 ④【専門的人材の確保・養成】 ⑤【地域の体制づくり】 ◇地域生活支援拠点の検証及び検討は妙高市障がい者地域自立支援協議会で実施		

4. 福祉施設から一般就労への移行等

(1)福祉施設から一般就労への移行

◎国の基本指針

就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度の移行実績の1.28倍以上とする。

【福祉施設から一般就労への移行者数】

項 目	数 値		考 え 方
令和3年度の一般就労移行者数(A)	7	人	令和3年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労した者の数
目標年度の一般就労移行者数(B)	11	人	令和8年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数
目標値=B/A	1.57	倍	
(就労移行支援事業)			
令和3年度の一般就労移行者数(A)	3	人	令和3年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、一般就労した者の数
目標年度の一般就労移行者数(B)	4	人	令和8年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、一般就労する者の数
目標値=B/A	1.33	倍	
(就労継続支援A型事業)			
令和3年度の一般就労移行者数(A)	0	人	令和3年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、一般就労した者の数
目標年度の一般就労移行者数(B)	1	人	令和8年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、一般就労する者の数
目標値=B/A	—	倍	
(就労継続支援B型事業)			
令和3年度の一般就労移行者数(A)	4	人	令和3年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、一般就労した者の数
目標年度の一般就労移行者数(B)	6	人	令和8年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、一般就労する者の数
目標値=B/A	1.5	倍	

(2)就労定着支援事業の利用者数

◎国の基本指針

令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度実績の1.41倍以上とする。

【就労定着支援事業の利用者数】

項 目	数 値	考え方
令和3年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数(A)	7 人	令和3年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数
(A)のうち、就労定着支援事業利用者数(B) 目標値=B/A	10 人 142.9 %	令和8年度において就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する者の数

(3)就労定着率の7割以上の就労定着支援事業所の割合

◎国の基本指針

令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

【就労定着率の7割以上の事業所数】

項 目	数 値	考え方
令和4年度末の就労定着支援事業所の数(A)	1 か所	令和4年度末における就労定着支援事業所の数
目標年度末の就労定着率8割以上の事業所の数(B) 目標値=B/A	1 か所 100 %	令和8年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の数

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 障がい児支援の提供体制

◎国の基本指針

令和8年度末までに、下記について整備する。

- ・児童発達支援センター(注):少なくとも1か所以上
- ・保育所等訪問支援:利用できる体制を構築する。
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス:1か所以上

【障がい児支援の提供体制】

項 目	数 値	考え方
児童発達支援センターの設置	0 か所	市の政策として、児童発達支援施設及び障がい児相談支援事業所の運営、保育所等への訪問支援を実施している
保育所等訪問支援の提供体制	1 か所	市の政策として、児童発達支援施設及び障がい児相談支援事業所の運営、保育所等への訪問支援を実施している
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援の確保	1 か所	令和8年度末における児童発達支援事業所の数
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保	1 か所	令和8年度末における放課後等デイサービス事業所の数

(注)児童発達支援センター:障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、または集団生活への適応のための訓練を行う施設

(2)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置等

◎国の基本指針

令和8年度末までに、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設置するとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置等】

項 目	設置・配置の有無
令和8年度末時点での協議の場の設置の有無	有
令和8年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の有無	無
考え方(想定される体制等)	
医療的ケア児の地域支援に関する協議を妙高市障がい者地域自立支援協議会等で行う (※協議する場合は市役所、保健所、病院、相談支援事業所、障がい児通所支援事業所、保育園、特別支援学校等の関係者を参集した個別の会議等も含む) 医療機関の連携が必要不可欠なため、市町村だけでなく、上越圏域も含めた対応が望ましい	

【活動指標】	R6	R7	R8	考え方
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0	0	0	市単独設置は困難 圏域での設置が望ましい

6. 相談支援体制の充実・強化等

◎国の基本指針

令和8年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

項 目	有無	考え方(想定される体制等)
令和8年度末時点での地域の相談支援体制の強化を図る体制の有無	有	現在事業所に委託している相談支援事業において、研修や処遇困難ケースの検討等により、地域の相談支援体制の強化を図る。
令和8年度末時点での個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制の有無	有	個別事例の検討を行い、地域のサービス基盤の開発・改善等に必要な協議の場として、妙高市障がい者地域自立支援協議会を活用していく。

7. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

◎国の基本指針

令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

項 目	有無	考え方
令和8年度末時点での、障がい福祉サービスの質の向上を図るための取組に関する事項を実施する体制構築の有無	有	県が主催する行政及び福祉事業所を対象とした研修会へ参加する。

〔活動指標〕	有無	R6	R7	R8
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数		1	1	1
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無と実施回数	有	1	1	1

第2節 障がい福祉サービス等の見込み量

1. 訪問系サービス

(1) 居宅介護

障がい者(児)のいる家庭にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつなどの身体介護や食事・洗濯・掃除などの家事援助を行います。

【 実績 】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月(人)	30	32	31	33	32	23
利用時間／月(時間)	300	233	310	297	320	252

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実利用者数／月(人)	27	33	28	23	29	23
利用時間／月(時間)	270	246	280	225	290	230

【 計画 】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数／月(人)	24	25	26
利用時間／月(時間)	240	250	260

<計画値の算出根拠>

◎実利用者数／月

実績の実利用者と精神科病院退院者で新規を見込みました。

◎利用時間／月

実績のサービス利用状況を勘案し、1人当たり10時間/月で見込みました。

(2)重度訪問介護

重度の障がい者で常時介護を要する人の家庭にホームヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。

【 実績 】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月(人)	1	0	1	0	1	0
利用時間／月(時間)	123	0	123	0	123	0

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実利用者数／月(人)	1	1	1	1	1	1
利用時間／月(時間)	205	32	205	116	205	240

【 計画 】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数／月(人)	1	2	2
利用時間／月(時間)	300	480	480

<計画値の算出根拠>

◎実利用者数／月

実績の実利用者(1人)と新規の重度障がい者(1人)を見込みました。

◎利用時間／月

実績のサービス利用状況等を勘案し、新規の重度障がい者(1人)を180時間/月で見込みました。

(3)同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を伴う人の外出時にホームヘルパーが同行し、移動に必要な情報を伝えるとともに、移動の際の援助や社会生活に必要な手続き等を支援します。

【 実績 】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月(人)	2	1	3	1	3	1
利用時間／月(時間)	20	9	30	12	30	9

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実利用者数／月(人)	2	3	3	3	3	3
利用時間／月(時間)	18	32	27	36	27	36

【 計画 】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数／月(人)	4	4	4
利用時間／月(時間)	48	48	48

<計画値の算出根拠>

◎実利用者数／月

外出時に支援が必要な重度の視覚障がい者(児)を見込みました。

◎利用時間／月

実績のサービス利用状況を勘案し、1人当たり12時間/月で見込みました。

(4)行動援護

知的障がい、または精神障がい者(児)で、行動に著しい困難を有する場合にホームヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険回避に必要な援助や外出時における移動中の介助を行います。

【 実績 】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月(人)	4	3	5	3	6	1
利用時間／月(時間)	20	9	25	23	30	1

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実利用者数／月(人)	3	3	4	1	5	1
利用時間／月(時間)	12	16	16	2	20	2

【 計画 】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数／月(人)	2	3	4
利用時間／月(時間)	4	6	8

<計画値の算出根拠>

◎実利用者数／月

実績の実利用者数と精神科からの退院による障がい者の在宅移行者を見込みました。

◎利用時間／月

実績のサービス利用状況を勘案し、1人当たり2時間/月で見込みました。

(5)重度障がい者等包括支援

障がい支援区分6(児童については区分6に相当する心身の状態)で意思疎通が著しく困難な人に対して、居宅介護などの複数のサービスを包括的に提供します。

【 実績 】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月(人)	0	0	0	0	0	0
利用時間／月(時間)	0	0	0	0	0	0

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実利用者数／月(人)	0	0	0	0	0	0
利用時間／月(時間)	0	0	0	0	0	0

【 計画 】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数／月(人)	0	0	0
利用時間／月(時間)	0	0	0

<計画値の算出根拠>

◎実利用者数／月

サービス提供可能な事業所が県内にないため、現状で見込みました。

◎利用時間／月

サービス提供可能な事業所が県内にないため、現状で見込みました。

2. 日中活動系サービス

(1)生活介護

常時介護が必要で、障がい支援区分3以上の人、または50歳以上で障がい支援区分2以上の人に対して、昼間、入浴、排せつなどの介護や、食事の支援を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【 実績 】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月(人)	99	101	107	100	110	91
利用日数／月(日)	1,980	1,887	2,140	1,997	2,200	1,833

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実利用者数／月(人)	100	96	105	101	111	99
利用日数／月(日)	2,100	1,852	2,205	1,772	2,331	1,782

【 計画 】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数／月(人)	105	115	121
利用日数／月(日)	1,890	2,070	2,178

<計画値の算出根拠>

◎実利用者数／月

実績の実利用者と在宅のサービス未利用者、精神科からの退院による障がい者(児)、特別支援学校の卒業生を見込みました。

◎利用日数／月

実績のサービス利用状況を勘案し、利用日数18日/月で見込みました。

(2)自立訓練(機能訓練)

地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などに支援が必要な身体障がい者(児)を対象に、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【 実績 】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月(人)	2	1	3	1	4	0
利用日数／月(日)	44	19	66	1	88	0

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実利用者数／月(人)	2	1	3	0	4	0
利用日数／月(日)	44	17	66	0	88	0

【 計画 】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数／月(人)	1	2	2
利用日数／月(日)	23	46	46

<計画値の算出根拠>

◎実利用者数／月

在宅で新規の障がい者を見込みました。

◎利用日数／月

利用日数23日/月で見込みました。

(3)自立訓練(生活訓練)

地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がい・精神障がい者(児)を対象に、自立した日常生活や、社会生活を送ることができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【 実績 】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月(人)	7	5	8	2	9	3
利用日数／月(日)	154	33	176	30	198	50

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実利用者数／月(人)	7	5	10	5	9	5
利用日数／月(日)	154	39	220	45	198	115

【 計画 】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数／月(人)	9	14	14
利用日数／月(日)	207	322	322

<計画値の算出根拠>

◎実利用者数／月

実績の実利用者と精神科からの退院による障がい者、特別支援学校の卒業生を見込みました。

◎利用日数／月

利用日数23日／月で見込みました。

(4)自立訓練(宿泊型自立訓練)

地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がい・精神障がい者(児)を対象に、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるため、一定期間、必要な訓練を行います。

【 実績 】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月(人)	7	5	8	2	9	4
利用日数／月(日)	203	53	232	50	261	104

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実利用者数／月(人)	7	5	10	5	9	5
利用日数／月(日)	154	81	220	82	198	150

【 計画 】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数／月(人)	9	14	14
利用日数／月(日)	270	420	420

<計画値の算出根拠>

◎実利用者数／月

実績の実利用者と精神科からの退院による障がい者、特別支援学校の卒業生を見込みました。

◎利用日数／月

利用日数30日／月で見込みました。

(5)就労移行支援

一般就労などを希望し、企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に、一定期間、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識の習得、及び能力向上のための訓練を行います。

【 実績 】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月(人)	25	20	29	16	29	14
利用日数／月(日)	425	326	493	175	493	240

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実利用者数／月(人)	22	15	26	15	30	21
利用日数／月(日)	418	272	494	253	570	252

【 計画 】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数／月(人)	24	27	31
利用日数／月(日)	288	324	372

<計画値の算出根拠>

◎実利用者数／月

実績の実利用者と、在宅のサービス未利用者及び特別支援学校の卒業生を見込みました。

◎利用日数／月

実績のサービス利用状況を勘案し、利用日数12日/月で見込みました。

(6)就労継続支援(A型)

就労に必要な知識の習得・能力の向上を図ることにより、事業所の雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、就労の場を提供します。

【 実績 】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月(人)	7	4	8	5	9	5
利用日数／月(日)	126	42	144	49	162	88

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実利用者数／月(人)	6	5	7	5	8	5
利用日数／月(日)	132	86	154	74	176	75

【 計画 】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数／月(人)	6	7	8
利用日数／月(日)	90	105	120

<計画値の算出根拠>

◎実利用者数／月

実績の実利用者と、在宅のサービス未利用者及び特別支援学校の卒業生を見込みました。

◎利用日数／月

実績のサービス利用状況を勘案し、利用日数15日/月で見込みました。

(7)就労継続支援(B型)

一般就労や就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、一般就労や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、または、これらに該当しない人で50歳に達している人や障がい基礎年金1級の受給者を対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識の習得・能力の向上のために必要な訓練を行います。

【実績】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月(人)	101	103	103	105	105	95
利用日数／月(日)	1,818	1,586	1,854	1,167	1,890	1,644

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実利用者数／月(人)	108	108	116	125	124	113
利用日数／月(日)	1,944	1,723	2,088	1,906	2,232	1,695

【計画】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数／月(人)	128	156	161
利用日数／月(日)	1,920	2,340	2,415

<計画値の算出根拠>

◎実利用者数／月

実績の実利用者数と、在宅のサービス未利用者及び精神科からの退院による新規利用者を見込みました。

◎利用日数／月

実績のサービス利用状況を勘案し、平均利用日数15日/月で見込みました。

(8)就労定着支援

一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

【実績】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月(人)	5	0	6	5	6	6

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実利用者数／月(人)	8	7	10	8	12	8

【計画】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数／月(人)	9	10	11

<計画値の算出根拠>

◎実利用者数／月

過去の年度の実績から利用者を見込みました。

(9)就労選択支援

障がいを持つ人の希望や能力に応じた適切な仕事探しを支援し、就労や福祉サービスへとつなげるサービスです。令和7年度から新しくサービス開始予定です。

【計画】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月(人)	—	—	—	—	—	—

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実利用者数／月(人)	—	—	—	—	—	—

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数／月(人)	—	28	5

<計画値の算出根拠>

◎実利用者数／月

就労継続支援B型の新規利用者と同数値で見込みました。

(10)療養介護

常時介護を必要とする人で、障がい支援区分6で病院などへの長期入院による医療に加え、人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、及び障がい支援区分5以上の筋ジストロフィー患者、または重度心身障がい者(児)を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

【 実績 】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月(人)	16	15	17	16	18	15

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実利用者数／月(人)	16	15	16	16	17	16

【 計画 】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数／月(人)	18	18	18

<計画値の算出根拠>

◎実利用者数／月

現在の実利用者と、療養介護へ移行する可能性がある重度心身障がい者を見込みました。

(11)短期入所(福祉型)

介護者が病気などの理由により、在宅での生活が困難な障がい者(児)に施設で入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

【 実績 】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月(人)	43	44	47	56	51	33
利用日数／月(日)	215	273	235	451	255	252

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実利用者数／月(人)	45	40	50	54	55	54
利用日数／月(日)	360	248	400	200	440	216

【 計画 】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数／月(人)	55	56	57
利用日数／月(日)	220	224	228

<計画値の算出根拠>

◎実利用者数／月

実績の実利用者とは在宅のサービス未利用者、特別支援学校の卒業生等を見込みした。

◎利用日数／月

実績のサービス利用状況を勘案し、利用日数4日/月で見込みました。

(12)短期入所(医療型)

介護者が病気などの理由により、在宅での生活が困難な遷延性意識障がい者(児)、筋萎縮性側索硬化症(ALS)等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい者(児)に病院等で入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

【 実績 】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月(人)	2	2	3	1	4	1
利用日数／月(日)	6	7	9	10	12	2

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実利用者数／月(人)	2	1	3	4	3	4
利用日数／月(日)	6	4	9	8	9	8

【 計画 】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数／月(人)	7	7	7
利用日数／月(日)	14	14	14

<計画値の算出根拠>

◎実利用者数／月

実績の実利用者とは在宅のサービス未利用者を見込みました。

◎利用日数／月

実績のサービス利用状況を勘案し、利用日数2日/月で見込みました。

(13)放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

【 実績 】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月(人)	37	30	41	30	46	25
利用日数／月(日)	259	249	287	306	322	207

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実利用者数／月(人)	37	38	42	49	47	52
利用日数／月(日)	370	298	420	442	470	468

【 計画 】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数／月(人)	63	81	104
利用日数／月(日)	567	729	936

<計画値の算出根拠>

◎実利用者数／月

実績の実利用者から過去の実績に基づく伸び率で見込みました。

◎利用日数／月

実績のサービス利用状況を勘案し、利用日数9日／月で見込みました。

(14)児童発達支援

心と体の発達、成長に心配のある児童が保護者とともに通所し、遊びや交流を通して児童の発達を支援します。

【 実績 】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月(人)	101	105	107	117	111	85
利用日数／月(日)	202	126	214	140	222	150

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実利用者数／月(人)	89	124	105	104	124	104
利用日数／月(日)	178	162	210	147	248	208

【 計画 】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数／月(人)	107	110	113
利用日数／月(日)	214	220	226

<計画値の算出根拠>

◎実利用者数／月

実績の実利用者と新規の手帳取得者から利用者を見込みました。

◎利用日数／月

実績のサービス利用状況を勘案し、利用日数2日／月で見込みました。

(15)居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいなどで、通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います(平成30年度から新しくサービスが開始されました)。

【 実績 】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実利用者数／月(人)	0	0	0	0	0	0
利用日数／月(日)	0	0	0	0	0	0

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実利用者数／月(人)	0	0	0	0	0	0
利用日数／月(日)	0	0	0	0	0	0

【 計画 】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数／月(人)	0	0	0
利用日数／月(日)	0	0	0

<計画値の算出根拠>

◎実利用者数／月

サービス提供可能な事業所が市内にないため、現状を見込みました。

◎利用時間／月

サービス提供可能な事業所が市内にないため、現状を見込みました。

(16)保育所等訪問支援

保育所などに通う障がいのある児童を対象にして、施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

【 実績 】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実利用者数／月(人)	0	0	0	0	0	0
利用日数／月(日)	0	0	0	0	0	0

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実利用者数／月(人)	0	0	0	0	0	0
利用日数／月(日)	0	0	0	0	0	0

【 計画 】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数／月(人)	0	0	0
利用日数／月(日)	0	0	0

<計画値の算出根拠>

◎実利用者数／月

家庭児童相談員及び特別支援教育指導員で、類似サービス(市内保育所等を定期的に訪問し、指導)を実施していることを踏まえ、現状を見込みました。

◎利用日数／月

家庭児童相談員及び特別支援教育指導員で、類似サービス(市内保育所等を定期的に訪問し、指導)を実施していることを踏まえ、現状を見込みました。

3. 居住系サービス

(1) 共同生活援助(グループホーム)

障がい者で、日常生活上の援助を必要とする人に、共同生活を送りながら地域で自立した日常生活ができるよう介護や支援を行います。

【 実績 】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月(人)	40	45	41	39	48	42

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実利用者数／月(人)	38	42	39	42	46	42

【 計画 】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数／月(人)	43	53	53

<計画値の算出根拠>

◎実利用者数／月

実績の実利用者と在宅のサービス未利用者、さらには新規施設(10床分)を想定した入居者を見込みました。

(2) 施設入所支援

生活能力により単身での生活が困難な人、地理的条件などにより通所することが困難な人に対して、施設において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【 実績 】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月(人)	47	49	48	48	49	42

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実利用者数／月(人)	45	46	45	40	45	38

【 計画 】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数／月(人)	38	38	38

<計画値の算出根拠>

◎実利用者数／月

令和4年度末時点での実利用者で見込みました。

(3)自立生活援助

1人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

【 実績 】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月(人)	1	0	1	0	1	0

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実利用者数／月(人)	1	0	1	0	1	0

【 計画 】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数／月(人)	1	1	1

<計画値の算出根拠>

◎実利用者数／月

精神科退院後、1人暮らしに移行する障がい者を想定し、見込みました。

4. サービス等利用計画作成など相談支援

(1) 計画相談支援(サービス等利用計画作成)

サービスを利用したい本人やその保護者が、必要なサービスを適切に利用できるよう、心身の状況やおかれている環境、サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画の作成を支援します。

【 実績 】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
計画作成数／年(件)	426	407	448	404	472	416

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
計画作成数／年(件)	428	437	440	444	453	446

【 計画 】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画作成数／年(件)	504	573	651

<計画値の算出根拠>

◎計画作成数／年

実績の実利用者(児・者)に年度ごとの伸び率で見込みました。

(2)地域移行支援

福祉施設及び矯正施設等に入所している障がい者、及び精神科へ入院している障がい者（児）を対象に、医療、福祉等の関係機関の連携のもと、本人が充実した地域生活を送ることができるように在宅生活への移行を支援します。

【実績】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月(人)	1	1	2	0	3	0

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実利用者数／月(人)	1	1	1	0	1	0

【計画】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数／月(人)	1	1	1

<計画値の算出根拠>

◎実利用者数／月

精神科退院後、在宅へ移行する障がい者を想定し、見込みました。

(3)地域定着支援

住み慣れた地域を拠点とし、医療機関や協力機関等との連携を強化し、地域生活を安定・継続させる体制の充実を図ることにより、円滑な地域定着のための支援を行います。

【実績】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月(人)	1	0	2	0	3	0

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実利用者数／月(人)	1	0	1	0	1	0

【計画】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数／月(人)	1	1	1

<計画値の算出根拠>

◎実利用者数／月

精神科退院後、在宅へ移行する障がい者を想定し、見込みました。

第3節 地域生活支援事業の見込み量

1. 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対し、障がい者(児)の理解を深めるため研修・啓発を行います。

【実績】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実施の有無	有	無	有	無	有	無

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実施の有無	有	無	有	無	有	無

【計画】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有

<計画値の算出根拠>

◎実施の有無

現状から勘案しました。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者(児)が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者(児)、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

【実績】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実施の有無	無	無	無	無	無	無

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実施の有無	無	無	無	無	無	無

【計画】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	無	無	無

<計画値の算出根拠>

◎実施の有無

地域活動支援センター等で同等の支援を実施しています。

(3)相談支援事業

相談支援事業では相談、福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)、社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等)、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介などを行います。

①障がい者相談支援事業

障がい者(児)等の福祉や介護サービスなどに関する相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

【 実績 】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
相談支援事業所数(か所)	1	1	1	1	1	1

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
相談支援事業所数(か所)	1	1	1	1	1	1

【 計画 】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所数(か所)	1	1	1

<計画値の算出根拠>

◎相談支援事業所数

現状から勘案しました。

②基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者等の相談、情報提供、助言のほか、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携支援を図ります。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
設置の有無	無	無	無
機能強化の実施の有無	無	無	無

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置の有無	無	無	無
機能強化の実施の有無	無	無	無

【計画】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置の有無	無	無	無
機能強化の実施の有無	無	無	無

<計画値の算出根拠>

◎設置の有無

現状から勘案しました。

◎機能強化の実施の有無

現状から勘案しました。

(4)成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用者などで、成年後見制度の利用が必要と認められる人に対し、成年後見制度を利用するための支援を行います(申立に関する支援、申立に要する費用に関する支援)。

【実績】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／年(人)	1	0	2	0	3	0

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実利用者数／月(人)	1	0	1	1	1	1

【計画】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数／年(人)	1	1	1

<計画値の算出根拠>

◎実利用者数／年

現状から勘案しました。

(5)成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度を、適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するための活動を支援します。

【 実績 】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実施の有無	無	無	無	無	無	有

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実施の有無	有	有	有	有	有	有

【 計画 】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有

<計画値の算出根拠>

◎実施の有無

現状から勘案しました。

(6)コミュニケーション支援事業(意思疎通支援事業)

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者(児)を対象に、手話奉仕員、要約筆記奉仕員を派遣するとともに、手話通訳者の養成を行います。

【 実績 】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
派遣利用延べ件数	－	114	－	125	－	120
通訳者設置見込み者数	0	0	0	0	0	0

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
派遣利用延べ件数	125	113	125	164	125	140
通訳者設置見込み者数	1	1	1	1	1	1

【 計画 】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
派遣利用延べ件数	127	127	127
通訳者設置見込み者数	1	1	1

<計画値の算出根拠>

◎派遣利用見込み者数

現状から勘案しました。

(7)日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい者(児)、及び知的障がい者(児)で、当該用具を必要とする人に、日常生活上の利便性の向上を図るための用具を給付します。

【 実績 】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
介護・訓練支援用具(件)	2	1	4	3	8	2
自立生活支援用具(件)	6	5	7	6	8	6
在宅療養等支援用具(件)	7	5	8	2	9	2
情報・意思疎通支援用具(件)	2	6	3	6	4	1
排せつ管理支援用具(件)	544	470	577	537	612	517
在宅生活動作補助用具(件)	1	1	2	0	3	0

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
介護・訓練支援用具(件)	2	0	2	4	2	2
自立生活支援用具(件)	5	5	5	5	6	5
在宅療養等支援用具(件)	3	2	4	6	4	4
情報・意思疎通支援用具(件)	6	3	6	4	6	4
排せつ管理支援用具(件)	626	536	676	500	730	518
在宅生活動作補助用具(件)	0	1	1	0	1	1

【 計画 】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具(件)	2	2	2
自立生活支援用具(件)	5	5	5
在宅療養等支援用具(件)	4	4	4
情報・意思疎通支援用具(件)	4	4	4
排せつ管理支援用具(件)	518	518	518
居宅生活動作補助用具(件)	0	1	1

<計画値の算出根拠>

◎各日常生活用具

給付品目ごとに、実績の平均をもとに見込みました。

(8)移動支援事業

障がい者(児)で、外出時に支援が必要とする人に対し、移動支援を行います。

【実績】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／年(人)	28	22	31	20	35	10
利用延べ時間／年(時間)	837	896	945	745	1,067	540

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実利用者数／年(人)	21	13	22	12	23	13
利用延べ時間／年(時間)	756	594	792	533	828	564

【計画】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数／年(人)	13	13	13
利用延べ時間／年(時間)	564	564	564

<計画値の算出根拠>

◎実利用者数／年

実績の平均で見込みました。

◎利用延べ時間／年

実績の平均で見込みました。

(9)地域活動支援センター事業(妙高市内)

ものをつくり出す創作的・生産的活動や、社会との交流を増やす活動などを行う場所として、障がいのある人の地域生活を支援します。

【 実績 】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
センター設置数(か所)	1	1	1	1	1	1
利用延べ人数／年(人)	4,000	3,135	4,480	2,699	5,017	2,340

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
センター設置数(か所)	1	1	1	1	1	1
利用延べ人数／年(人)	2,400	2,459	2,460	3,342	2,520	3,350

【 計画 】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
センター設置数(か所)	1	1	1
利用延べ人数／年(人)	3,400	3,450	3,500

<計画値の算出根拠>

◎センター設置数

市内事業所数で見込みました。

◎利用延べ人数

計画値をもとに見込みました。

2. 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

在宅での入浴が困難な身体障がい者(児)を対象に、訪問入浴車による入浴サービスを提供します。

【 実績 】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月(人)	2	1	2	1	3	1

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実利用者数／月(人)	1	1	2	1	2	1

【 計画 】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数／年(人)	2	2	2

<計画値の算出根拠>

◎実利用者数／年

在宅で生活している入浴が困難な身体障がい者(児)をもとに見込みました。

(2)日中一時支援事業

日中介護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者(児)等の日中における活動の場を提供し、障がい者(児)等の家族の就労支援、及び日常的に介護している家族の一時的な身体的・精神的負担の軽減を図ります。

【 実績 】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／年(人)	15	13	17	13	19	8
利用延べ日数／年(日)	540	650	612	471	684	328

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実利用者数／月(人)	9	9	10	9	11	9
利用延べ日数／年(日)	396	328	432	315	468	322

【 計画 】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数／年(人)	9	9	9
利用延べ日数／年(日)	322	322	322

<計画値の算出根拠>

◎実利用者数／年

現在の実利用者で見込みました。

◎利用延べ日数／年

実績の平均で見込みました。

第4節 サービスの提供量確保のための方策

<訪問系サービス>

事業名	方 策
居宅介護	◎既存のサービス提供事業所に対して、訪問系サービスのニーズ量にあわせたサービス提供体制の確保と質の高いサービスが提供できるように働きかけます ◎既存のサービス提供事業所に対して、喀痰吸引(注1)、ホームヘルパー、ガイドヘルパー(注2)や同行援護従業者養成講座等、重度障がい者(児)に対応した研修等の受講を促し、重度障がい等のかたが包括的にサービスの利用できる体制の確保に努めます
重度訪問介護	
行動援護	
重度障がい者等包括支援	
同行援護	

(注1)喀痰吸引:咳とともに吐き出される痰のことを喀痰といい、その痰を機械によって吸引する行為をいう

(注2)ガイドヘルパー:単独での外出が困難な知的障がいや重度の視覚障がいのある人等を対象に、外出の際に付き添い介護を行う人

<日中活動系サービス> (関連ページ:20、33、35)

事業名	方 策
生活介護	◎重度障がい者(児)の受け入れ環境が整っている事業所や経験のある事業所に働きかけ、サービスの拡充・強化と、利用者枠の確保を図ります ◎現在、サービスを利用していないかたや特別支援学校の卒業生を中心に、既存のサービス事業所において、障がい者(児)に対する訓練の場の確保を進めます <卒業見込み者数> 令和6年度 4人 令和7年度 5人 令和8年度 6人
自立訓練(機能訓練)	
自立訓練(生活訓練)	
自立訓練(宿泊型自立訓練)	
就労移行支援	◎一般就労が困難な障がい者(児)に対し、本人の状態に応じた就労訓練の場と、訓練メニューの拡充を図るとともに、就労継続支援A型のサービスの確保に努めます ◎ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等を通じて、市内事業所に対して情報提供を行うことで、障がい者(児)雇用の理解と協力、就労の場の確保を進めます ◎障がい者(児)の就労支援事業所との連携を進めるとともに、工賃アップのため、受注作業の拡充や、商品の販路拡大及び販売促進に努めます ◎サービス事業所が開設された際は、速やかな情報提供を図り、障がい者が適切な就労選択をできるよう努めます
就労継続支援(A型)	
就労継続支援(B型)	
就労選択支援	
就労定着支援	◎一般就労へ移行した障がい者が、就労に伴う環境の変化により生じた生活面の課題に対応できるよう、企業や自宅への訪問等、きめ細かい支援を行います

事業名	方 策
療養介護	◎現在、在宅生活を行っている重症心身障がい者(児)の中で、今後、サービス利用が見込まれるかたの身体状況等の把握や病院との連携を図り、床数の確保に努めます
短期入所(福祉型)	◎介護保険サービス事業所で、短期入所生活介護を行う事業所に働きかけ、今後増加が見込まれる利用者に備えた、床数の確保に努めます
短期入所(医療型)	
放課後等デイサービス	◎今後利用者の増加が見込まれることからサービス提供事業所及びひばり園と連携し、利用者のニーズに沿ったサービス提供が図られるように努めます
児童発達支援	
居宅訪問型児童発達支援	
保育所等訪問支援	

<居住系サービス>

事業名	方 策
共同生活援助 (グループホーム) (関連ページ:37)	◎入居希望者の動向を見極めながら、サービス事業所との協議を行い、グループホームの計画的な整備を進めつつ、必要数の確保に努めます <確保見込み> 令和7年度 10床
施設入所支援	◎スムーズに施設入所が図られるよう待機者の生活の現状把握に努め、施設と情報共有を図ります。また、待機者のうち介護保険サービスが適用される方は介護保険施設への移行を適切に進め、待機者の解消に努めます <入所者数> 令和4年度末現在 38人 <待機者数> 令和4年度末現在 5人
自立生活援助	◎施設利用をしていた障がい者が一人暮らしを始めた時に、生活や健康上の問題等がなく生活できるよう、訪問を行い、必要な助言等の支援を行います

<サービス等利用計画など相談支援>

事業名	方 策
サービス等利用計画作成	◎個々の心身の状況に合ったサービスを提供するため、相談支援専門員と連携し、適正な計画作成に努めます。また、サービス提供事業所に対して「新潟県相談支援従事者初任者研修」の受講を積極的に促し、相談支援専門員の増員を図るとともに、指定特定相談支援事業所の確保に努めます <指定事業所> 指定特定相談支援事業所
地域移行支援	◎市外だけでなく市内でサービス提供が図られるよう新規事業所の確保に努めます
地域定着支援	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	◎市単独での設置は困難であり、上越圏域で設置が図られるよう調整に努めます

<地域生活支援事業(必須事業)>

事業名	方 策
理解促進研修・啓発事業	◎地域住民の相互の理解を深めるための啓発活動や教育・交流活動を継続するとともに、障がい者(児)の理解推進に向けた取組を推進します
自発的活動支援事業	
相談支援事業 (関連ページ:24)	◎相談員の資質向上を図るとともに、障がい者手帳所持者でサービス未利用者への訪問等により必要な支援が適切に受けられるよう、相談支援の充実を図ります。また、行政、福祉施設、医療機関、教育機関等の関係者間における情報の共有と連携の強化を図ります
成年後見制度利用支援事業 (関連ページ:26)	◎関係機関と連携し、成年後見制度の普及啓発を推進するとともに、市報やホームページなどを活用し制度の周知に努めます
成年後見制度法人後見支援事業	◎成年後見制度を活用するための受け皿の拡充を行い、支援体制の整備を図ります
コミュニケーション支援事業 (意思疎通支援事業) (関連ページ:21)	◎妙高市ろう協会と連携し、手話通訳者の養成研修を継続し、利用者のニーズに対応できるように努めます <手話通訳者の設置見込み数> 令和5年度 1人
日常生活用具給付等事業	◎利用者のニーズを把握し、ニーズに合った日常生活用具の適切な給付を行います
移動支援事業	◎障がい者(児)の日常生活や社会参加を支援するため、サービス提供事業所の確保及びサービスの質の向上に努めます
地域活動支援センター事業 (妙高市内) (関連ページ:31)	◎障がい者(児)の増加が今後も見込まれることから、地域活動支援センターⅢ型(注)の機能強化に努めます ◎障がい者(児)の地域活動支援センターでの取組を継続するとともに、現在取り組んでいる活動内容を充実させていきます

(注)地域活動支援センターは障がい者(児)等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等地域の実情に応じ、市がその創意工夫により設置するもの

【内容】

◎「基礎的事業」として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施

◎上記に加え、事業の機能を強化するために下記の事業を実施する場合、その内容に応じてⅠ型～Ⅲ型までの類型を設定

- a:Ⅰ型…相談事業や専門職員(精神保健福祉士等)の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施
利用定員:1日あたり利用実人員20人以上
- b:Ⅱ型…機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施
利用定員:1日あたり利用実人員15人以上
- c:Ⅲ型…運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援を充実
利用定員:1日あたり利用実人員10人以上

<地域生活支援事業(任意事業)>

事業名	方 策
訪問入浴サービス事業	◎サービス希望者の身体状況等を把握し、訪問入浴サービス提供事業所と情報共有を図り、適切なサービス利用につながるよう努めます
日中一時支援事業	◎作業所における日中の見守りや開設時間外(延長)利用等がスムーズに受けられるよう、引き続き、サービス提供事業所へ働きかけを行い、サービス体制の充実を図ります

第5節 計画の点検・評価体制

本計画の効果的かつ着実な推進を図るため、計画の進捗状況を点検・評価し、必要に応じて対策を講じていく必要があります。また、障がいのある人の地域生活や就労移行を促進することも必要です。

このため、関係機関やサービス提供事業者等を構成員とする妙高市障がい者地域自立支援協議会において、計画の進捗管理や点検・評価を実施することで、この計画を推進して行きます。

第 6 章 資料編

1 障がい者(児)へのアンケート調査

◇アンケート調査の実施概要

調査対象	配付数 (件)	回答数 (件)	回答率 (%)	調査方法
18歳以上の身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者	1,377	603	43.8%	手帳所持者全員(個人)に郵送配付、郵送回収。
18歳以上の療育(知的)手帳所持者	240	111	46.3%	手帳所持者全員(個人)に郵送配付、郵送回収。
身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持障がい児(18歳未満)の保護者	70	33	47.1%	手帳所持障がい児(18歳未満)の保護者全員(個人)に郵送配付、郵送回収。
合 計	1,687	747	44.3%	

◇アンケート調査から読み取れること

障がい者の現状と今後、不安なことや、望むことなどで多かったもの

【18歳以上の身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者】

◎設問から

○基本情報(年齢、障がいの程度、介護状態等) ※問1～3

- ・約70%以上が高齢者(65歳以上)
- ・重度の障がい者(身体1～3、精神1)が約65%
- 障がいが重度、かつ高齢化が進んでいる

○就労状況、収入 ※問7

- ・就労者は約20%、約50%は月収15万円未満

○保険・医療や、外出時等に困ることや不安なこと ※問12・20

- ・障がいが重度化したり病状が進むのが不安(約30%)
- ・専門的な治療を行う医療機関が身近にない(約10%)

○今後5年間の過ごし方、将来の生活について ※問17

- ・将来的に自宅で家族と暮らしたい(約60%)

○バリアフリー化促進のための優先整備事項 ※問18

- ・段差解消(約20%)、障がい者の理解促進(約20%)
- ・交通手段の確保(約15%)

○障がい福祉の相談機能の充実に必要なこと ※問24

- ・住んでいる身近な場所での相談(約30%)
- ・適切なアドバイスができる人材確保(約25%)

○障がい者施策充実のため、力を入れる必要があるもの ※問36

- ・各種手当の充実、医療費軽減(約10%)
- ・障がい者の理解を深める教育、広報等(約10%)

◎自由意見から(603人中225人が回答)

- ・移動支援に関すること(32件)
 - 移動手段の確保、交通費助成の増額(タクシー券、ガソリン代助成) など
- ・障がいに対する理解に関すること(16件)
 - 障がい者の理解が進んでいない、障がいを理解した声掛け など
- ・バリアフリーに関すること(15件)
 - お店・施設等の充実(点字、色彩、駐車スペース、屋根、段差)、点字ブロックが多い など
- ・今後の不安に関すること(13件)
 - 障がい者自身の様態が悪くなる、介護者がいなくなるなどの将来への不安 など
- ・アンケートに関すること(12件)
 - 問いの数が多い、アンケート内容に意味がない、問いの種類をもっと詳しく など
- ・情報収集(提供)に関すること(11件)
 - 制度内容に関する広報の充実、制度の改善がわかるようにしてほしい など
- ・その他(要望)(11件)
 - 全ての障がい者を満足させてほしい、住みやすいまちづくりをしてほしい など
- ・生活費・収入(年金等)に関すること(10件)
 - 年金を増やしてほしい(物価高)、手当がほしい、作業所の工賃を上げてほしい など
- ・相談に関すること(10件)
 - 気軽に相談できる窓口の充実 など
- ・福祉サービスに関すること(8件)
 - 家事援助、日常生活用具補助等の充実 など
- ・住まいについて(8件)
 - グループホームなど、障がい者が1人で生活できる場所の確保 など
- ・医療に関すること(7件)
 - 医療費助成の充実、市内で受診できる医療機関の充実(精神科、透析等) など
- ・除雪支援に関すること(7件)
 - 大雪の時の除雪不安(夜間やらないと家からでられない)、囲いができない、支援の拡充 など
- ・雇用に関すること(7人)
 - 障がいがあってもできる仕事内容の充実、就労移行支援・A型を増やしてほしい など
- ・施設に関すること(7件)
 - 障がい者同士が交流できる場がほしい など
- ・市及び障がい者福祉施設の職員に関すること(5件)
 - 担当者を変えないでほしい、職員が足りない、全ての職員をオールマイティにしてほしい など
- ・家族支援に関すること(5件)
 - 介護する家族の意見交換できる場がほしい など
- ・介護保険制度に関すること(4件)
 - 介護の認定が厳しい、デイサービスの充実 など
- ・災害時の対応(3件)
 - 避難所までの移動を助けてくれる人がほしい、障がい者専用の避難所の確保 など
- ・事務手続きに関すること(1件)
 - 手続きの簡素化
- ・その他(御礼・感謝)(29件)
 - 市の取組に対する御礼、感謝など

【18歳以上の療育(知的)手帳所持者】

◎設問から

- 基本情報(年齢、障がいの程度、介護状態等) ※問1～3
 - ・18歳以上30歳未満(約30%)、30歳以上50歳未満(約35%)
療育A(約45%)B(約50%)、身体手帳所持(約20%)
- 就労状況、収入 ※問7
 - ・就労者は59人(うち正社員4人、就労支援施設等41人)
- 保険、医療面での不安、困ること ※問12
 - ・医師へ(から)の説明(約14%)、障がいの重度化、病状進行(約12%)
- 外出時の不安、困ること ※問20
 - ・公共交通機関の利用が不便(約18%)、タクシー代・ガソリン代が高い(約12%)
- 将来の暮らしについて ※問32
 - ・自宅で家族と暮らしたい(約37%)、福祉施設に入所(約12%)
- 障がい者施策充実のため、力を入れる必要があるもの ※問36
 - ・入所施設整備(約10%)、グループホーム等整備(約10%)
手当充実、医療費削減(約10%)、障がいへの理解を深める(約10%)

◎自由意見から(111人中32人が回答)

- ・福祉サービスに関すること(5件)
 - 生活介護の場の充実・改善、リハビリの充実 など
- ・情報収集(提供)に関すること(5件)
 - どのような制度があるかわからない、制度の情報発信について など
- ・移動支援に関すること(4件)
 - 交通費助成、一人で外出できる環境づくり、電車・バスの充実 など
- ・障がいに対する理解に関すること(3件)
 - 障がいを理解してほしい など
- ・雇用に関すること(3件)
 - 働ける場所の充実、作業種類の充実 など
- ・住まいに関すること(2件)
 - グループホームを増やしてほしい
- ・相談に関すること(2件)
 - 相談場所・人の充実等
- ・家族支援に関すること(2件)
 - 障がい者がいる家族への支援
- ・アンケートに関すること(2件)
 - アンケート内容に関する質問 など
- ・今後の不安に関すること(2件)
 - 親亡き後など、今後の暮らしに対する不安
- ・障がい者福祉施設の職員に関すること(1件)
 - 福祉施設職員の資質向上 など
- ・生活費・収入(年金等)に関すること(1件)
 - 工賃が安い
- ・災害時の対応に関すること(1件)
 - 障がい者用(車いす利用や寝たきりの人)の避難場所の確保
- ・その他(上記以外)7件
 - 本屋を作してほしい など
- ・その他(御礼・感謝)(3件)
 - 市の取組に対する御礼、感謝など

【身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持障がい児(18歳未満)の保護者】

◎設問から(33人と母集団数が少ないため、実人数で表示)

○基本情報(障がいの程度等) ※問3

手帳 療育A(10人) B(15人)、身体(10人)、精神(3人) ※重複障がい児あり

○普段本人にどう過ごしてほしいか ※問7

・(休日や長期休暇も含め)障がいの無い子供たちと遊びや交流をさせたい(40件)

○相談体制の充実に必要なこと ※問18

・福祉、教育、就労等の一貫した相談支援体制を充実すること(21件)

○災害時に困ること ※問20

・外見からはわかりにくく理解してもらえない(16件)、
障がいの特性で避難所に入る(行く)ことができない(9件)

○将来の望む暮らし ※問32

・家族と一緒に暮らす(16人)、一人で自立して暮らす(6人)

○障がい者施策充実のため、力を入れる必要があるもの ※問33

・障がいの早期診断・早期療育、教育の充実(11件)、手当の充実・医療費の軽減(10件)
発達障がいや難病患者の支援強化、就労支援施設や作業所等訓練の場の確保(8件)

◎自由意見から(33人中23人が回答)

・障がいに対する理解に関すること(7件)

→学校・児童クラブ職員等の障がいの特性に関する理解・教育、差別発言 など

・家族支援に関すること(5件)

→家族の心のケア、障がいのある子どもを預けられる環境の充実 など

・福祉サービスに関すること(4件)

→(学校卒業後の)障がい者施設、放課後デイサービスなど福祉サービスの充実 など

・移動支援に関すること(4件)

→交通費に係る助成、学校の送迎の充実 など

・情報収集(提供)に関すること(3件)

→障がい関連の情報収集が困難、情報発信の充実、勉強会の開催 など

・相談に関すること(2件)

→相談時間・場所の充実等 など

・住まいに関すること(2件)

→障がいがあるかたの住まいの確保、グループホームの充実 など

・手続き・制度に関すること(2件)

→療育手帳判定を妙高市でやってほしい、手当支給の基準に対する要望 など

・障がい者の雇用に関すること(2件)

→就労施設・作業内容の充実

・医療費助成に関すること(1件)

→医療費の無償化

・アンケートに関すること(1件)

→アンケート内容に関する質問

・療育支援に関すること(1件)

→看護師を学校に配置してほしい

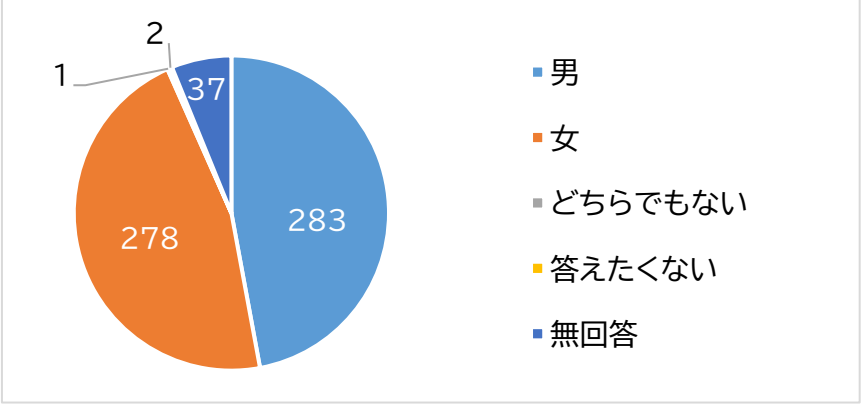
アンケートの集計結果

18歳以上の身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳 所持者
(療育手帳所持者を除く)

【回答者の基本情報】

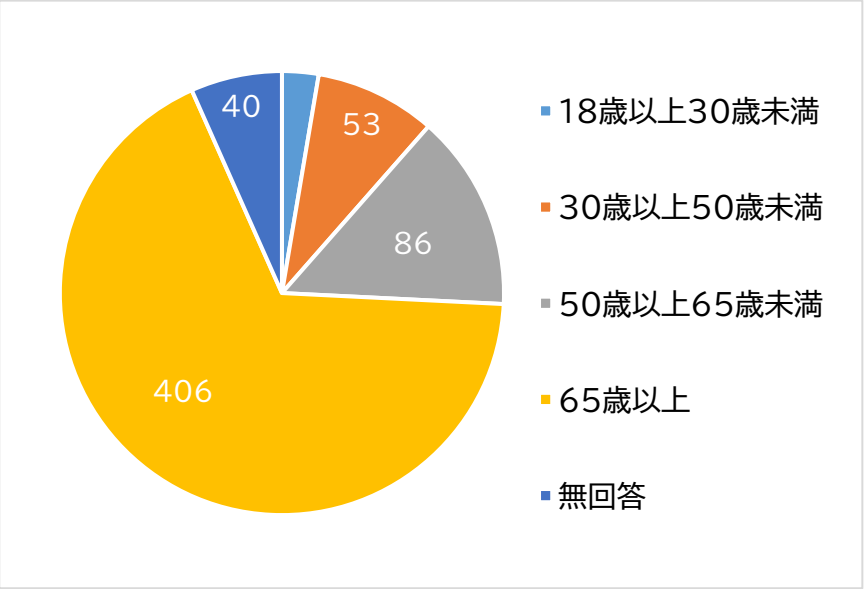
問1 性別(1つ選択)

項目	人数(人)	割合(%)
男	283	47.1%
女	278	46.3%
どちらでもない	1	0.2%
答えたくない	2	0.3%
無回答	37	6.2%
計	601	100.0%



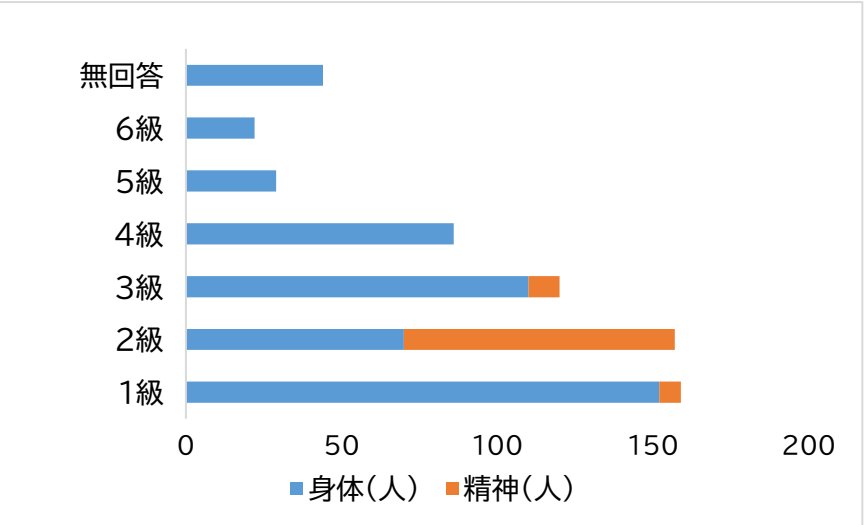
問2 年齢(1つ選択)

項目	人数(人)	割合(%)
18歳以上30歳未満	16	2.7%
30歳以上50歳未満	53	8.8%
50歳以上65歳未満	86	14.3%
65歳以上	406	67.6%
無回答	40	6.7%
計	601	100%



問3 手帳の等級(1つ選択)

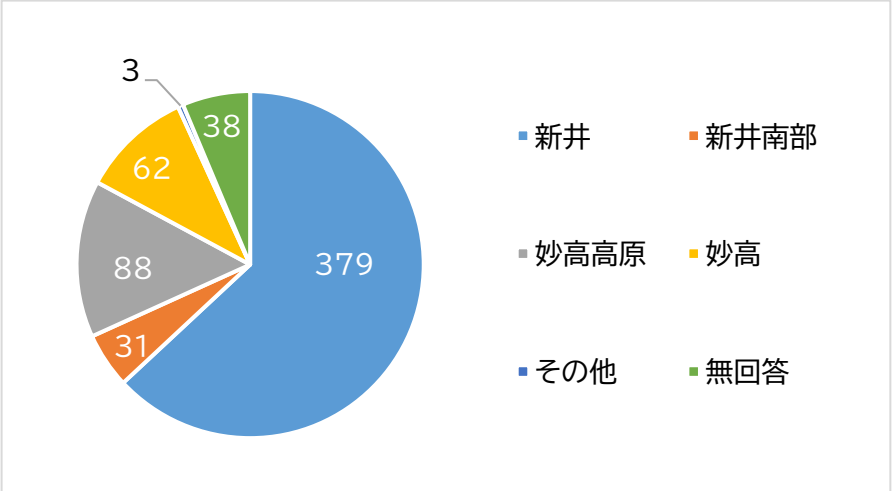
項目	身体(人)	精神(人)
1級	152	7
2級	70	87
3級	110	10
4級	86	
5級	29	
6級	22	
無回答	44	0
計	513	104



※重複16件

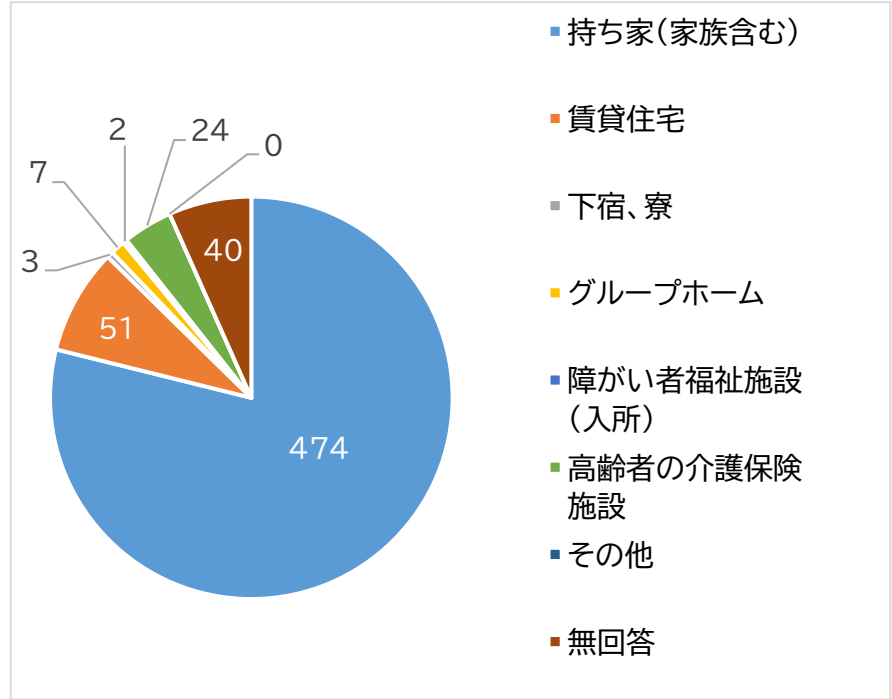
問4 現在どの地域に住んでいますか

項目	人数(人)	割合(%)
新井	379	63.1%
新井南部	31	5.2%
妙高高原	88	14.6%
妙高	62	10.3%
その他	3	0.5%
無回答	38	6.3%
計	601	100.0%



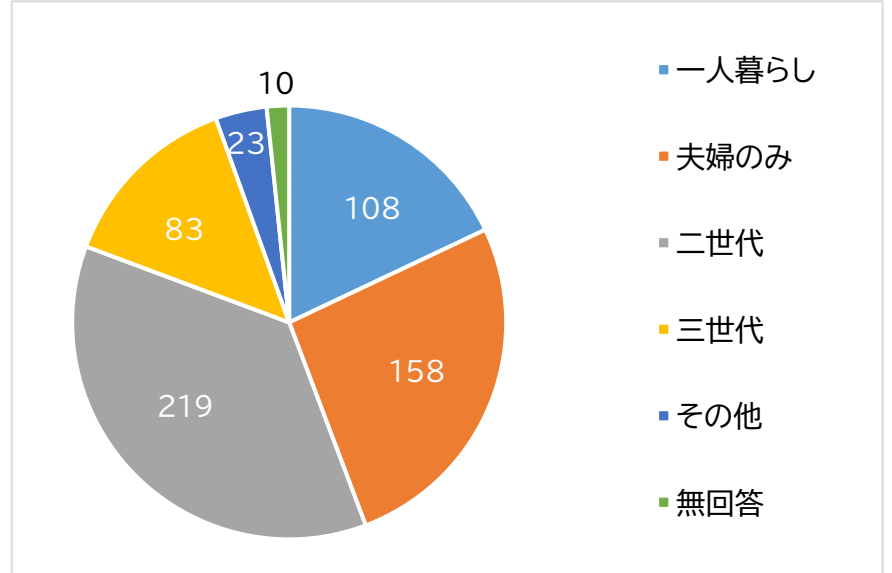
問5 現在の住まい(1つ選択)

項目	人数(人)	割合(%)
持ち家(家族含む)	474	78.9%
賃貸住宅	51	8.5%
下宿、寮	3	0.5%
グループホーム	7	1.2%
障がい者福祉施設(入所)	2	0.3%
高齢者の介護保険施設	24	4.0%
その他	0	0.0%
無回答	40	6.7%
計	601	100.0%



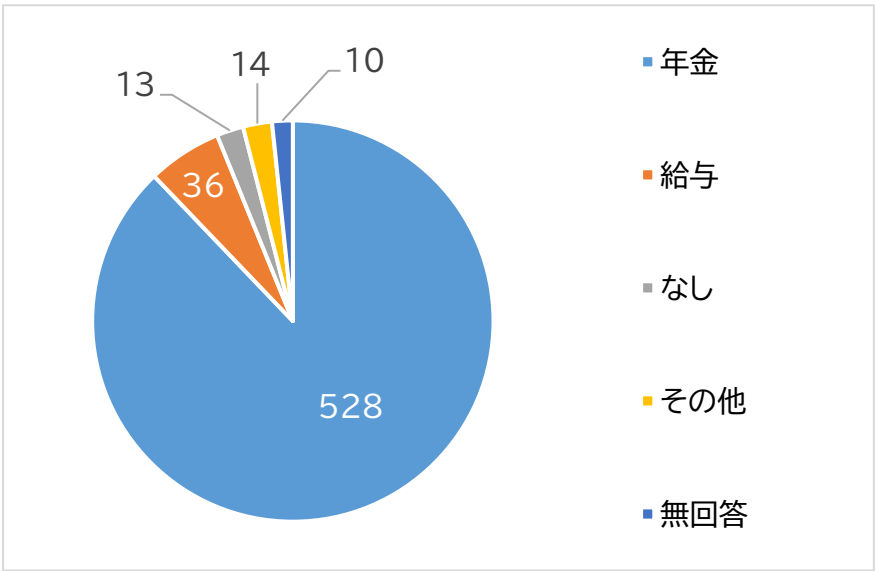
問6 あなたの世帯状況

項目	人数(人)	割合(%)
一人暮らし	108	18.0%
夫婦のみ	158	26.3%
二世帯	219	36.4%
三世帯	83	13.8%
その他	23	3.8%
無回答	10	1.7%
計	601	100.0%



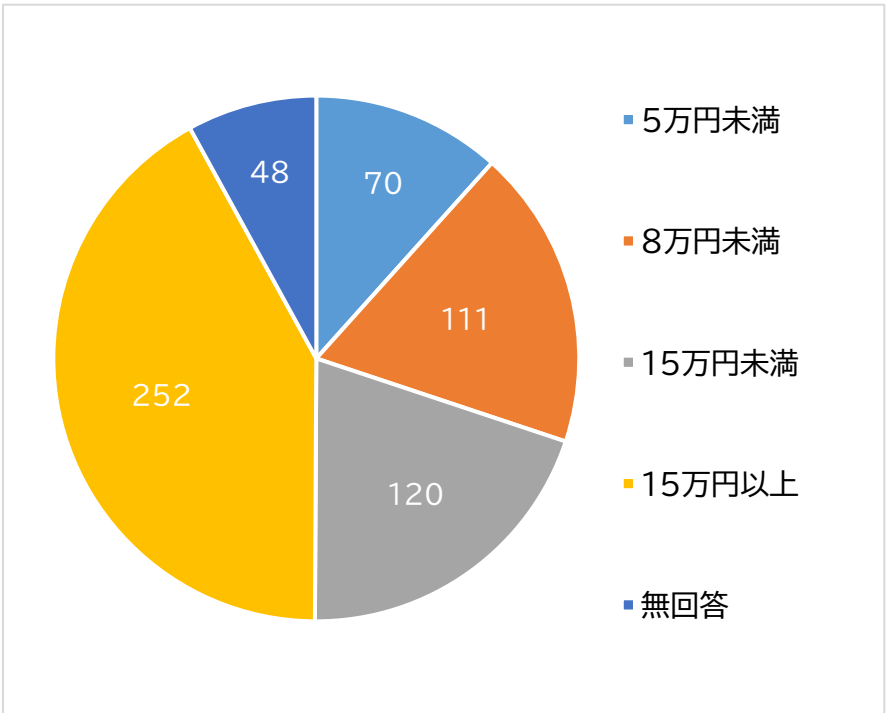
問7 主な収入の種類(すべて選択可)

項目	人数(人)	割合(%)
年金	528	87.9%
給与	36	6.0%
なし	13	2.2%
その他	14	2.3%
無回答	10	1.7%
計	601	100.0%

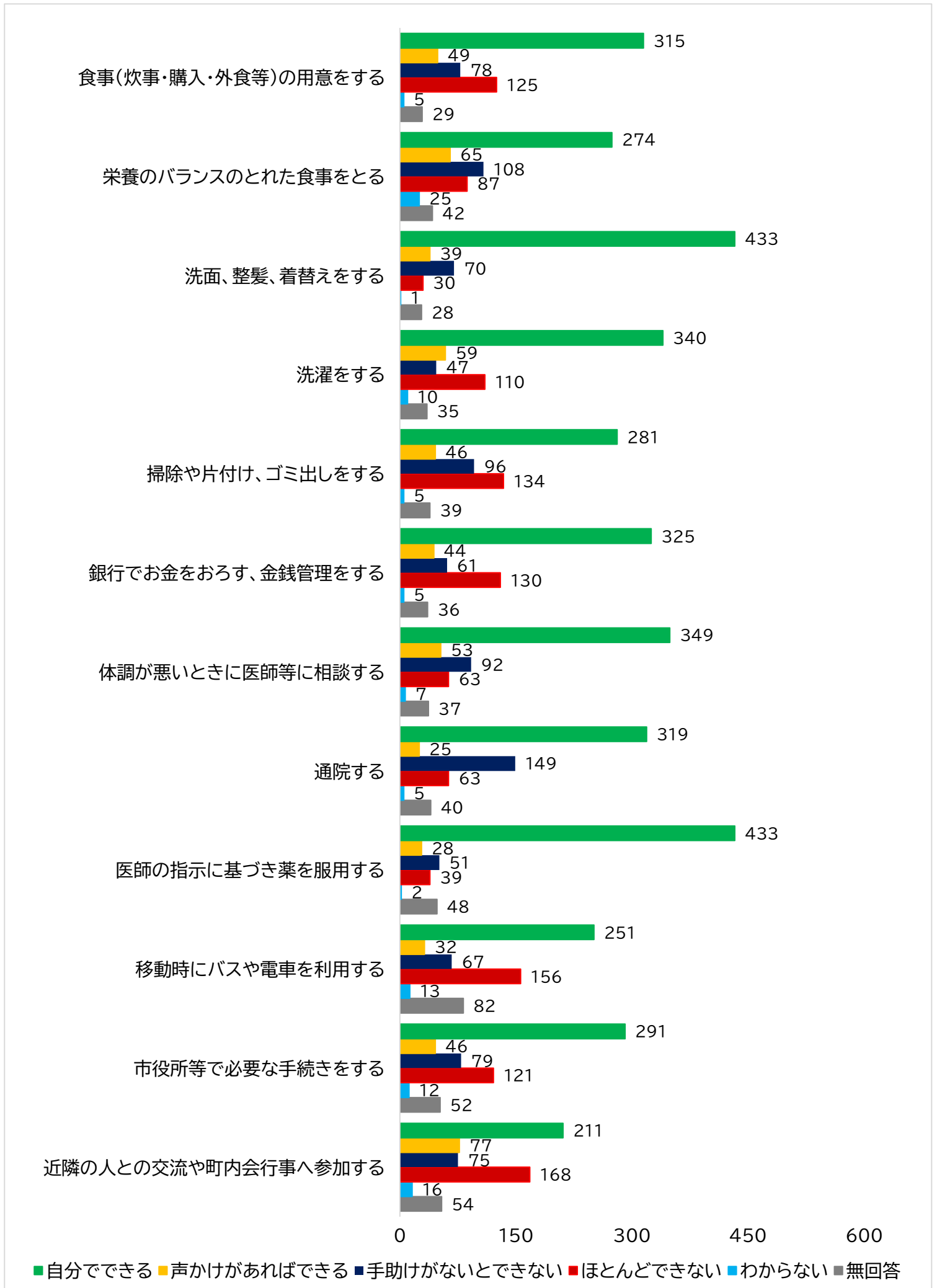


問8 1か月の収入金額(1つ選択)

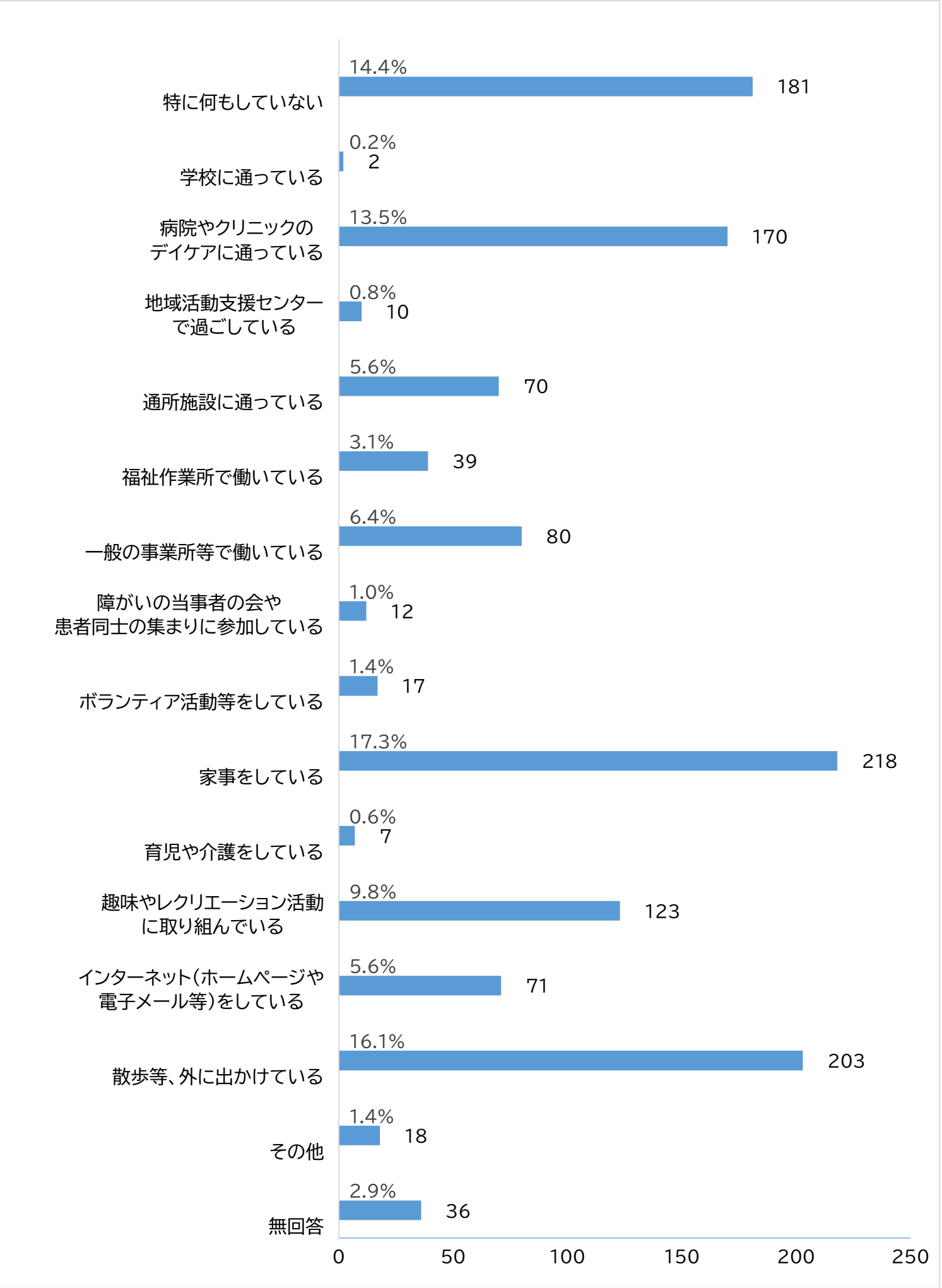
項目	人数(人)	割合(%)
5万円未満	70	11.6%
8万円未満	111	18.5%
15万円未満	120	20.0%
15万円以上	252	41.9%
無回答	48	8.0%
計	601	100.0%



問9 ふだんの生活で、誰かの手助けを必要としているか(各々1つ選択)

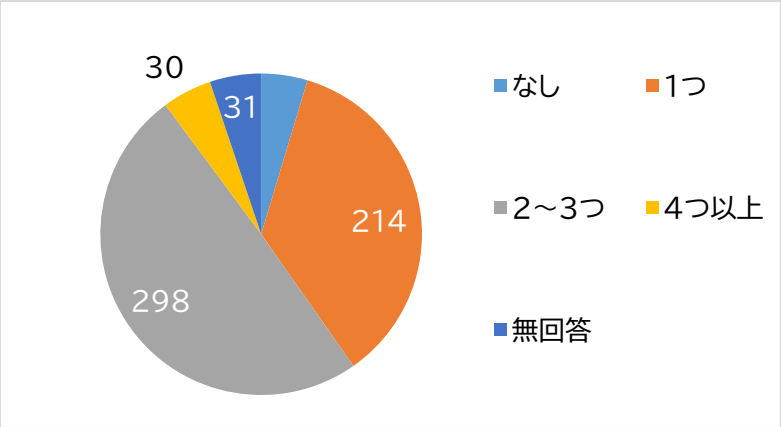


問10 日ごろ昼間の時間をどのように過ごしているか(3つまで選択可)

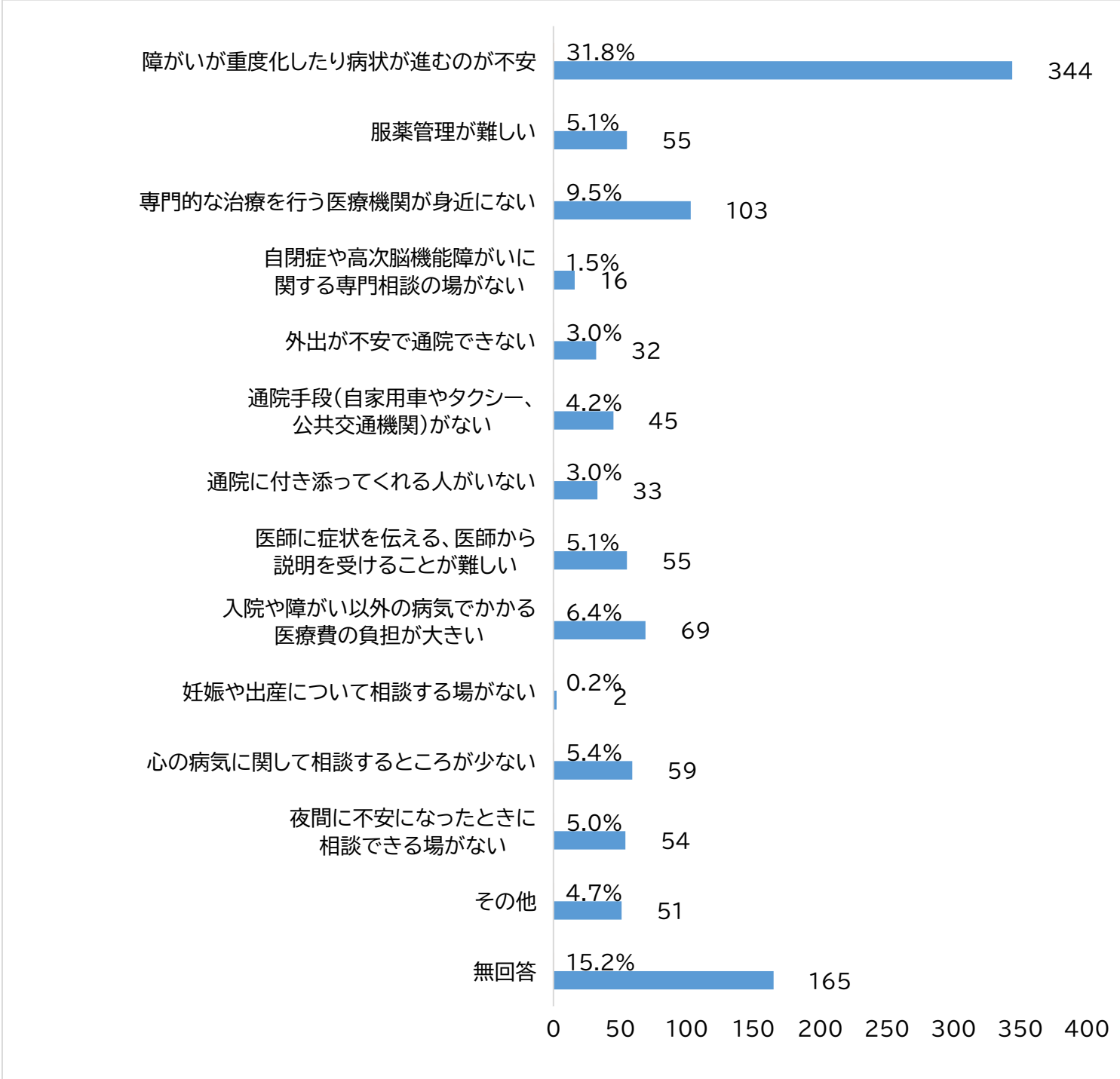


問11 定期的に通院している医療機関(1つ選択)

項目	人数(人)	割合(%)
なし	28	4.7%
1つ	214	35.6%
2～3つ	298	49.6%
4つ以上	30	5.0%
無回答	31	5.2%
計	601	100.0%



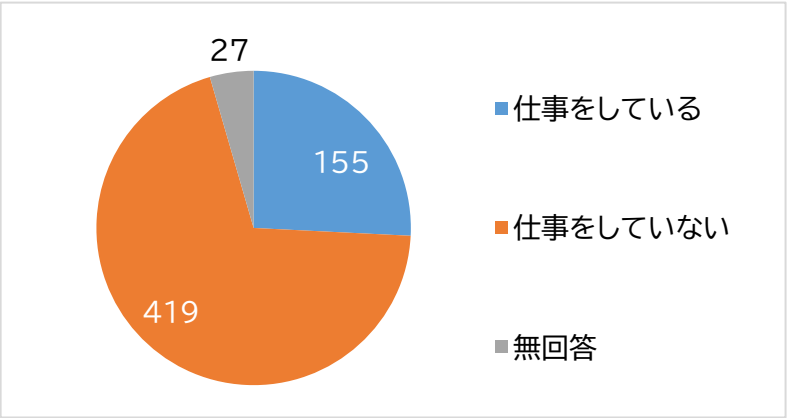
問12 保健・医療面で困ることや不安に思うこと(すべて選択可)



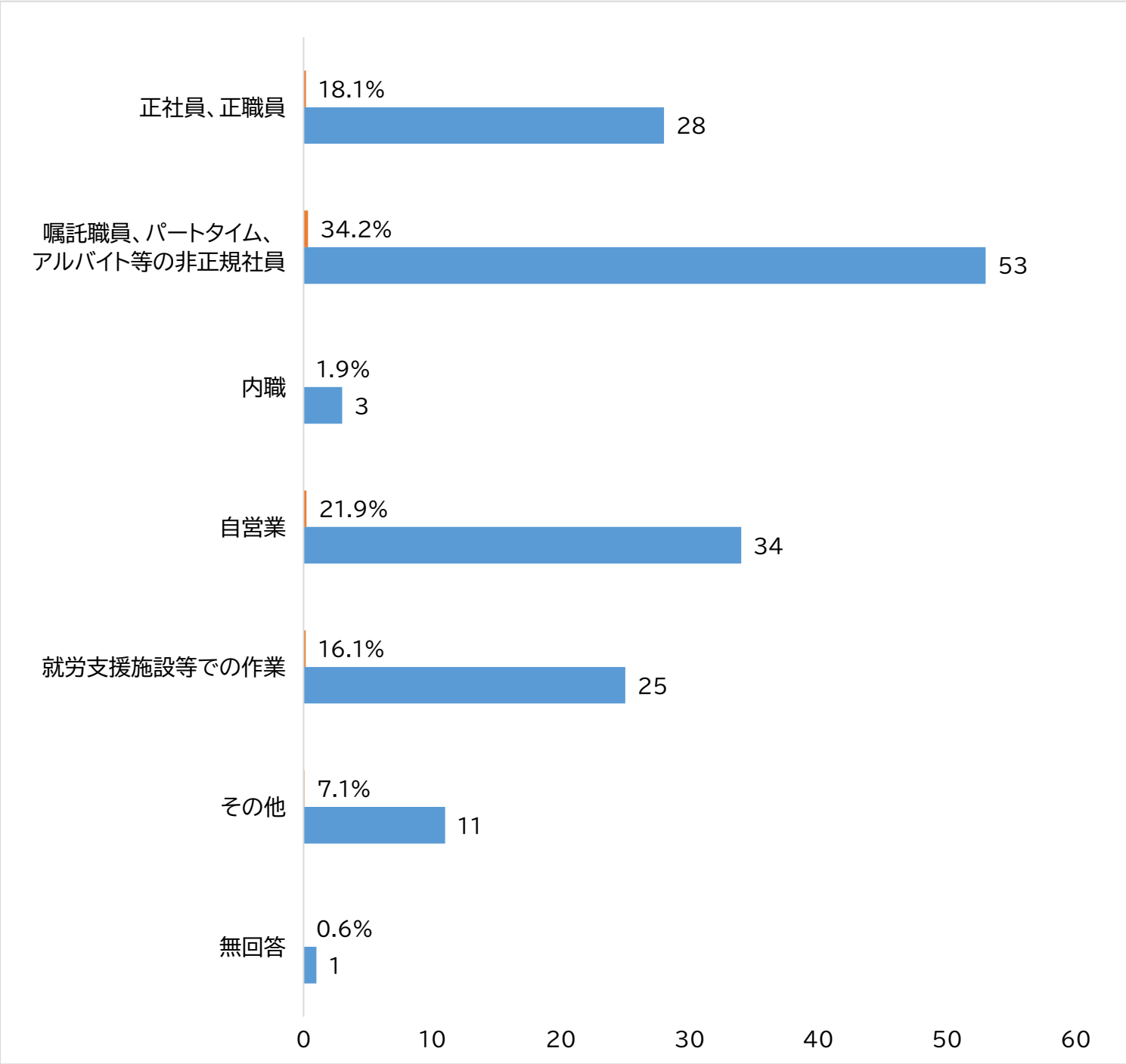
【就労状況について】

問13 現在働いているか(1つ選択)

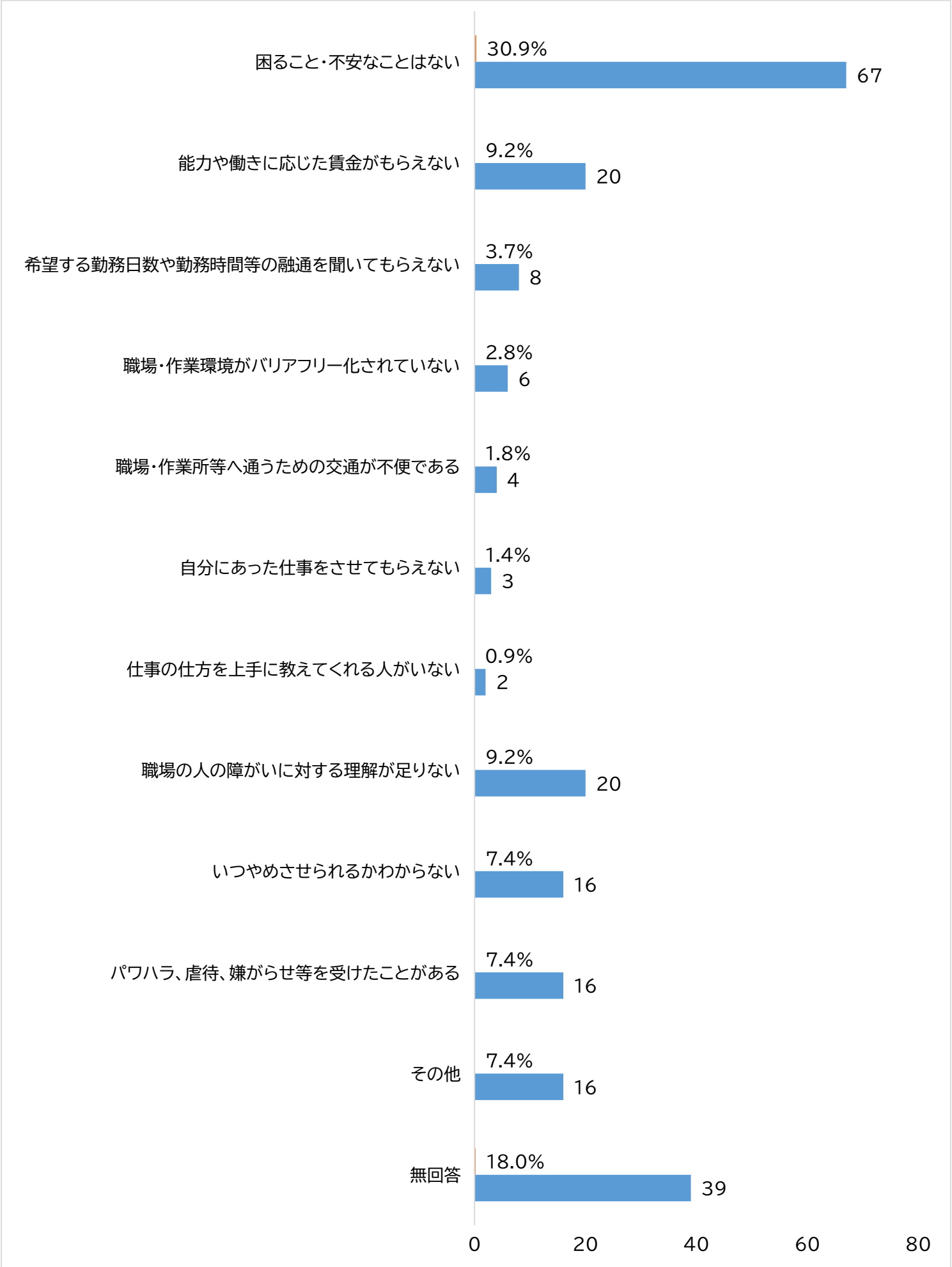
項目	人数(人)	割合(%)
仕事をしている	155	25.8%
仕事をしていない	419	69.7%
無回答	27	4.5%
計	601	100.0%



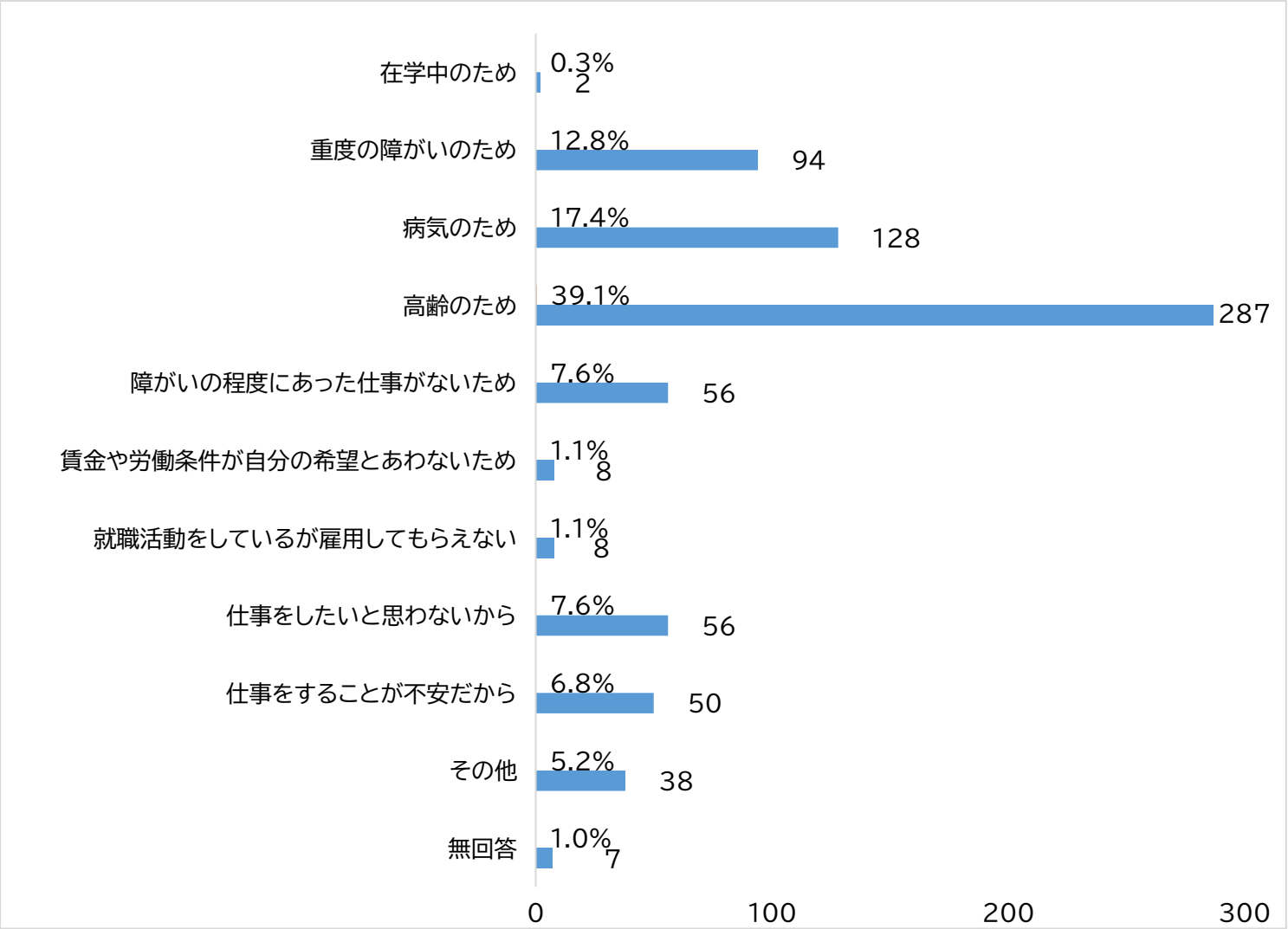
問14 仕事をしているかたの就労形態(1つ選択)



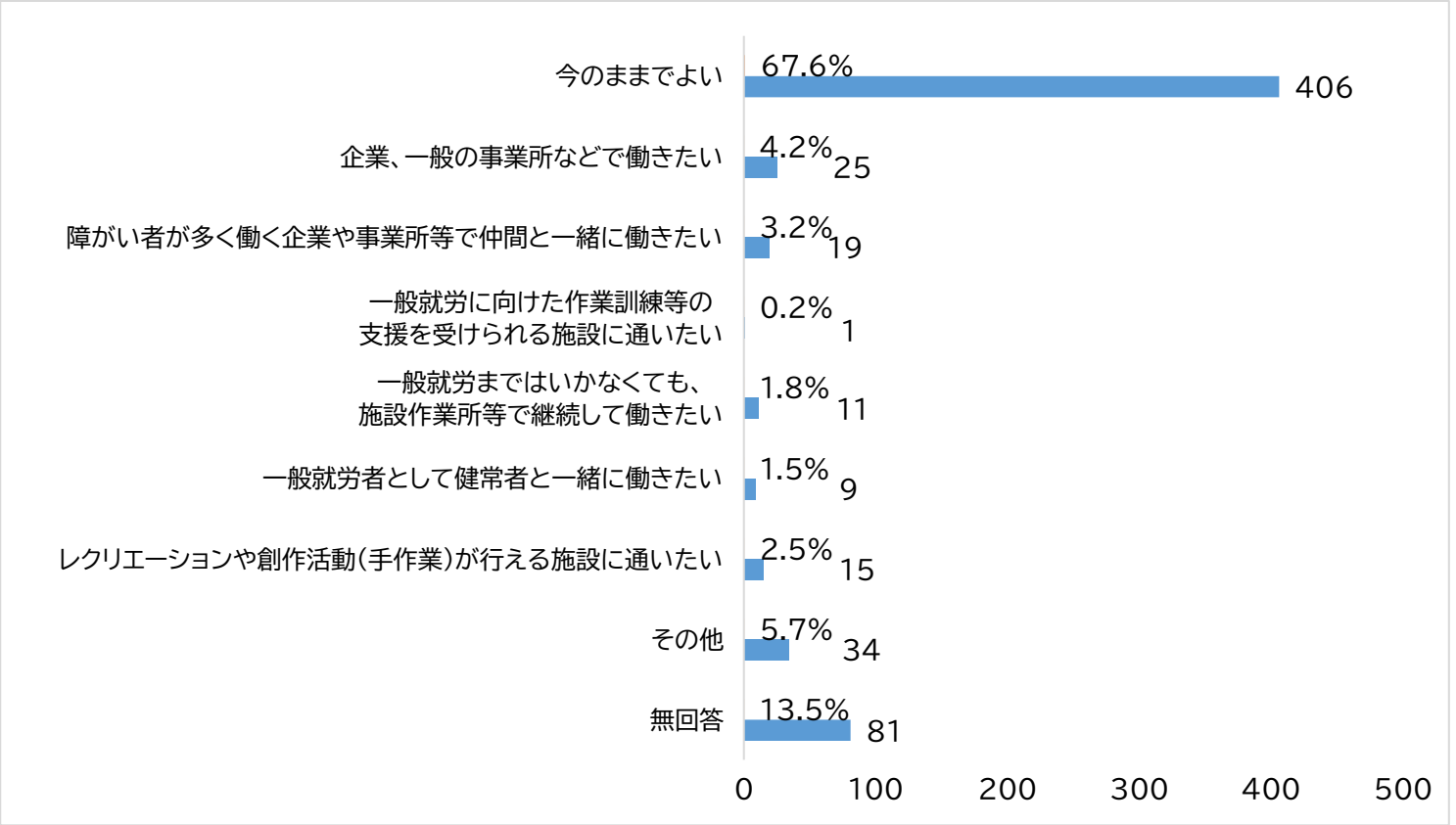
問15 今の仕事で困ることや不安に感じていること(すべて選択可)



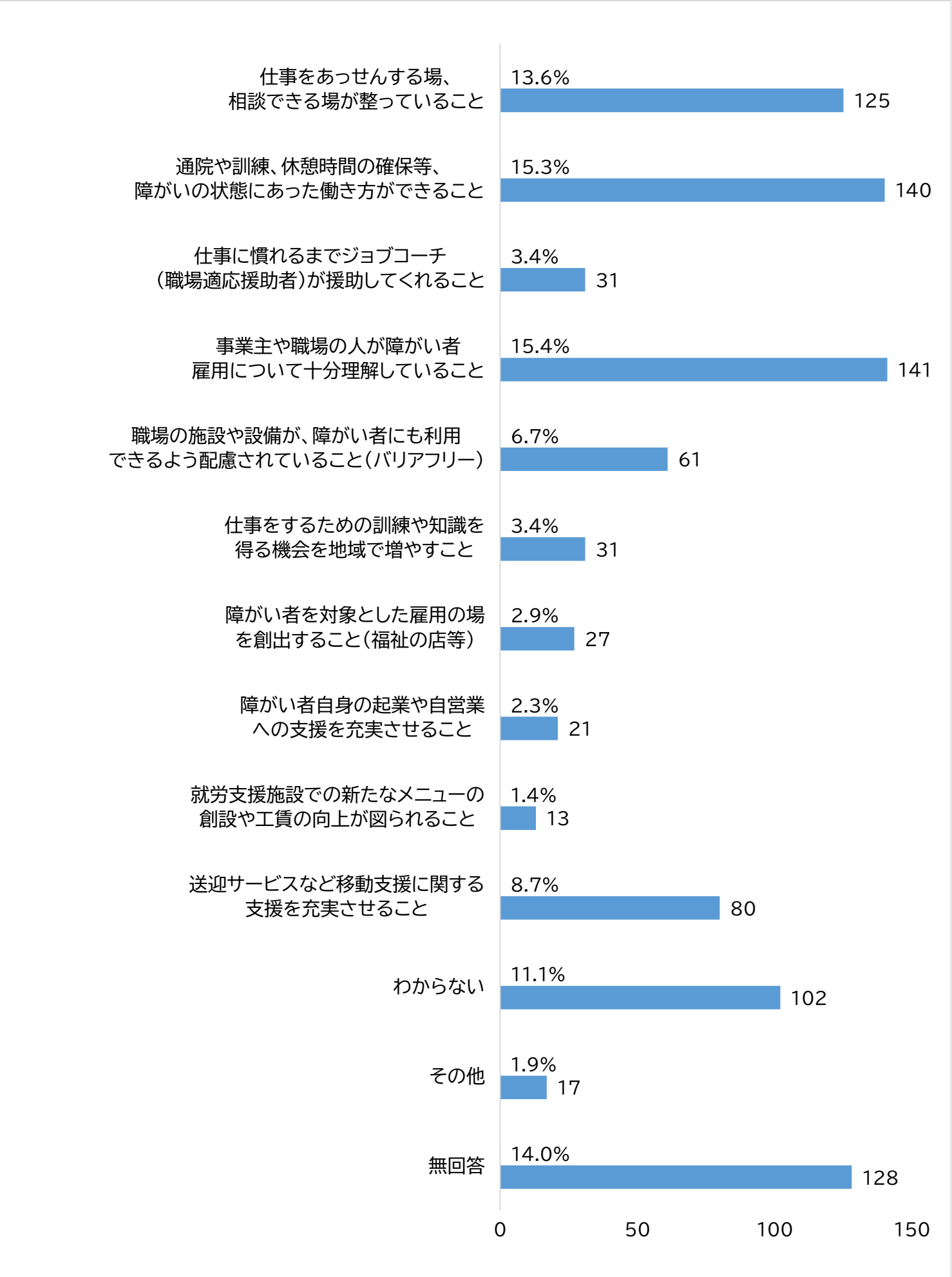
問16 仕事をしていないかたの理由(3つまで選択可)



問17 今後5年の間、仕事をはじめ日中の過ごし方についての希望(1つ選択)

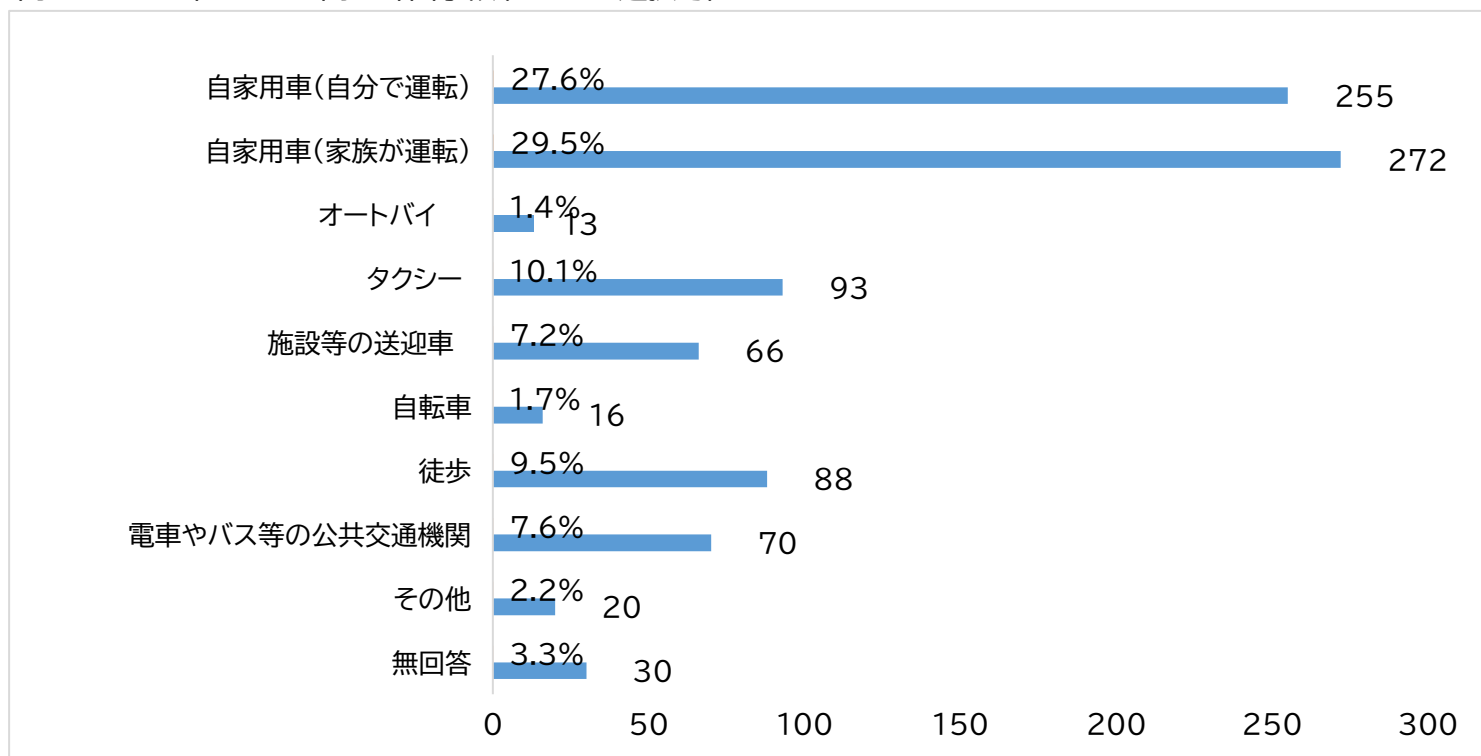


問18 働くための環境や条件で必要なこと(2つまで選択可)

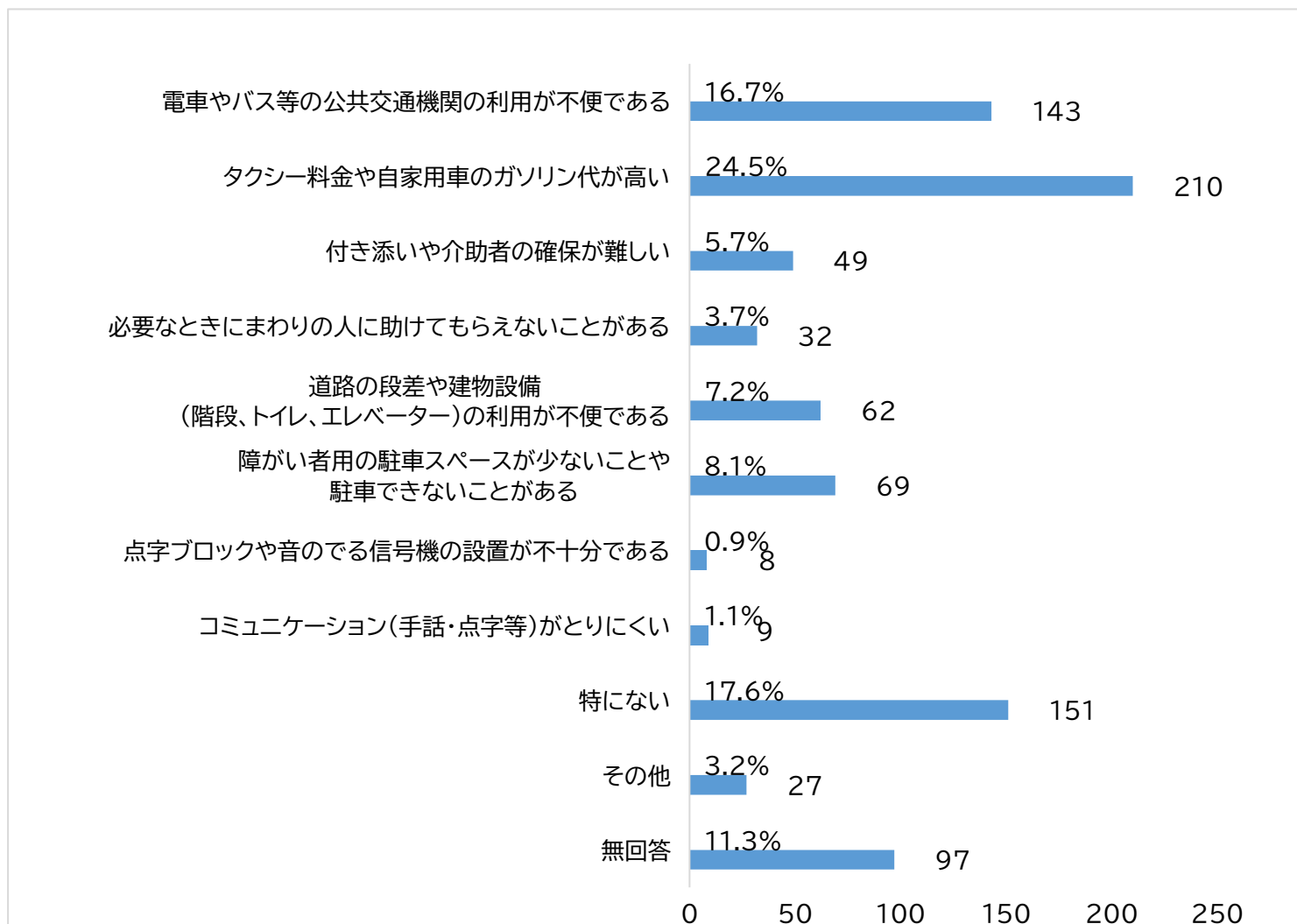


【外出状況について】

問19 この1年くらいの間の外出手段(2つまで選択可)

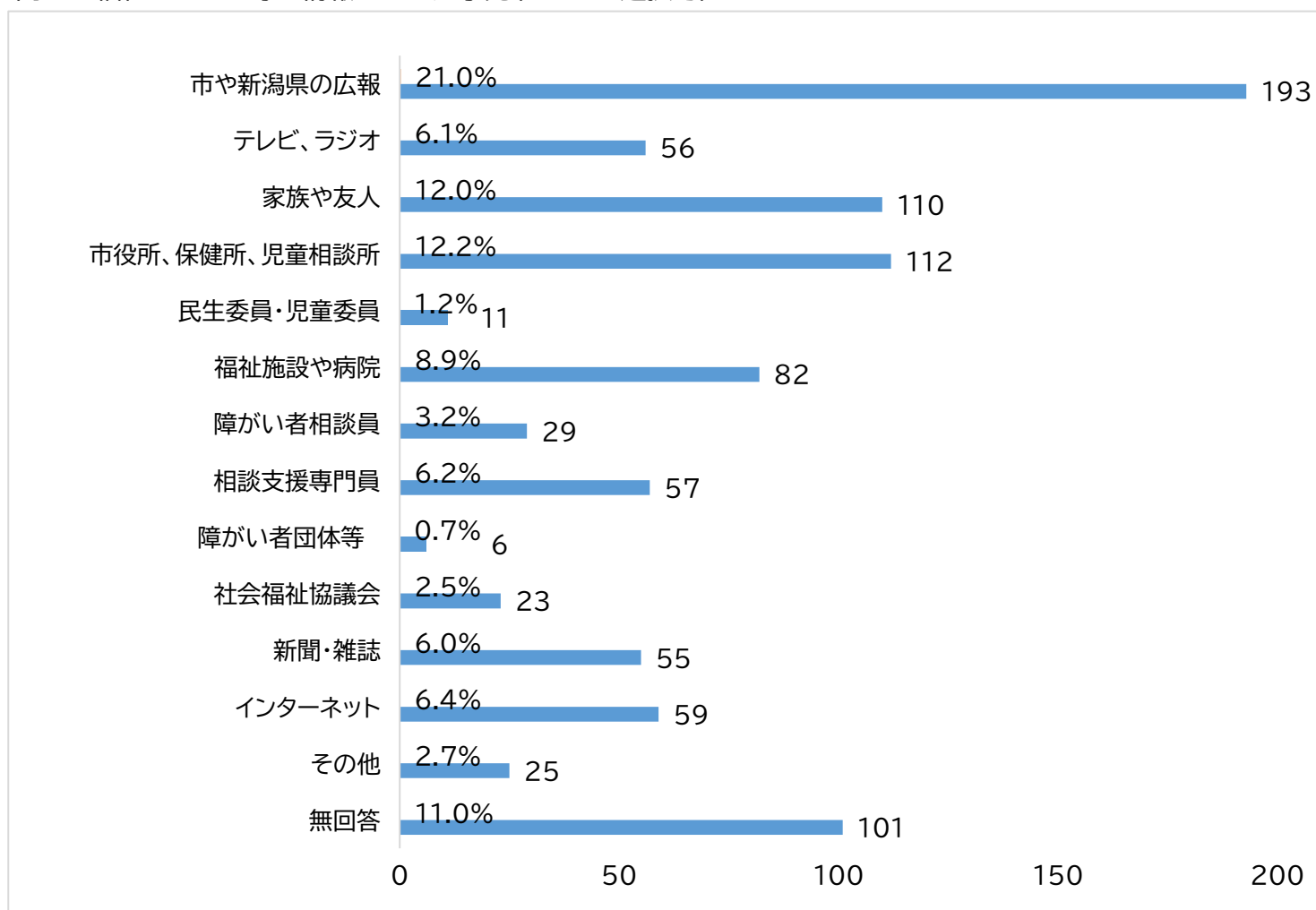


問20 外出時に困ることや不満に思うこと(2つまで選択可)

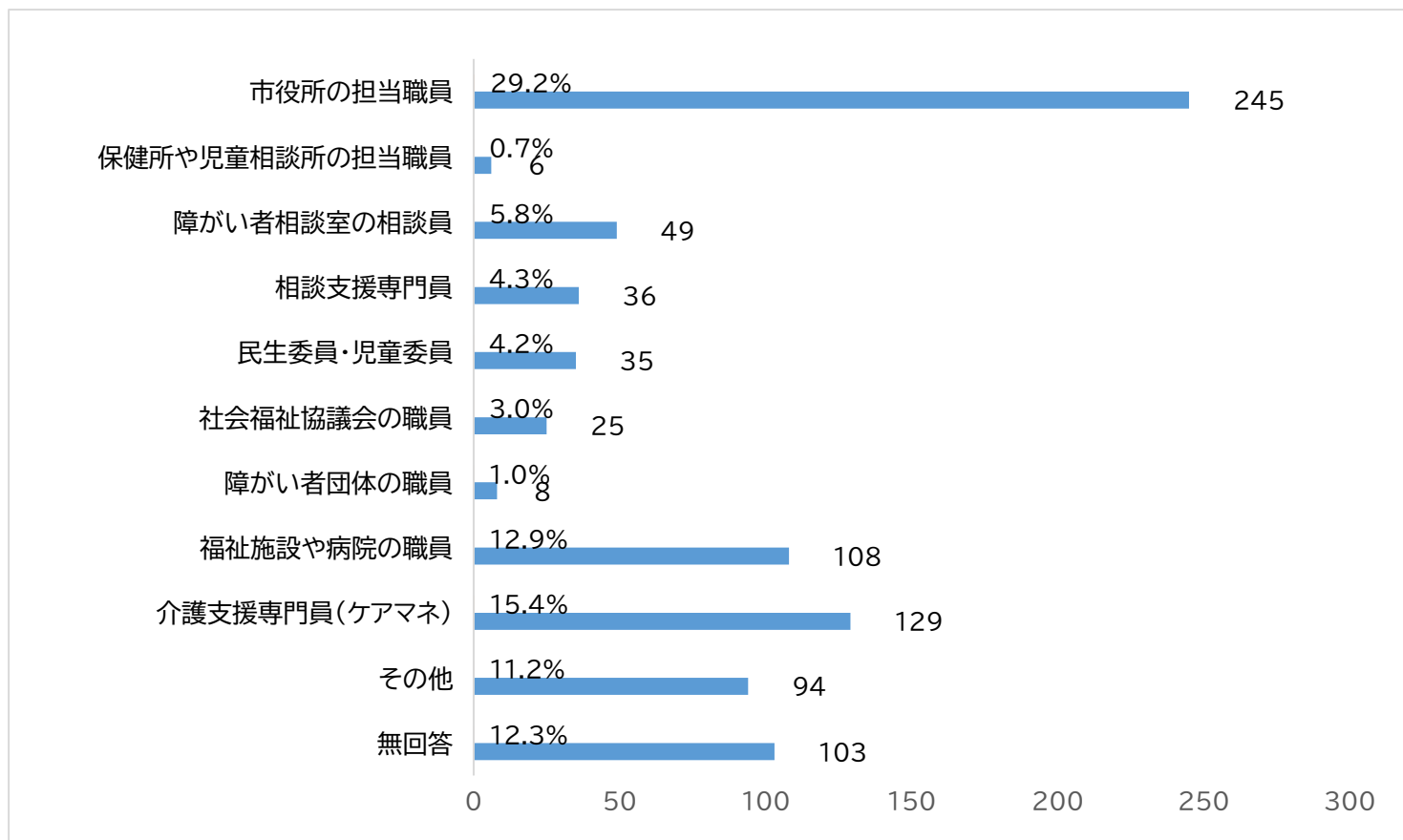


【福祉サービスの情報や相談に関することについて】

問21 福祉サービス等の情報の主な入手先(2つまで選択可)

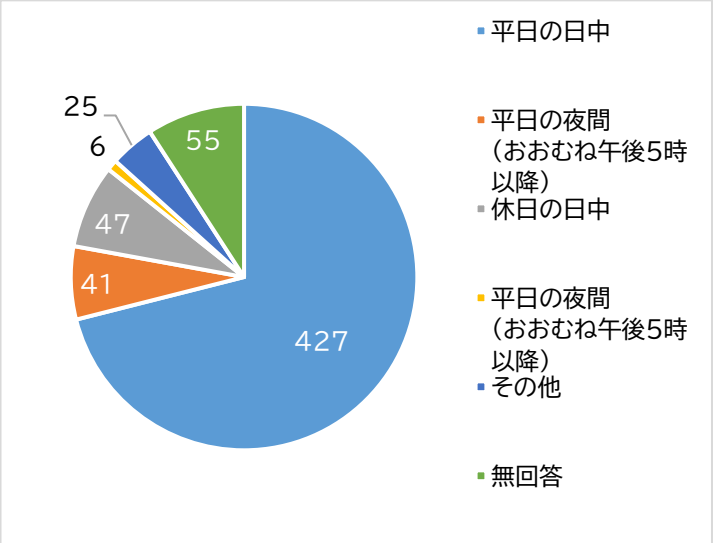


問22 あなたは、日常生活の中で困ったことや、分からないことがあった場合に、誰に相談しますか。あてはまる主なものを2つまでに○をつけてください。

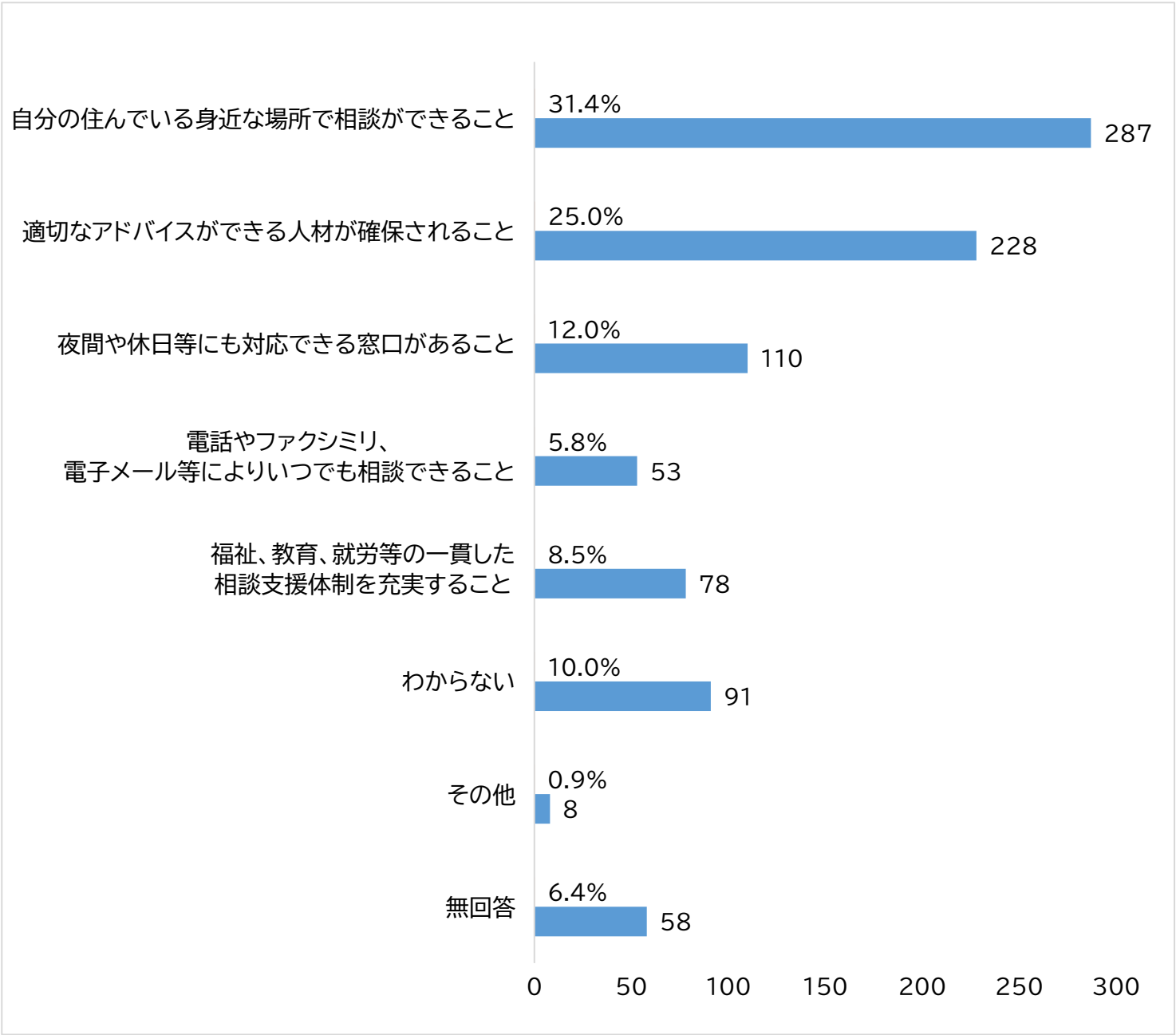


問23 相談しやすいと感じる時間帯(1つ選択)

項目	人数(人)	割合(%)
平日の日中	427	71.0%
平日の夜間 (おおむね午後5時以降)	41	6.8%
休日の日中	47	7.8%
平日の夜間 (おおむね午後5時以降)	6	1.0%
その他	25	4.2%
無回答	55	9.2%
計	601	100.0%



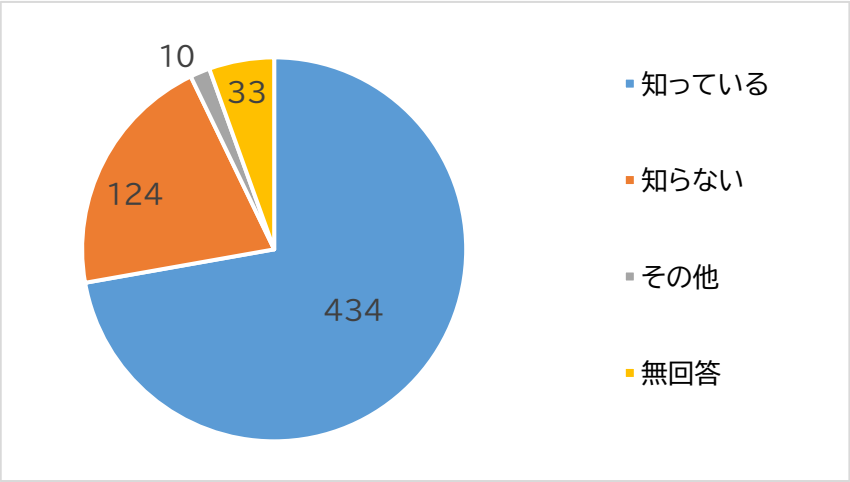
問24 障がい福祉全般に関する相談機能を充実させるために必要なこと(2つまで選択可)



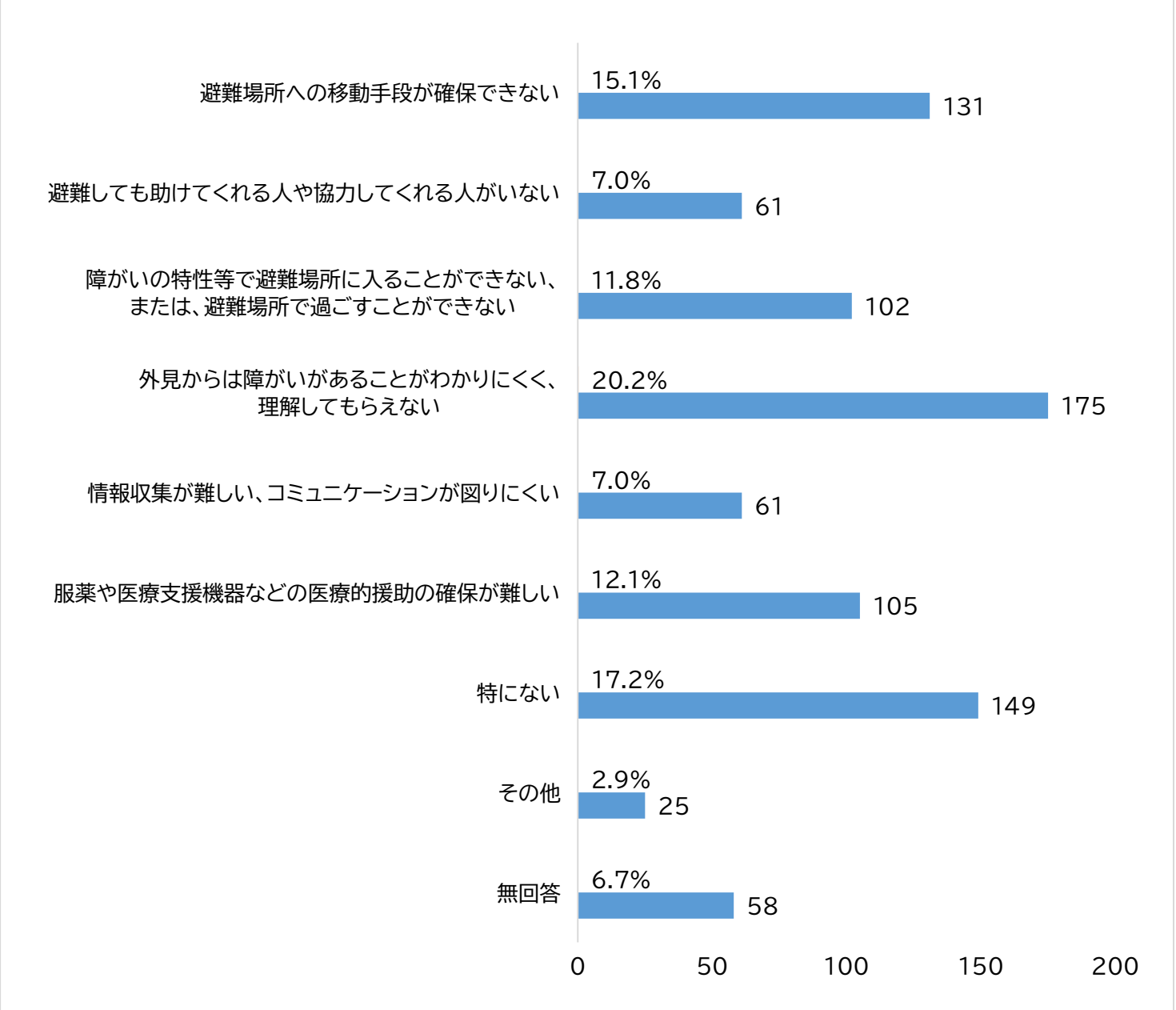
【災害時のことについて】

問25 災害時、地域の避難場所を知っていますか(1つ選択)

項目	人数(人)	割合(%)
知っている	434	72.2%
知らない	124	20.6%
その他	10	1.7%
無回答	33	5.5%
計	601	100.0%



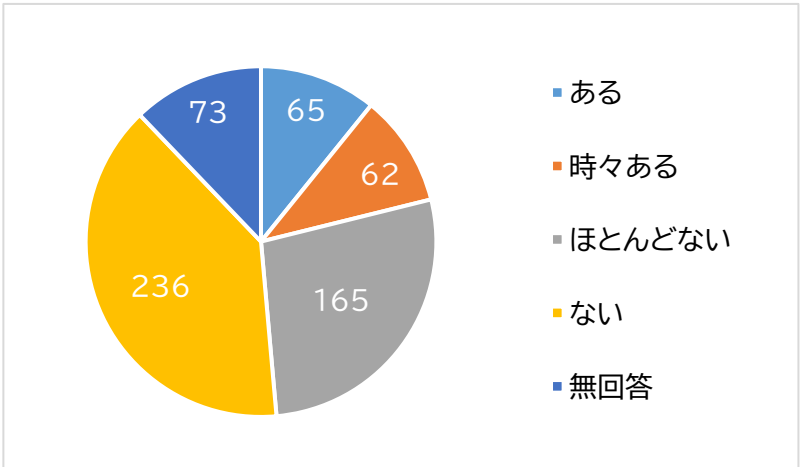
問26 避難時に困っていること(2つまで選択可)



【障がい者への正しい理解やバリアフリーについて】

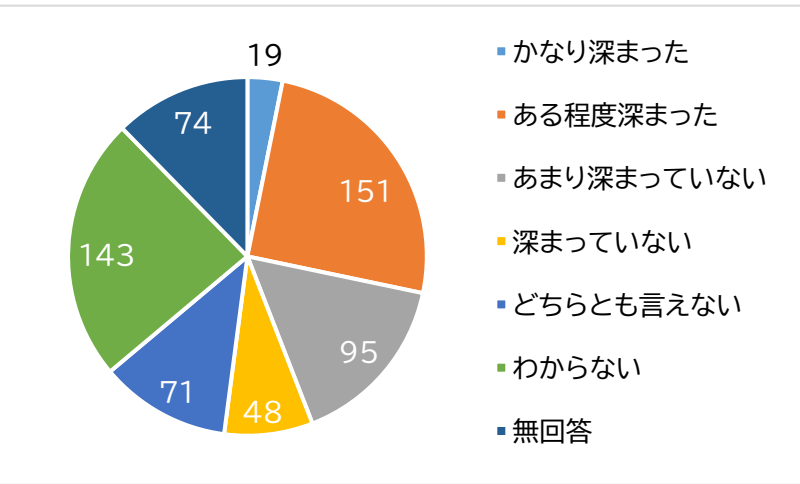
問27 障がいがあるために差別を受けた、いやな思いをしたこと(1つ選択)

項目	人数(人)	割合(%)
ある	65	10.8%
時々ある	62	10.3%
ほとんどない	165	27.5%
ない	236	39.3%
無回答	73	12.1%
計	601	100.0%

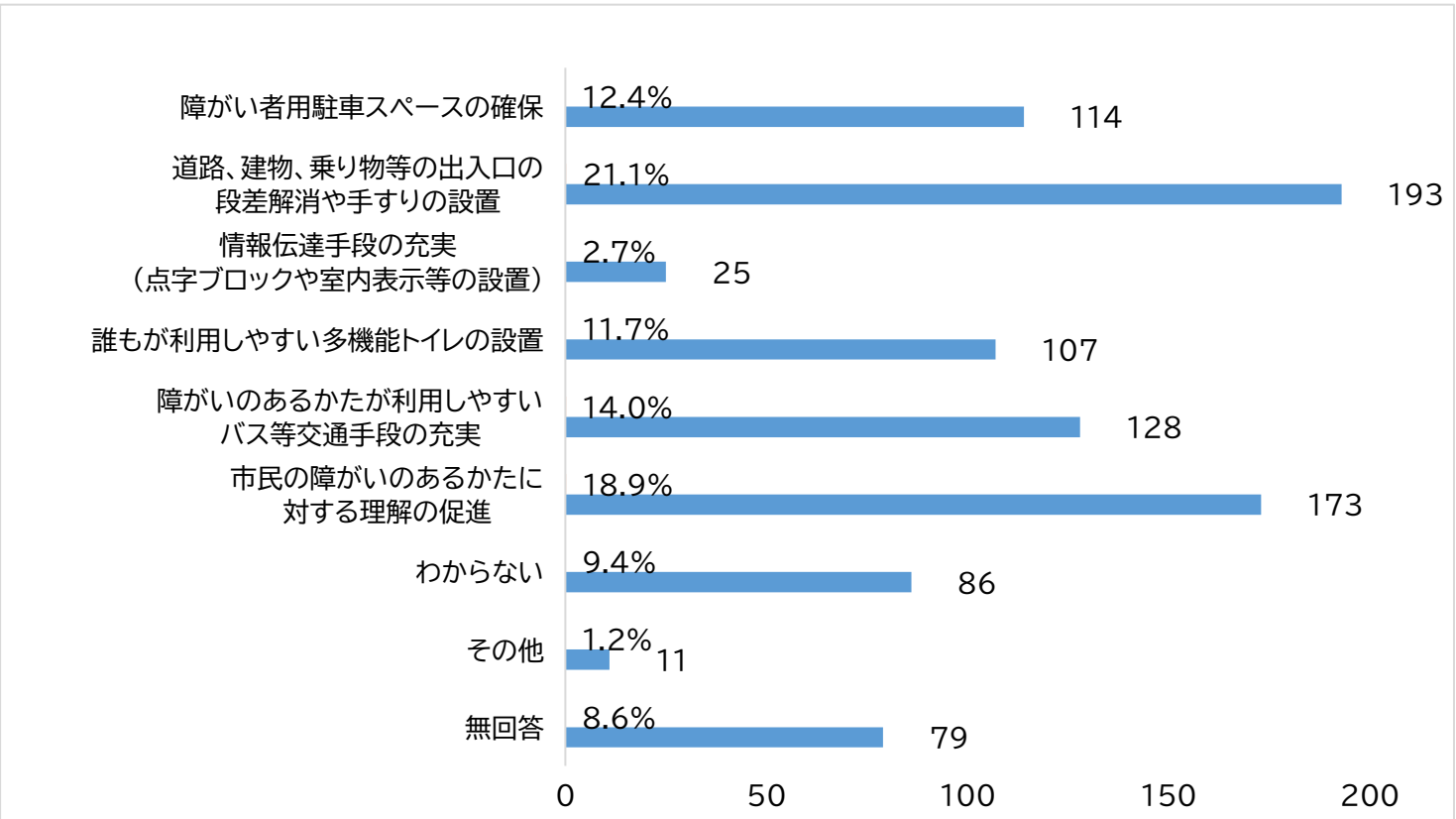


問28 障がいについて、市民の理解について(1つ選択)

項目	人数(人)	割合(%)
かなり深まった	19	3.2%
ある程度深まった	151	25.1%
あまり深まっていない	95	15.8%
深まっていない	48	8.0%
どちらとも言えない	71	11.8%
わからない	143	23.8%
無回答	74	12.3%
計	601	100.0%



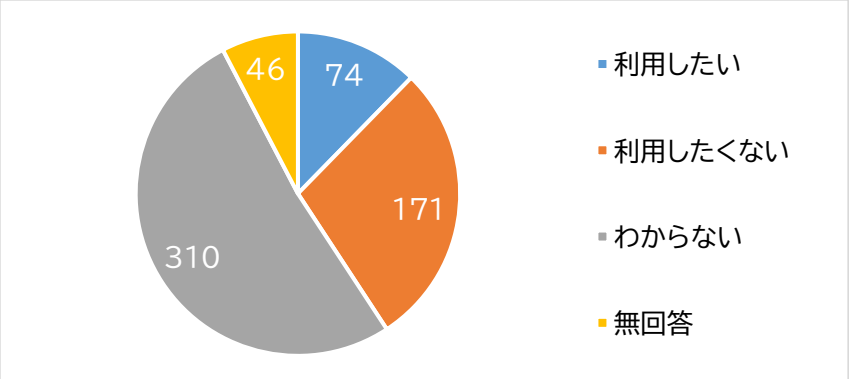
問29 社会のバリアフリー化促進のため優先して整備すること(2つまで選択可)



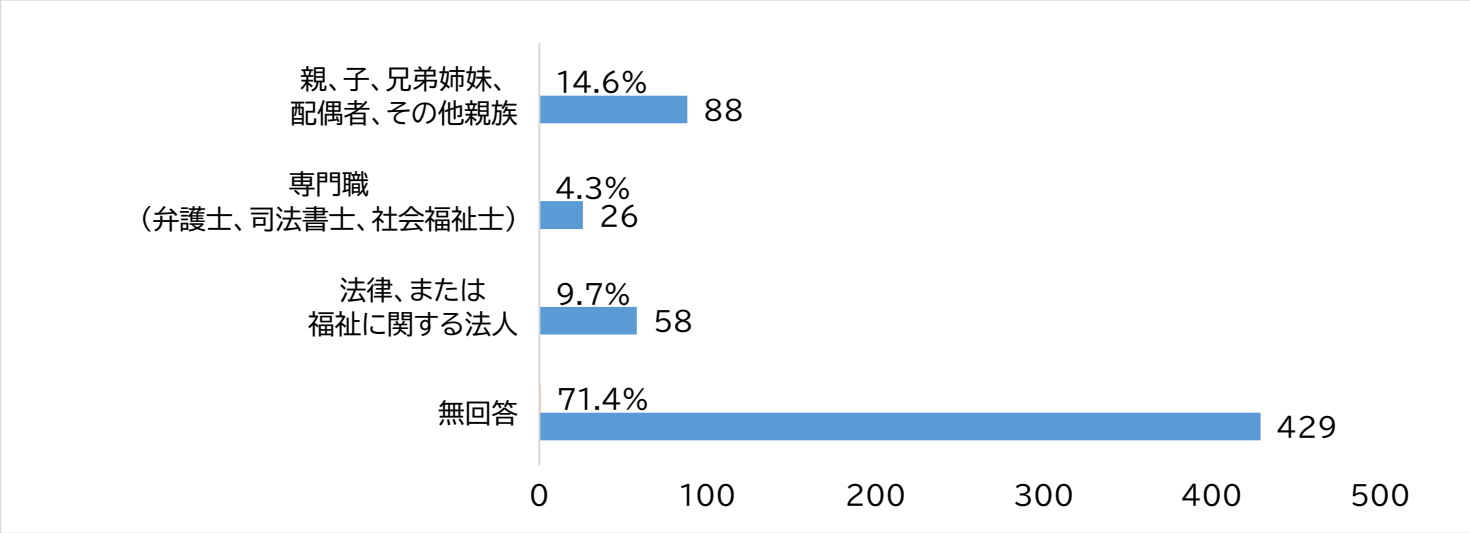
【将来の暮らしや必要な障がい者施策について】

問30 今後成年後見制度を利用したいと思うか(1つ選択)

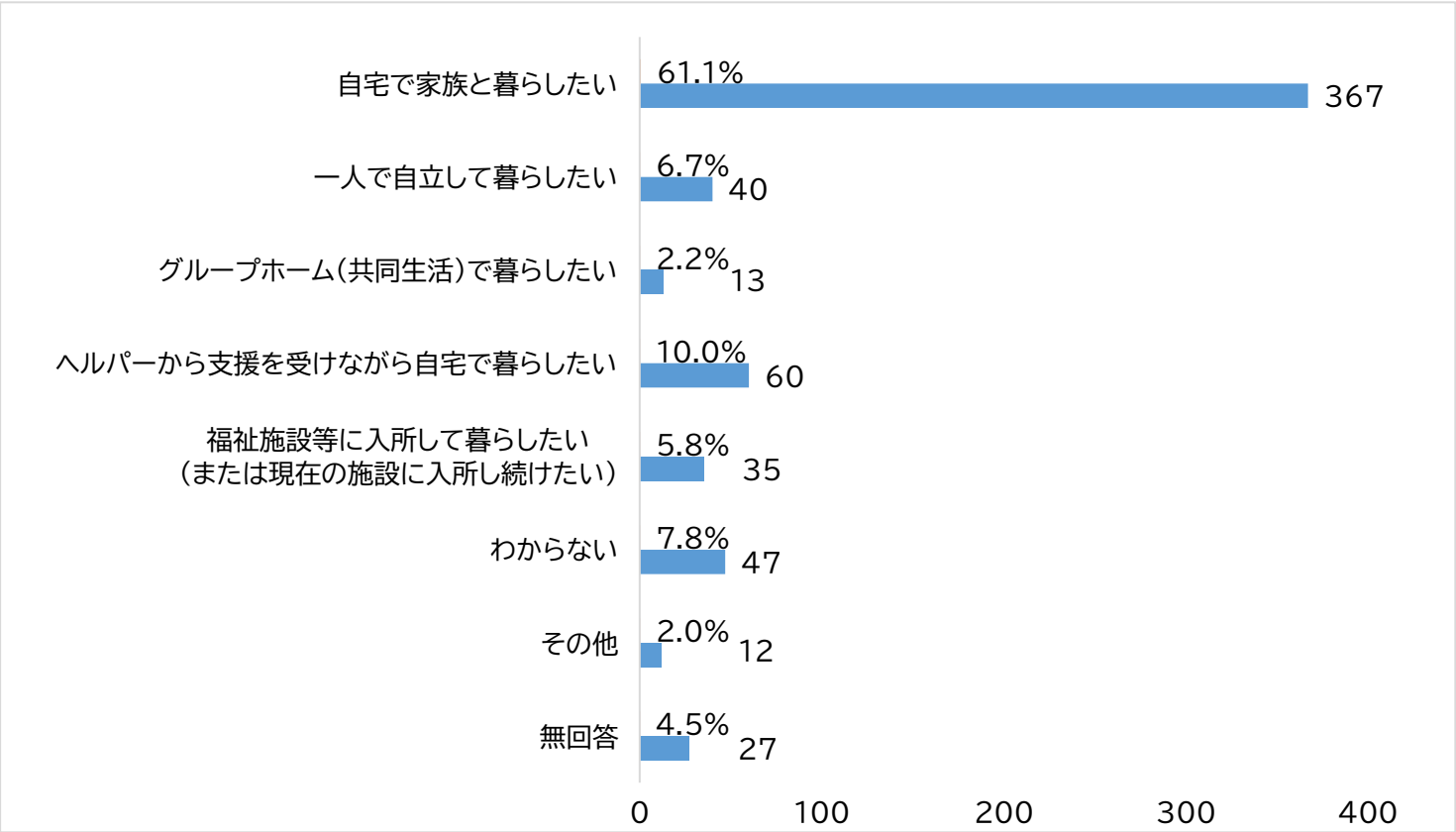
項目	人数(人)	割合(%)
利用したい	74	12.3%
利用したくない	171	28.5%
わからない	310	51.6%
無回答	46	7.7%
計	601	100.0%



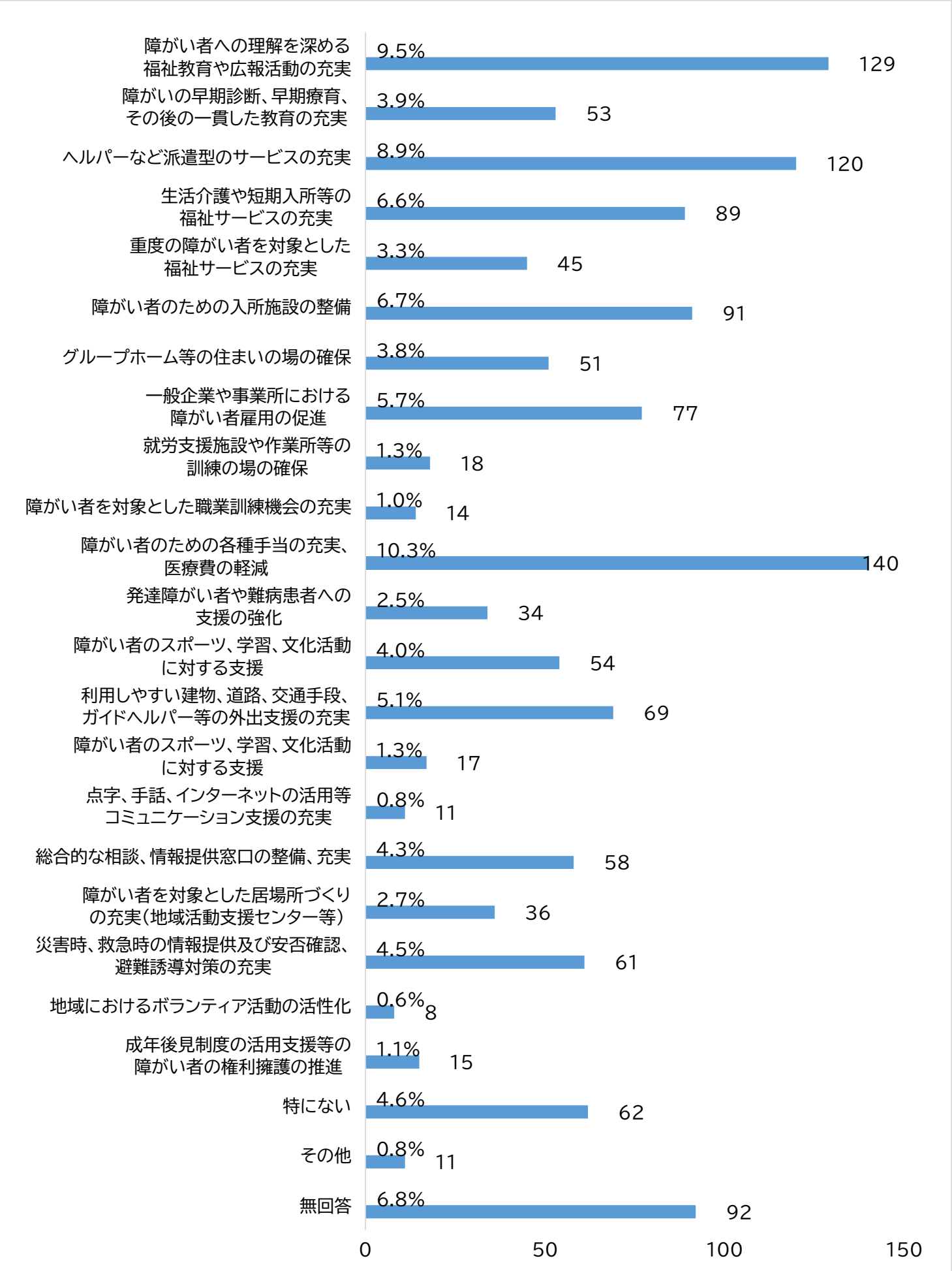
問31 後見人は誰になってもらいたい(1つ選択)



問32 今後(3～5年後)どのように生活したいと思うか(1つ選択)



問33 障がい者施策充実のため、力を入れていく必要があるもの(3つまで選択可)



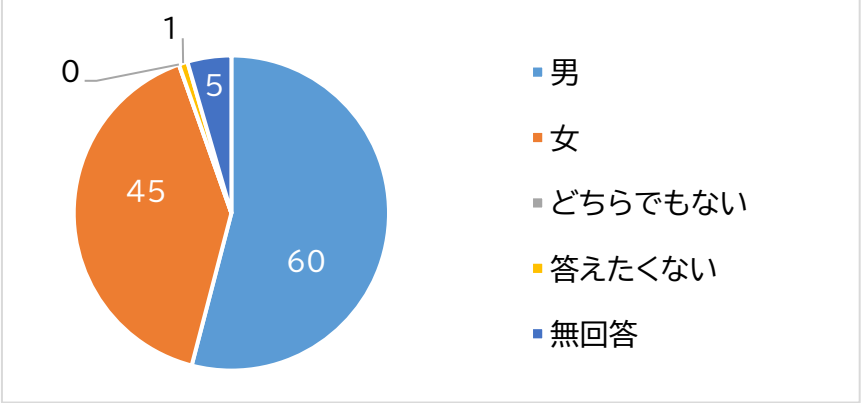
アンケートの集計結果

18歳以上の療育手帳 所持者(身体障がい、精神障がい手帳の重複含む)

【回答者の基本情報】

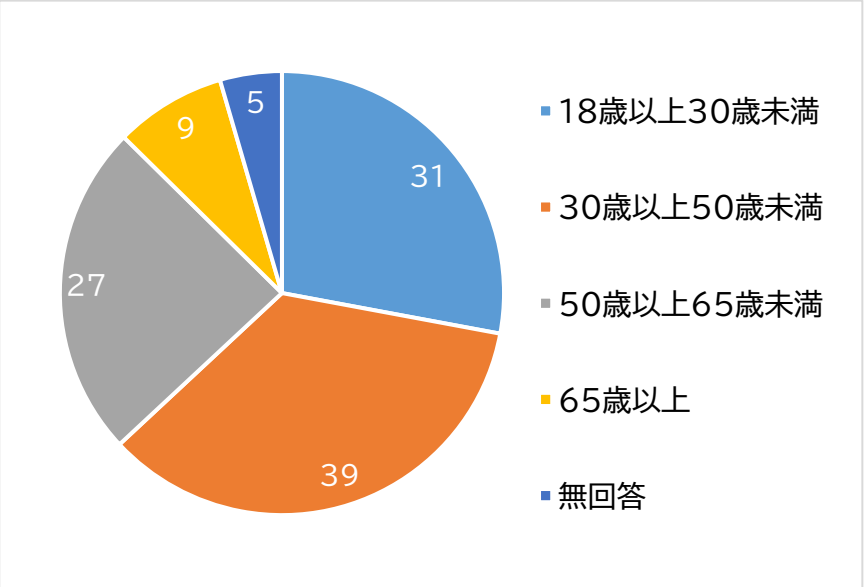
問1 性別(1つ選択)

項目	人数(人)	割合(%)
男	60	54.1%
女	45	40.5%
どちらでもない	0	0.0%
答えたくない	1	0.9%
無回答	5	4.5%
計	111	100.0%



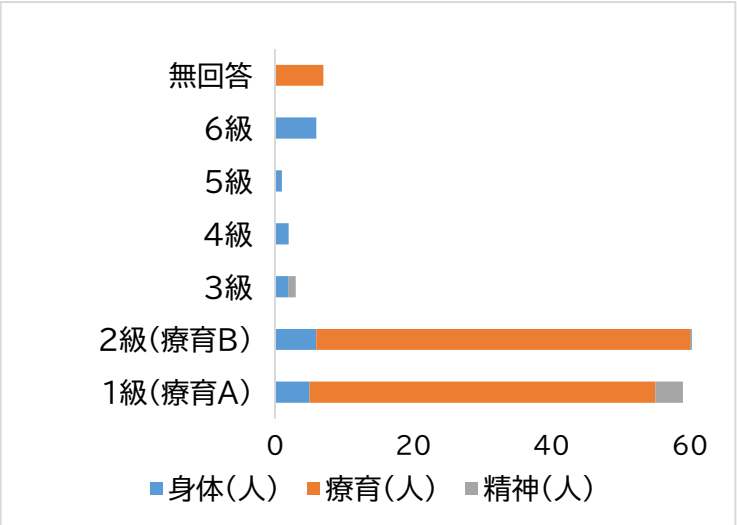
問2 年齢(1つ選択)

項目	人数(人)	割合(%)
18歳以上30歳未満	31	27.9%
30歳以上50歳未満	39	35.1%
50歳以上65歳未満	27	24.3%
65歳以上	9	8.1%
無回答	5	4.5%
計	111	100%



問3 手帳の等級(1つ選択)

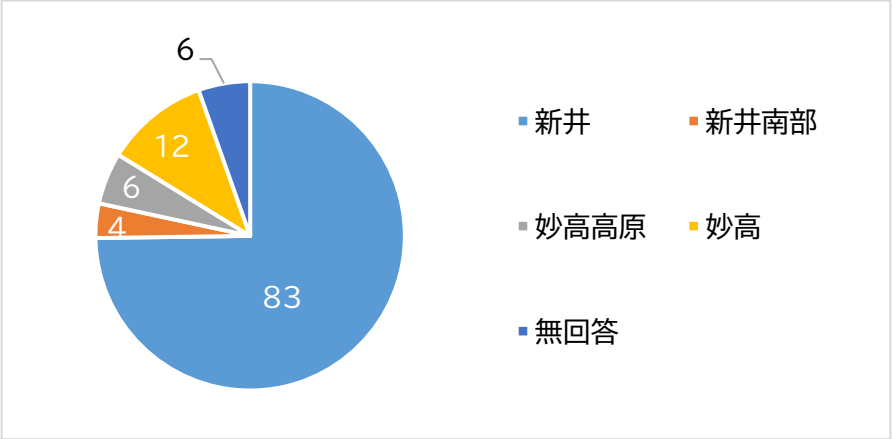
項目	身体(人)	療育(人)	精神(人)
1級(療育A)	5	50	4
2級(療育B)	6	54	3
3級	2		1
4級	2		
5級	1		
6級	6		
無回答	0	7	0
計	22	111	8



※重複26件

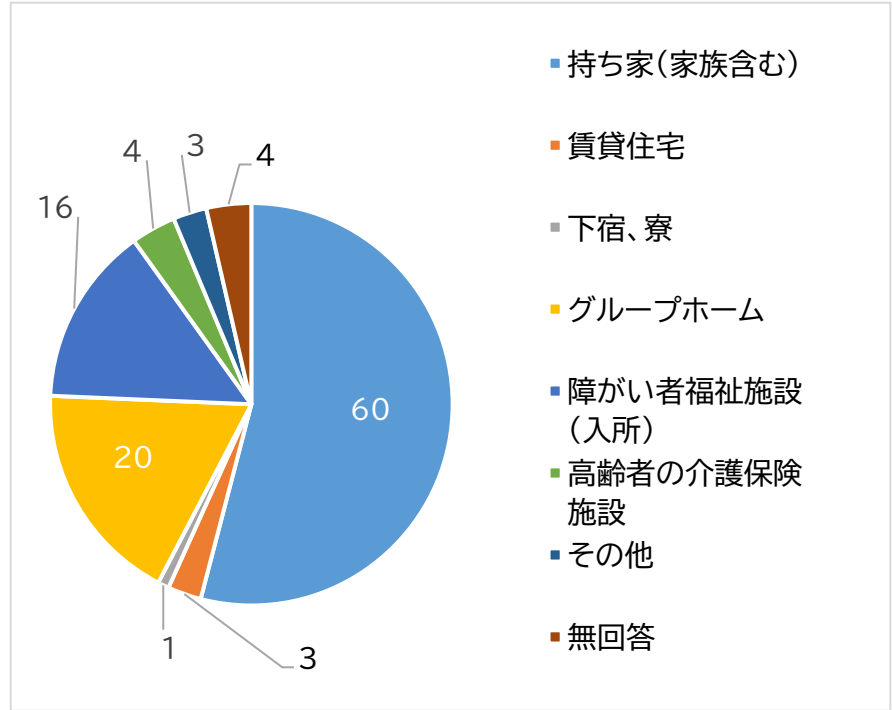
問4 現在どの地域に住んでいますか

項目	人数(人)	割合(%)
新井	83	74.8%
新井南部	4	3.6%
妙高高原	6	5.4%
妙高	12	10.8%
無回答	6	5.4%
計	111	100.0%



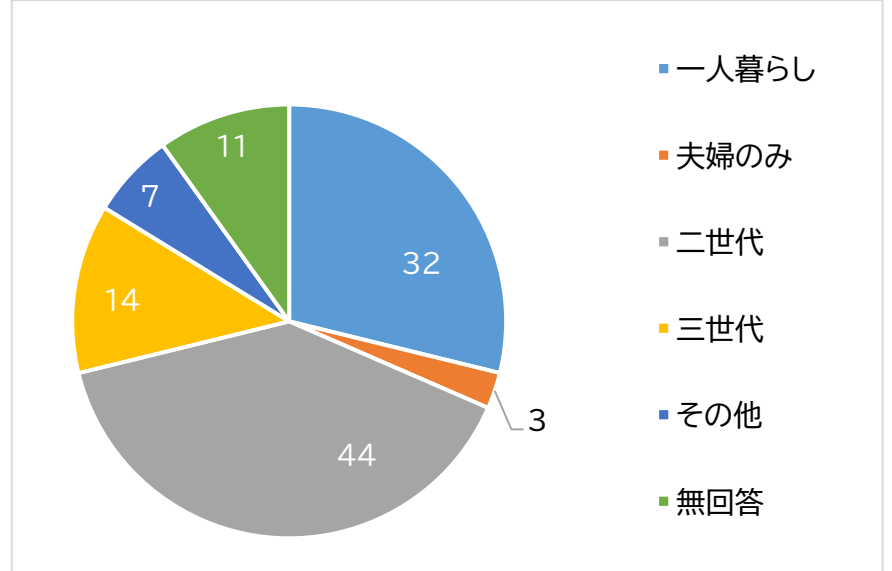
問5 現在の住まい(1つ選択)

項目	人数(人)	割合(%)
持ち家(家族含む)	60	54.1%
賃貸住宅	3	2.7%
下宿、寮	1	0.9%
グループホーム	20	18.0%
障がい者福祉施設(入所)	16	14.4%
高齢者の介護保険施設	4	3.6%
その他	3	2.7%
無回答	4	3.6%
計	111	100.0%



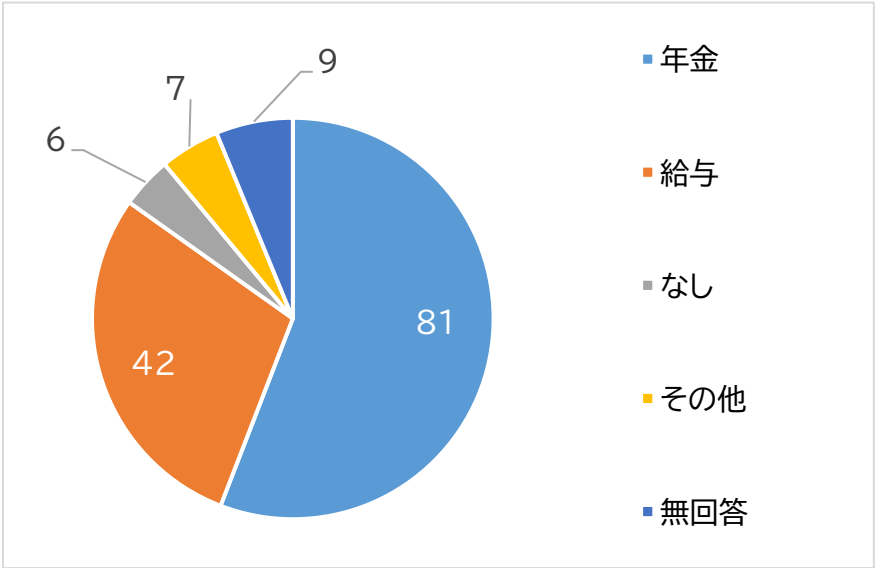
問6 あなたの世帯状況

項目	人数(人)	割合(%)
一人暮らし	32	28.8%
夫婦のみ	3	2.7%
二世帯	44	39.6%
三世帯	14	12.6%
その他	7	6.3%
無回答	11	9.9%
計	111	100.0%



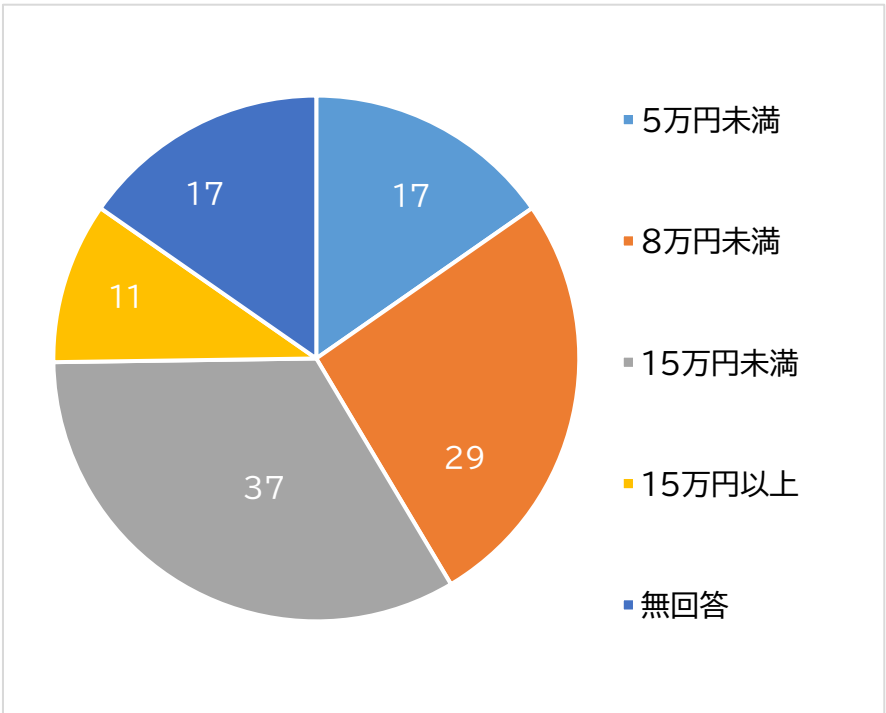
問7 主な収入の種類(すべて選択可)

項目	人数(人)	割合(%)
年金	81	55.9%
給与	42	29.0%
なし	6	4.1%
その他	7	4.8%
無回答	9	6.2%
計	145	100.0%

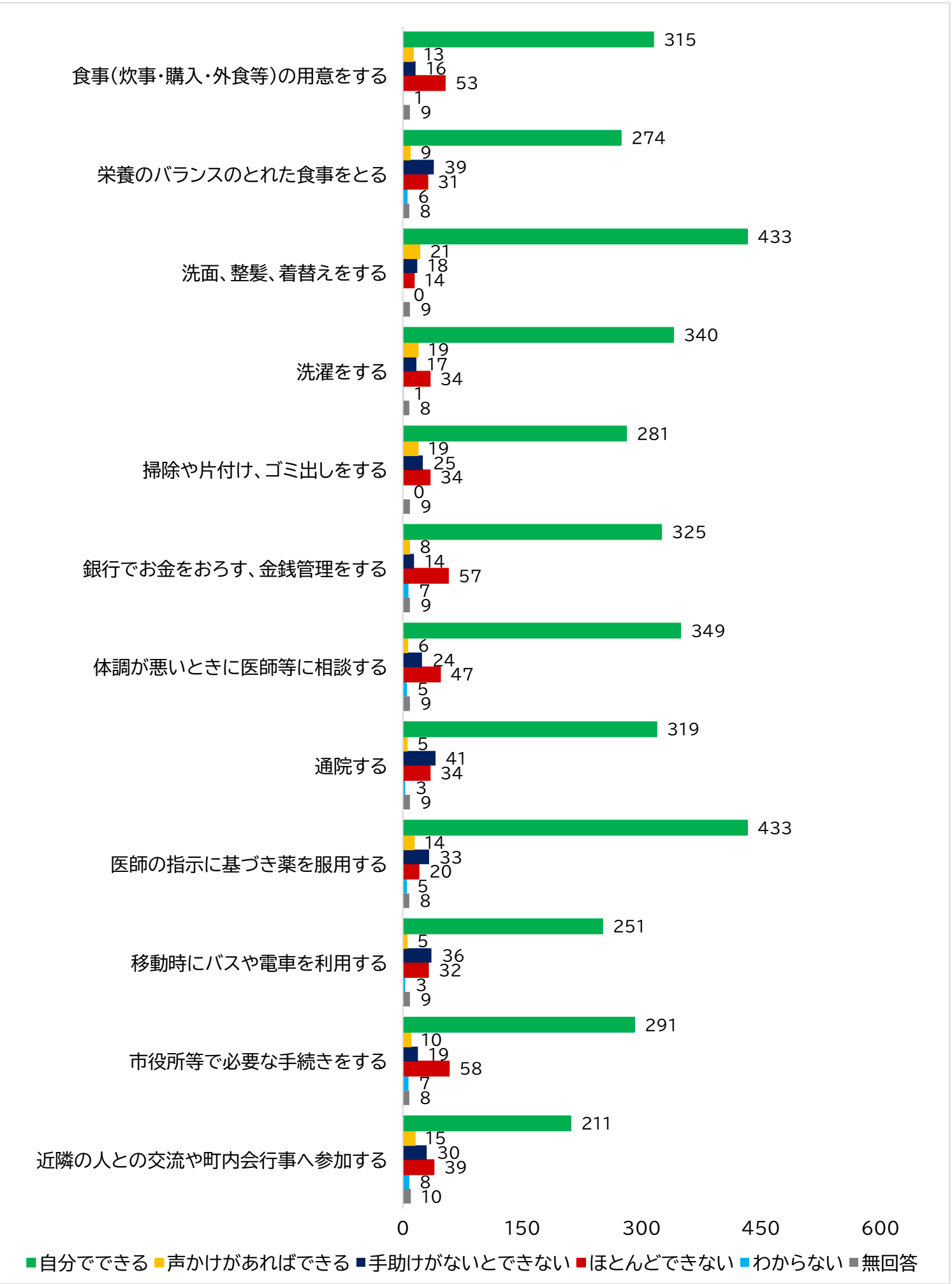


問8 1か月の収入金額(1つ選択)

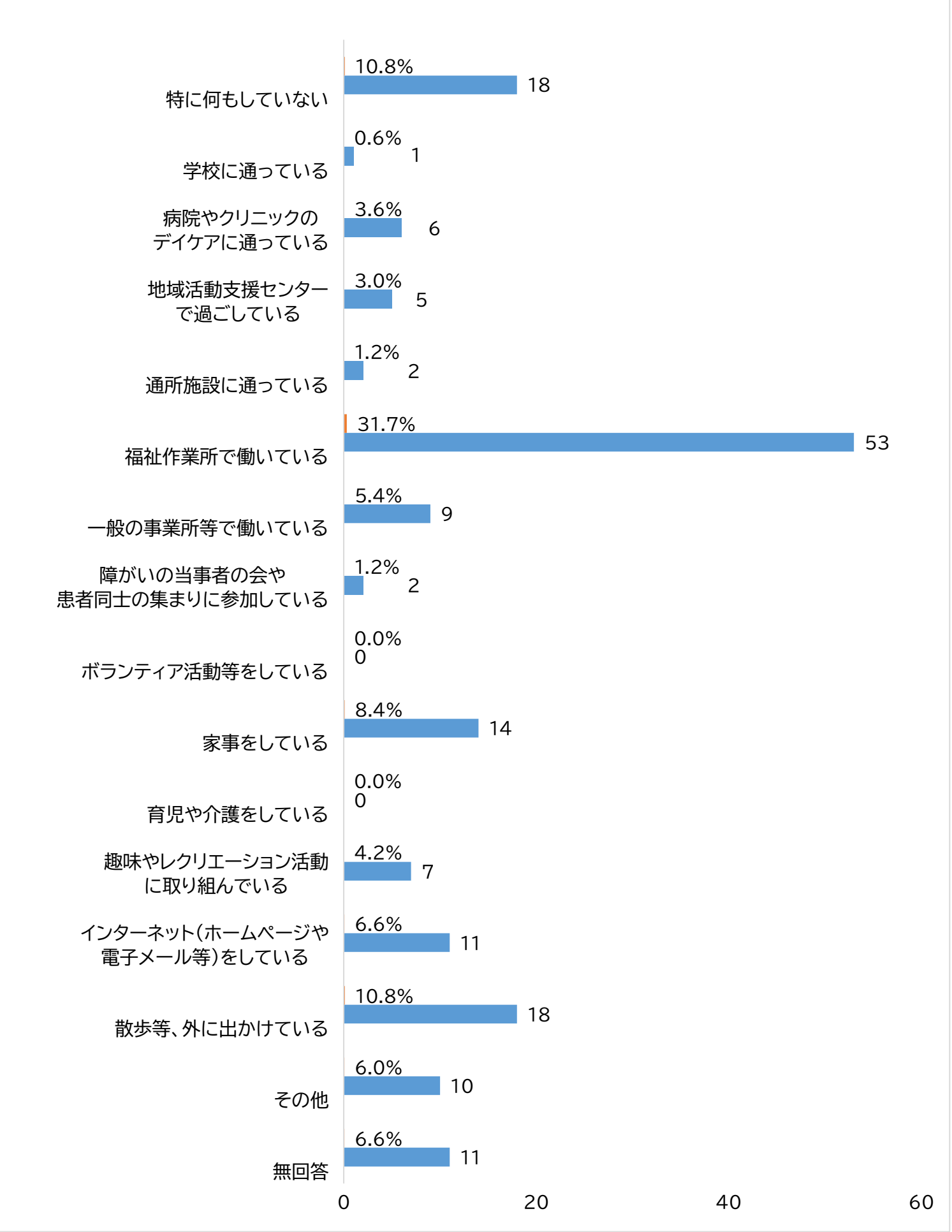
項目	人数(人)	割合(%)
5万円未満	17	15.3%
8万円未満	29	26.1%
15万円未満	37	33.3%
15万円以上	11	9.9%
無回答	17	15.3%
計	111	100.0%



問9 ふだんの生活で、誰かの手助けを必要としているか(各々1つ選択)

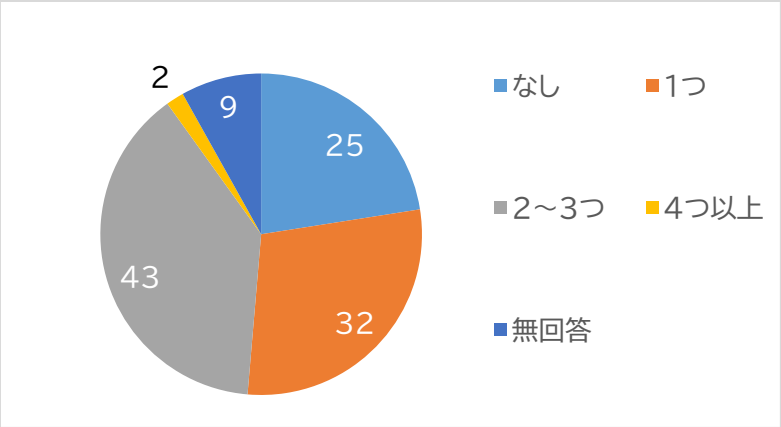


問10 日ごろ昼間の時間をどのように過ごしているか(3つまで選択可)

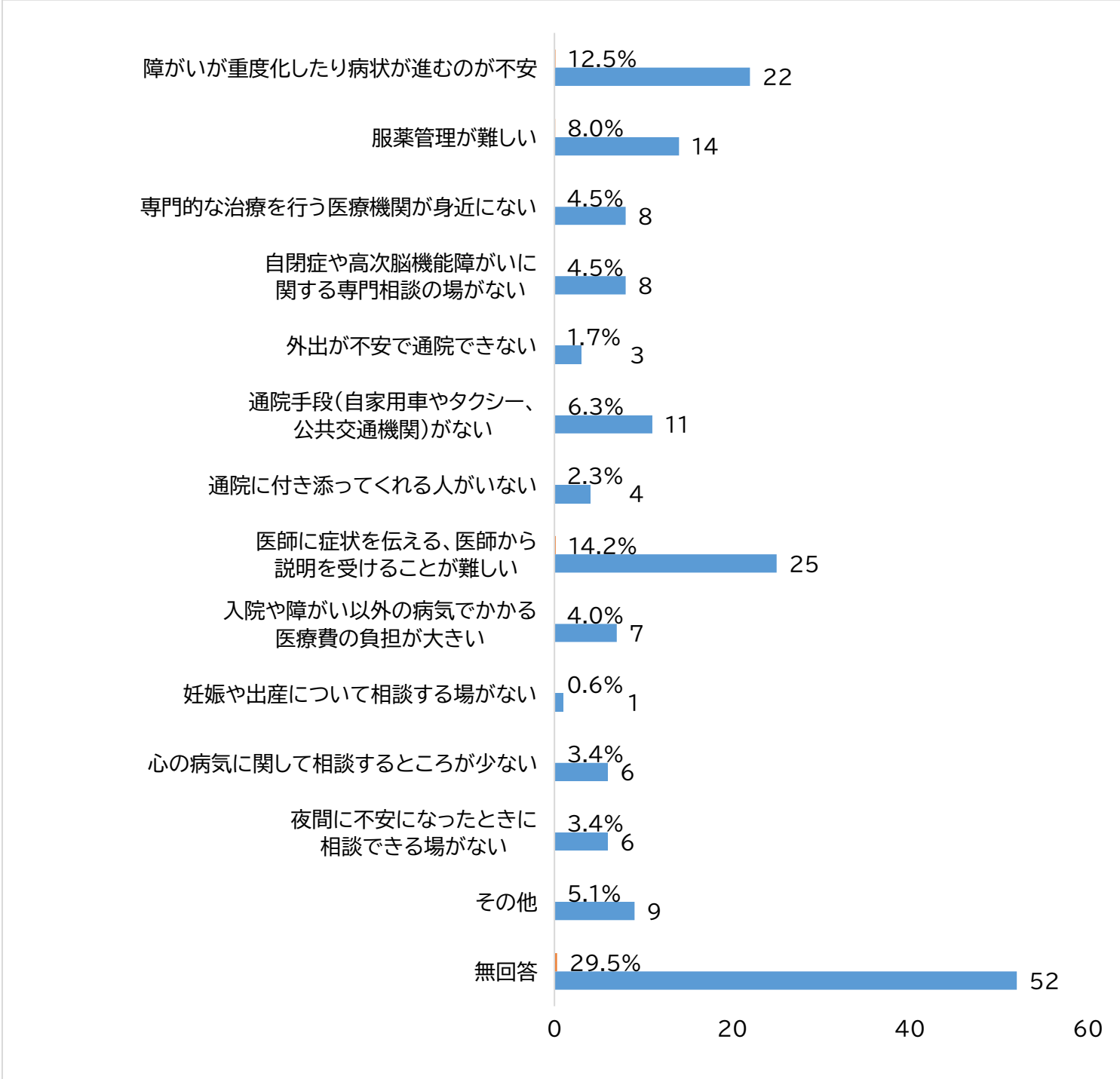


問11 定期的に通院している医療機関(1つ選択)

項目	人数(人)	割合(%)
なし	25	22.5%
1つ	32	28.8%
2～3つ	43	38.7%
4つ以上	2	1.8%
無回答	9	8.1%
計	111	100.0%



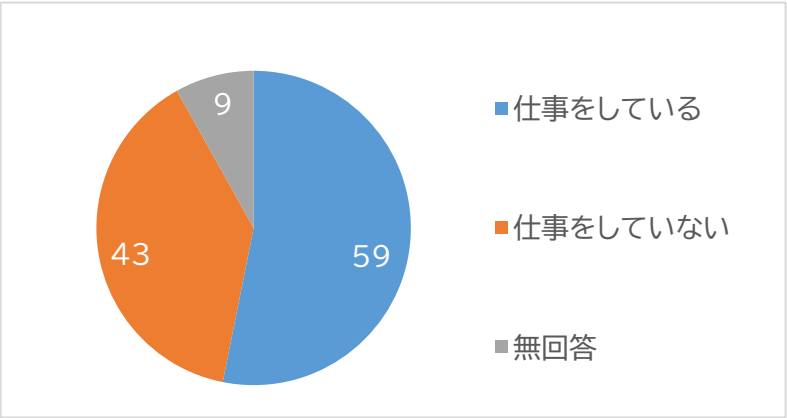
問12 保健・医療面で困ることや不安に思うこと(すべて選択可)



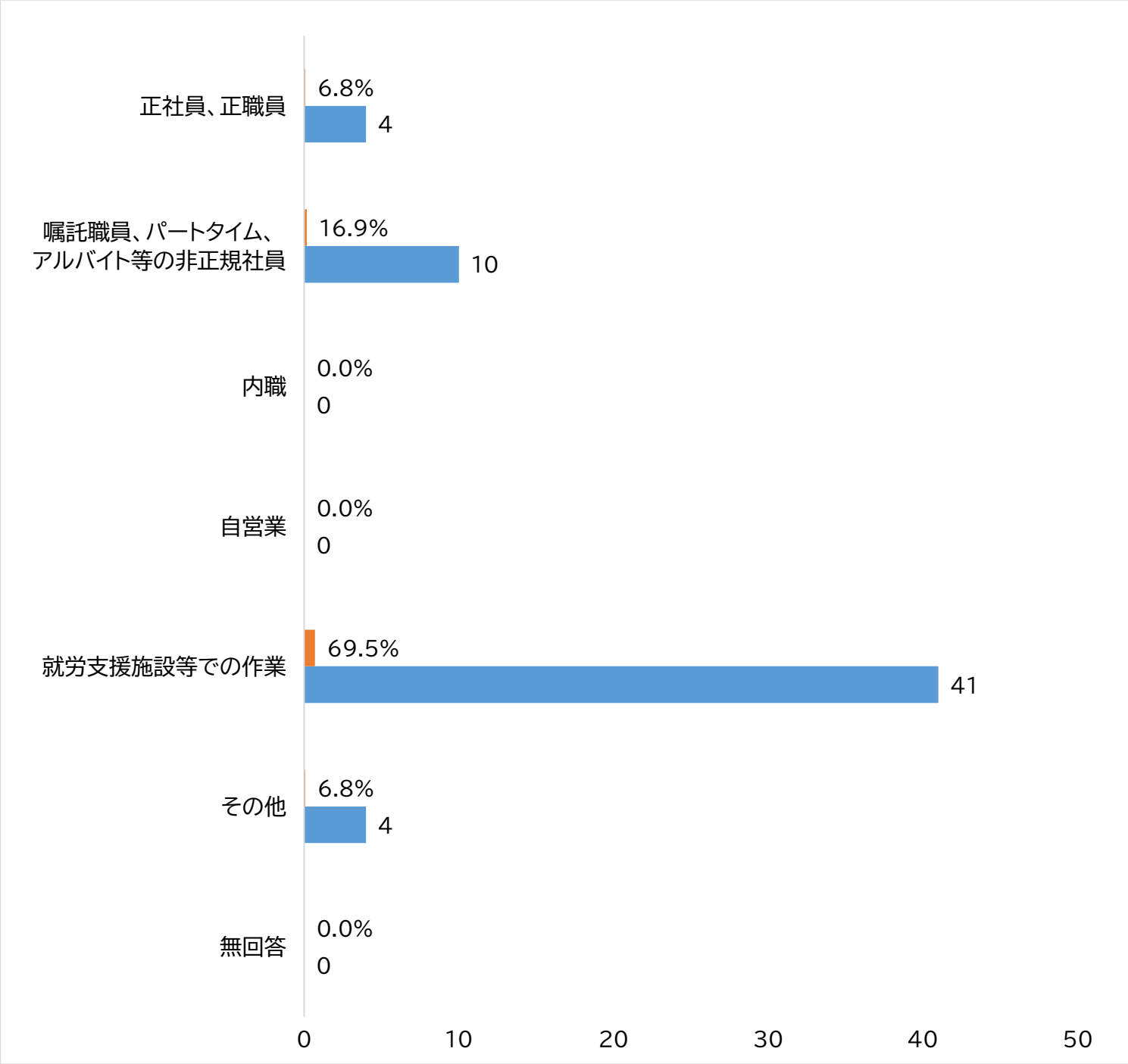
【就労状況について】

問13 現在働いているか(1つ選択)

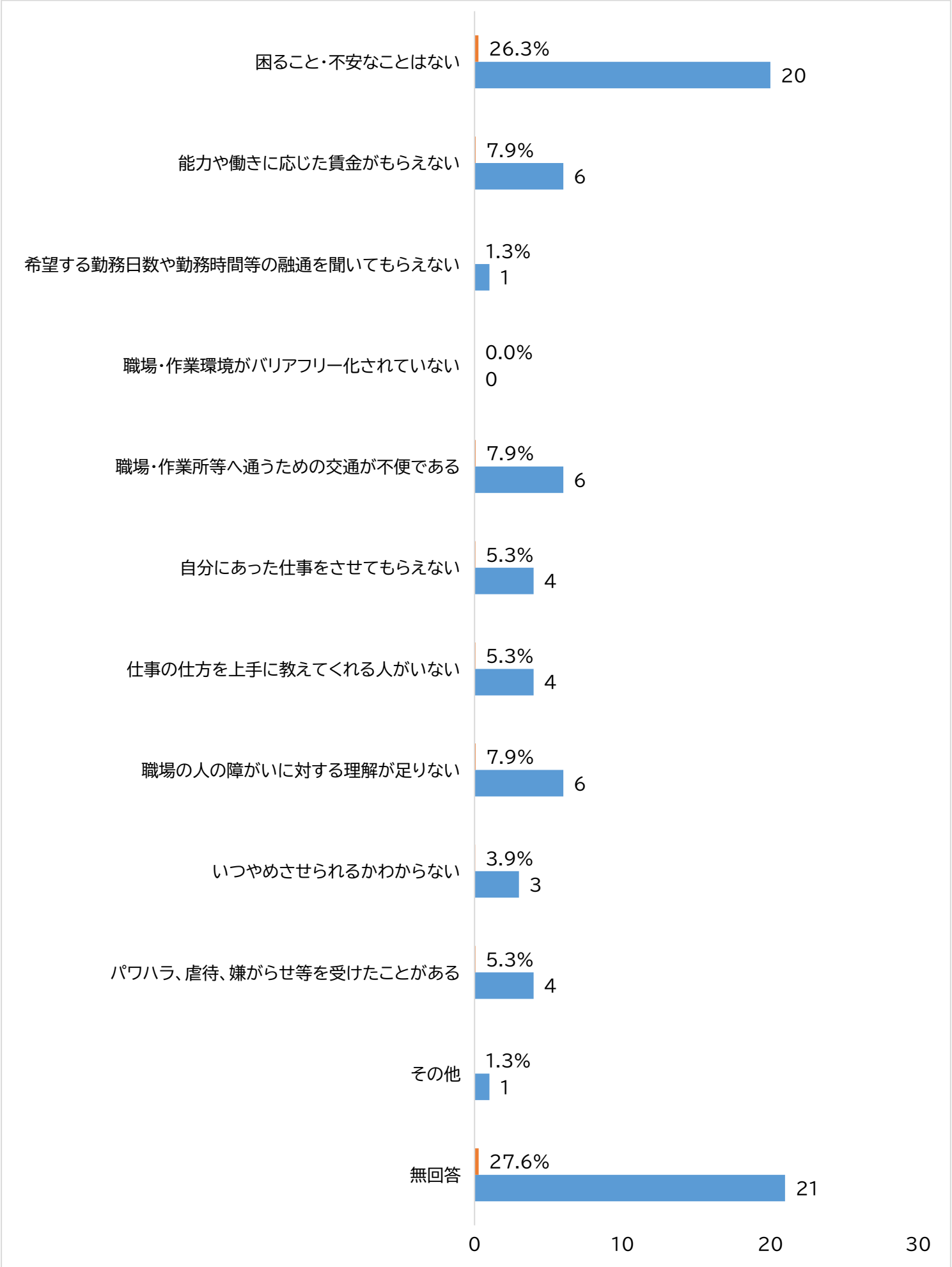
項目	人数(人)	割合(%)
仕事をしている	59	53.2%
仕事をしていない	43	38.7%
無回答	9	8.1%
計	111	100.0%



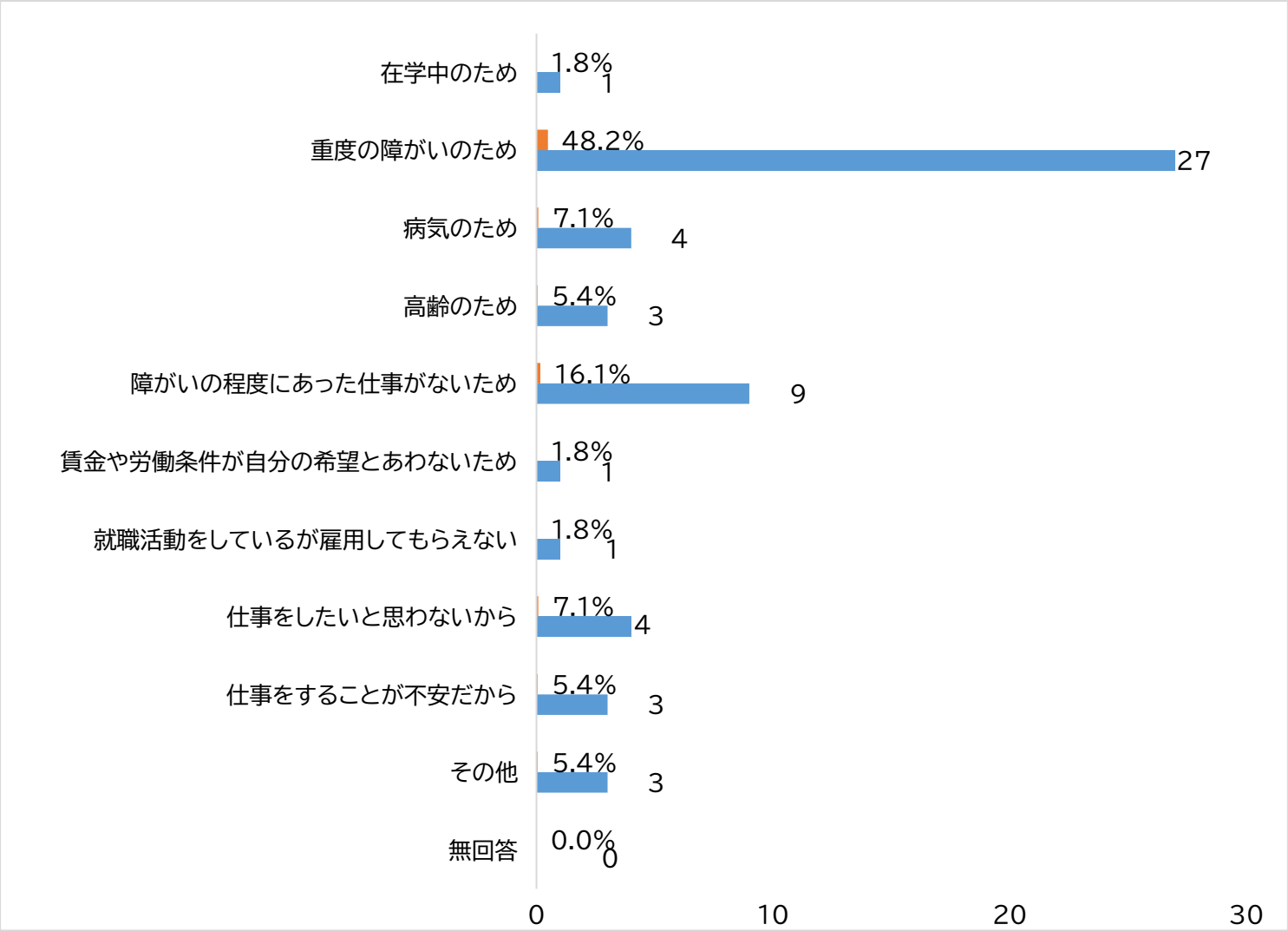
問14 仕事をしているかたの就労形態(1つ選択)



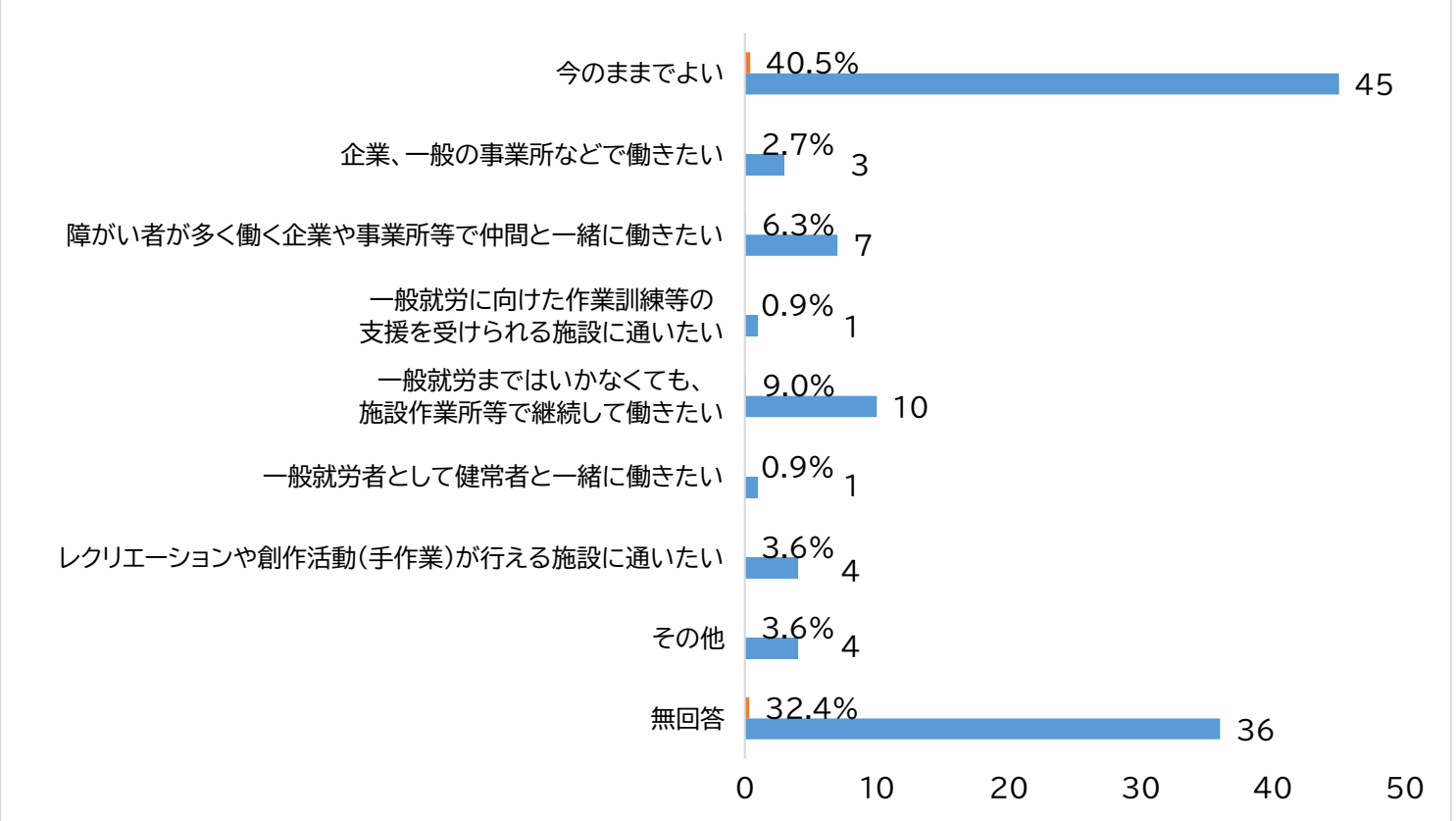
問15 今の仕事で困ることや不安に感じていること(すべて選択可)



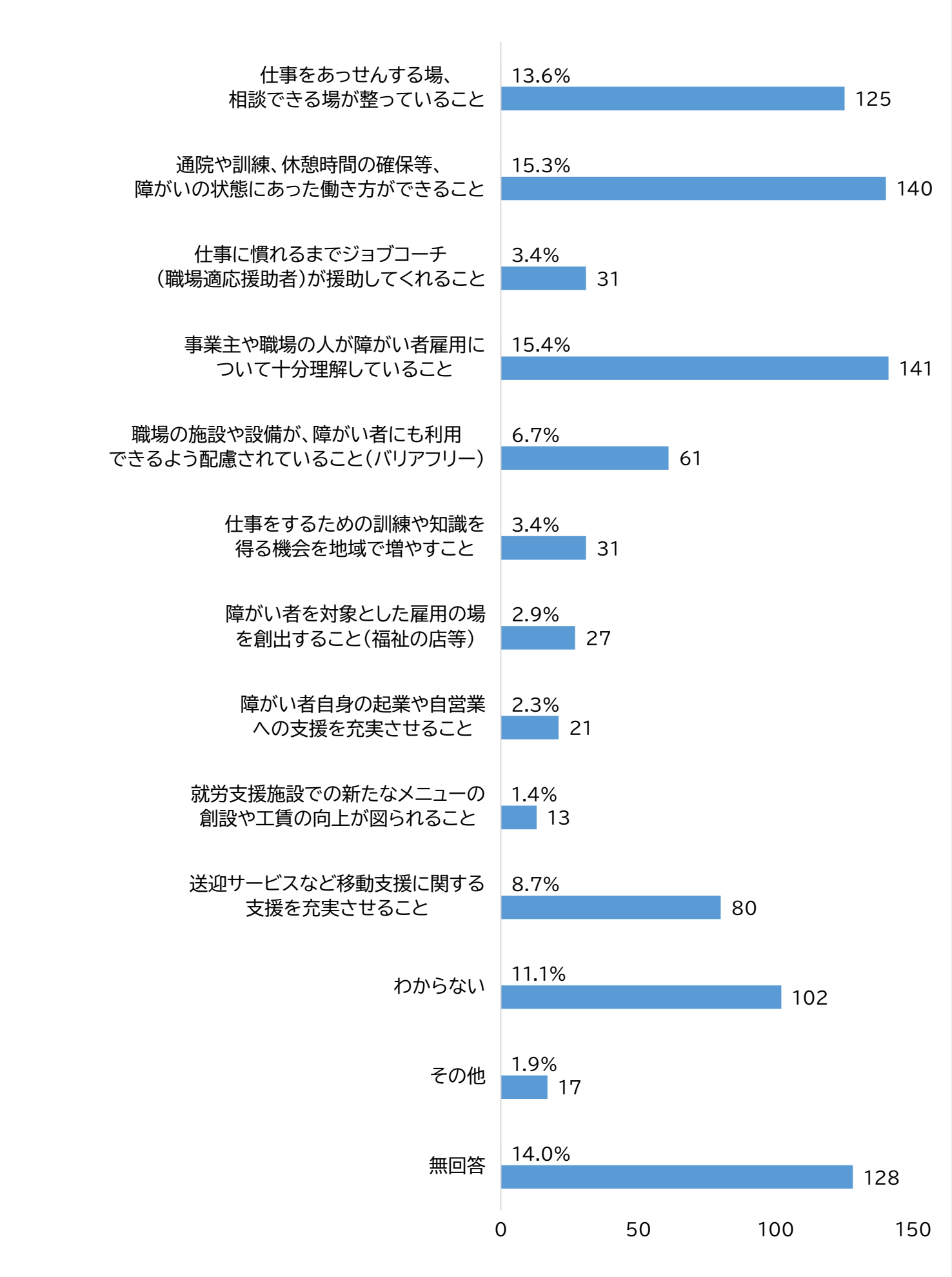
問16 仕事をしていないかたの理由(3つまで選択可)



問17 今後5年の間、仕事をはじめ日中の過ごし方についての希望(1つ選択)

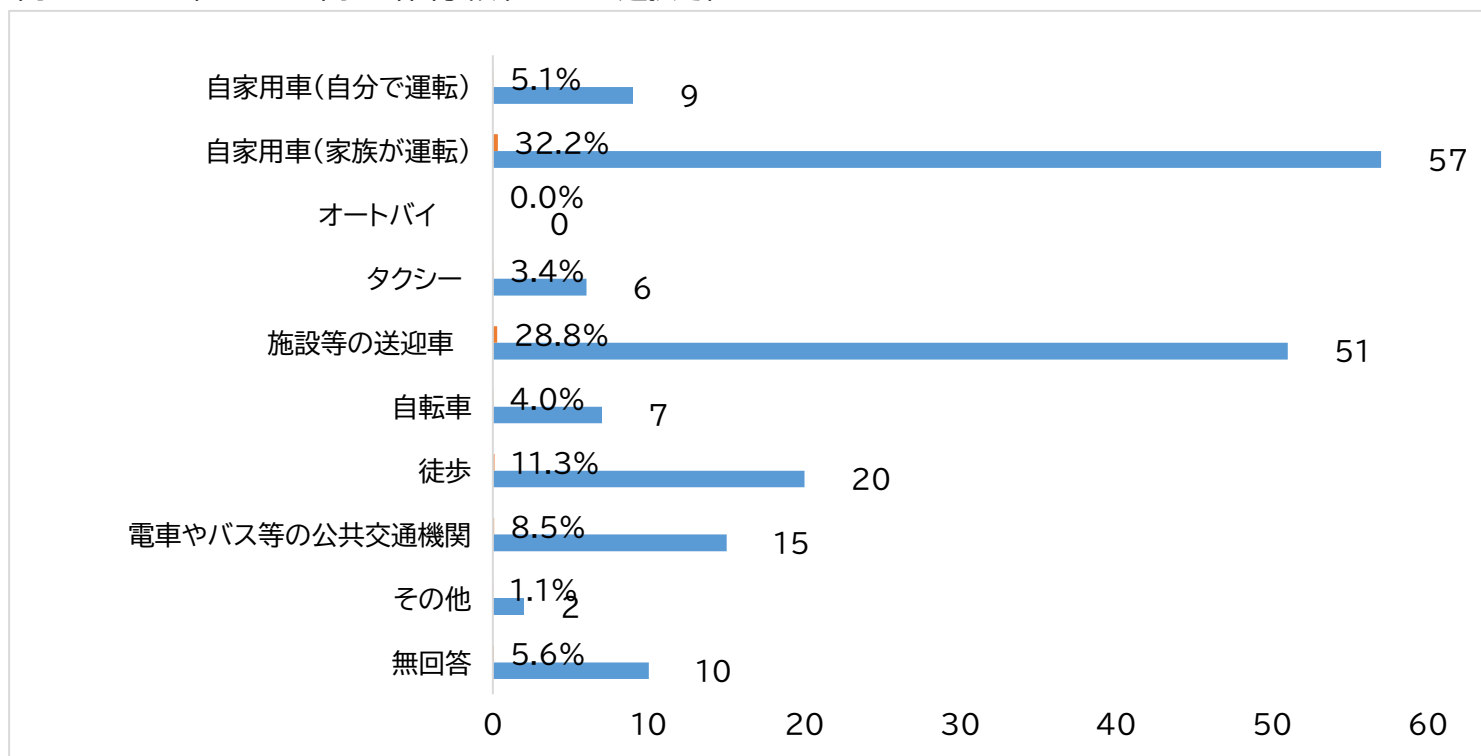


問18 働くための環境や条件で必要なこと(2つまで選択可)

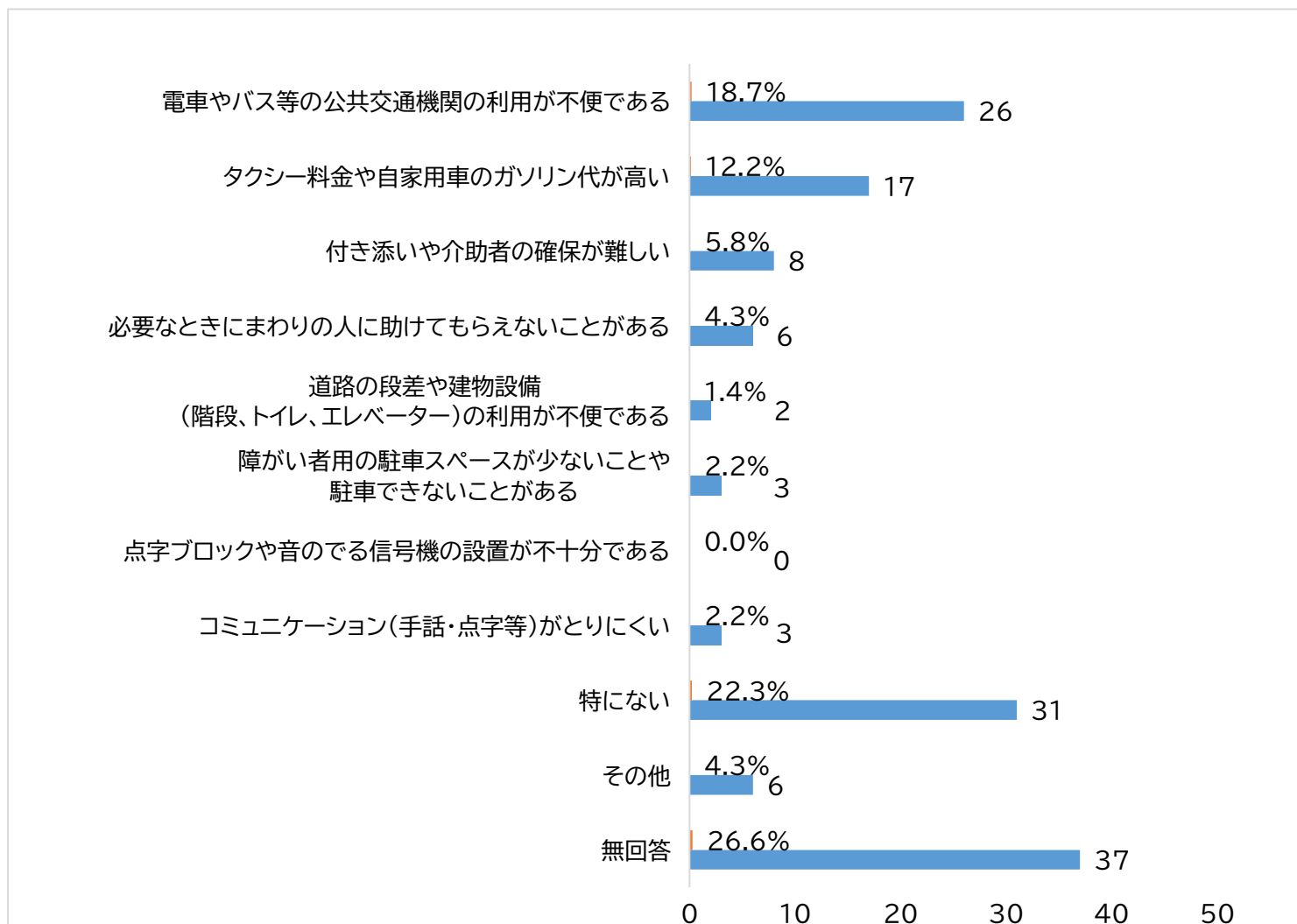


【外出状況について】

問19 この1年くらいの間の外出手段(2つまで選択可)

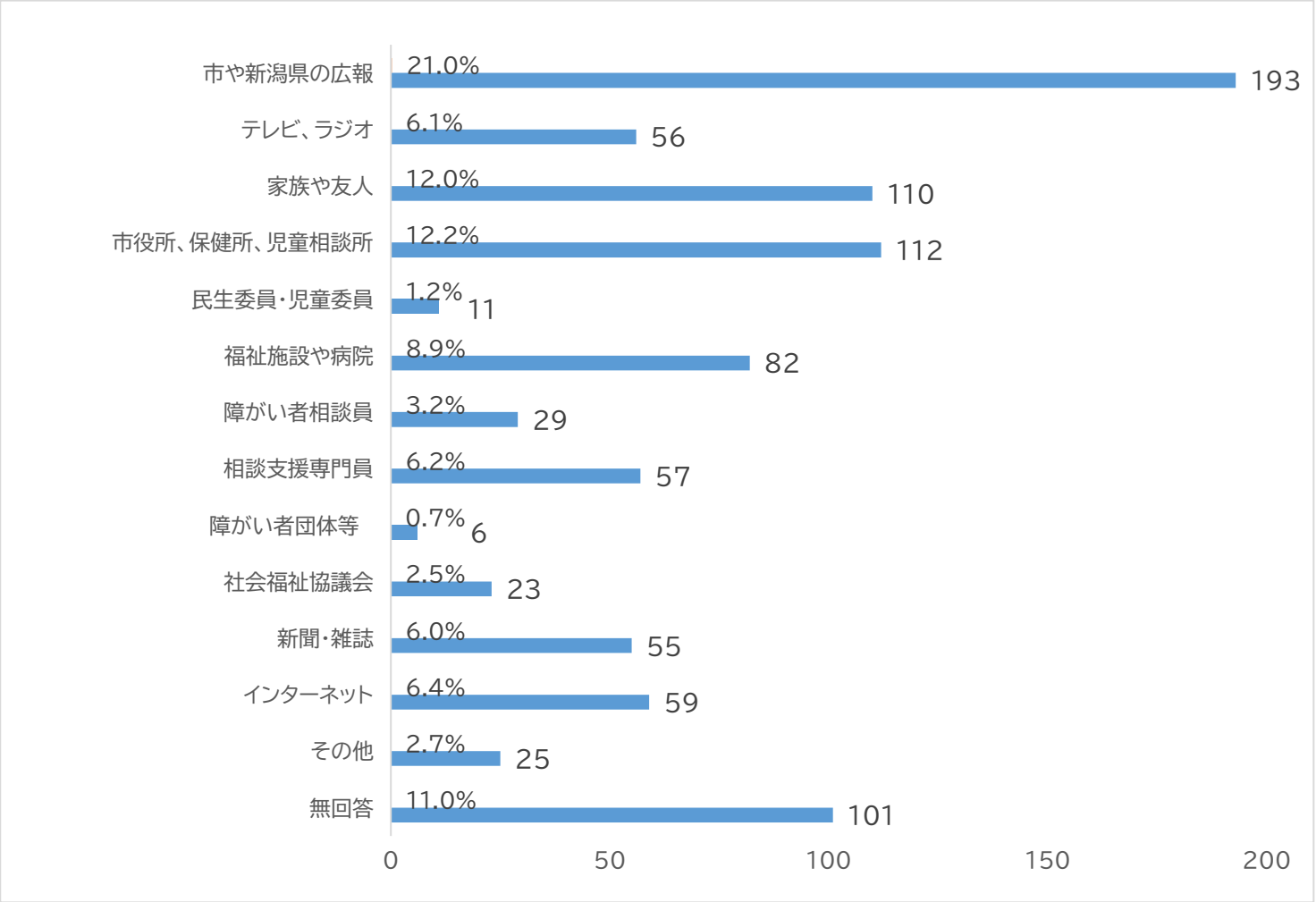


問20 外出時に困ることや不満に思うこと(2つまで選択可)

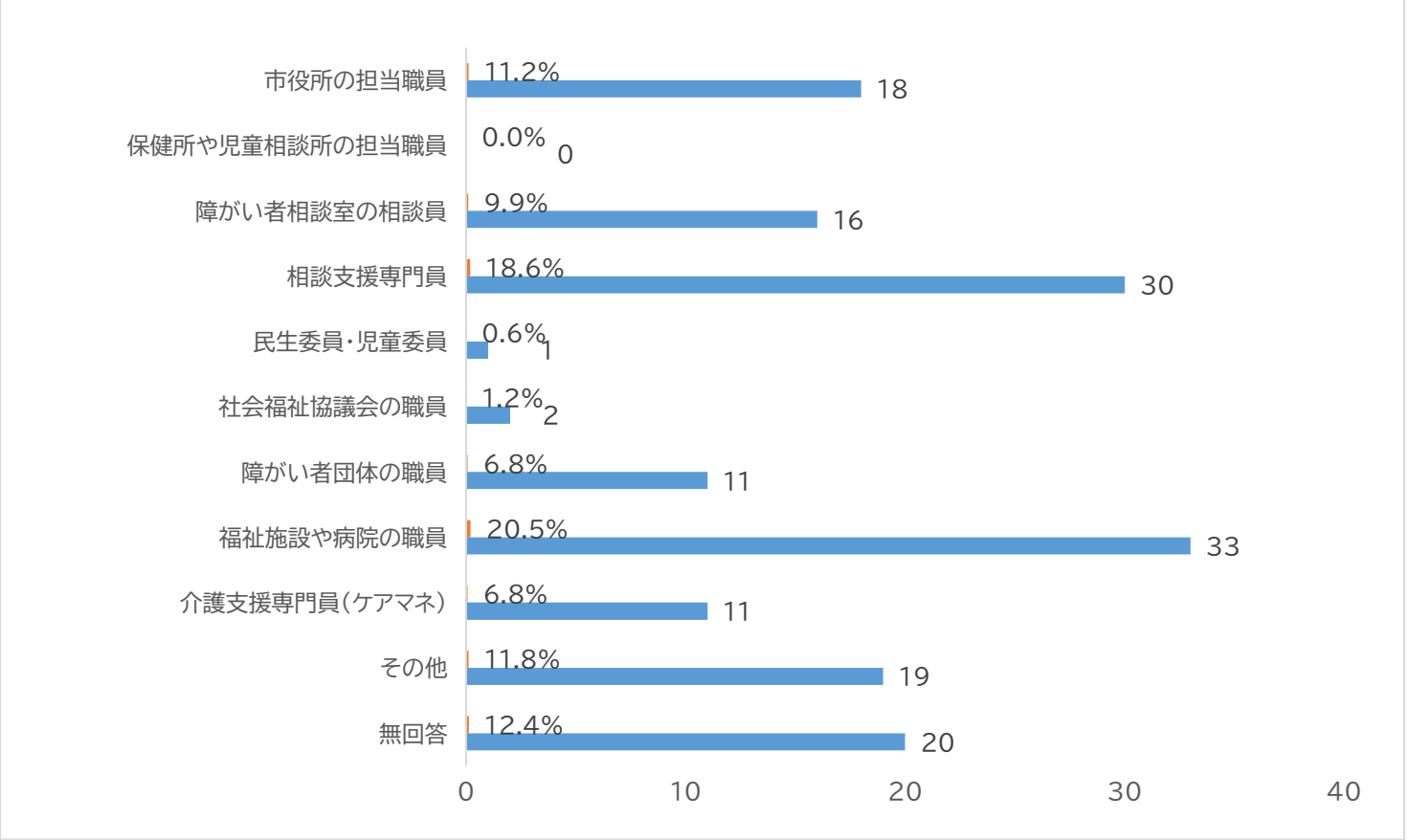


【福祉サービスの情報や相談に関することについて】

問21 福祉サービス等の情報の主な入手先(2つまで選択可)

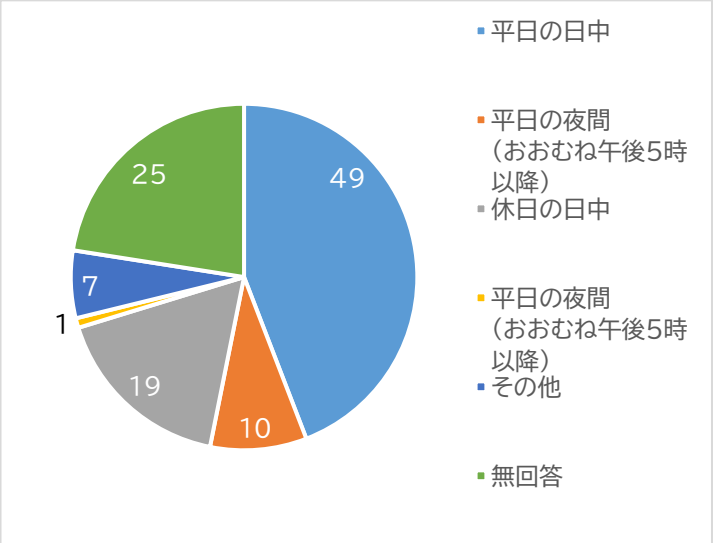


問22 あなたは、日常生活の中で困ったことや、分からないことがあった場合に、誰に相談しますか。あてはまる主なものを2つまでに○をつけてください。

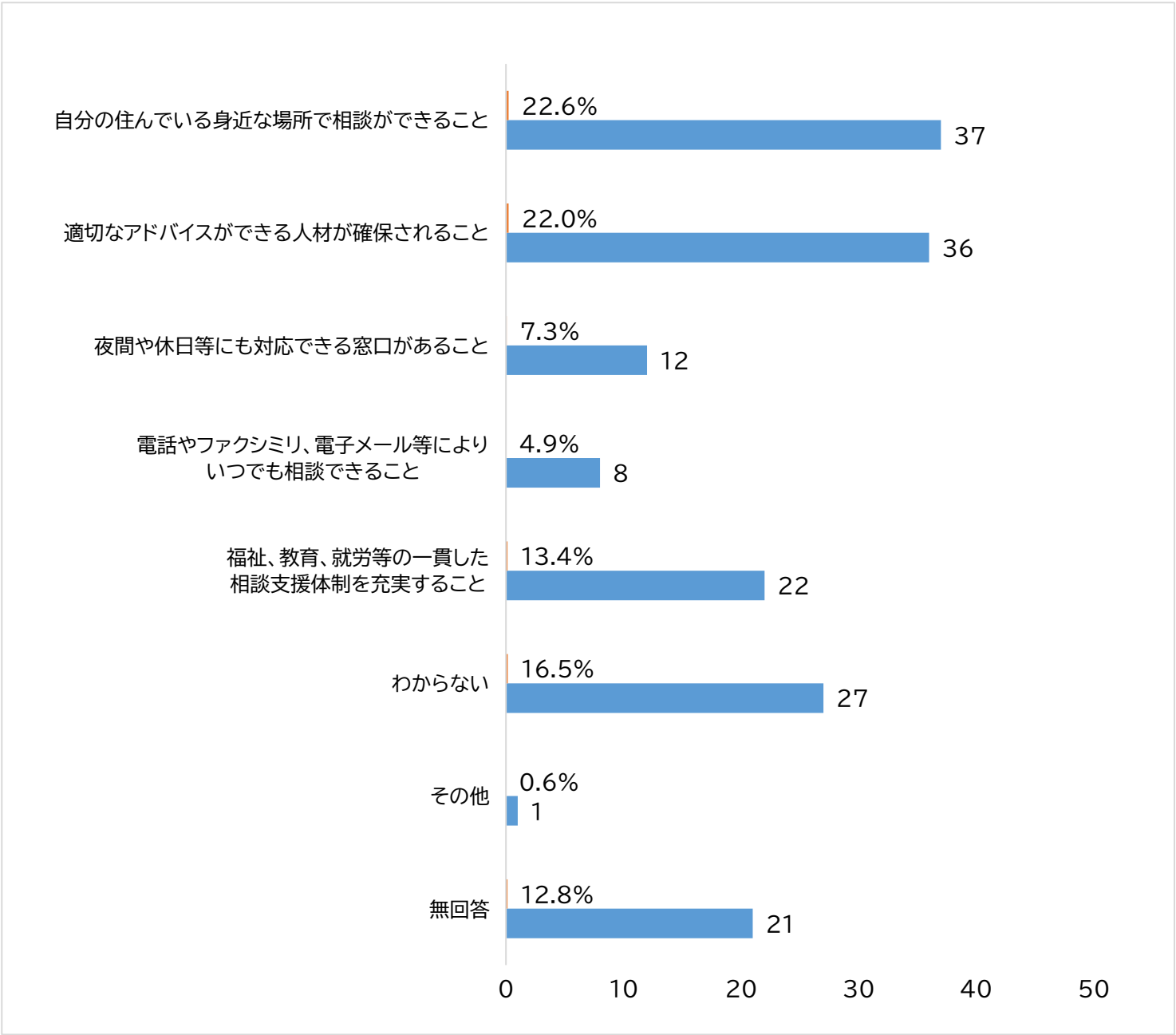


問23 相談しやすいと感じる時間帯(1つ選択)

項目	人数(人)	割合(%)
平日の日中	49	44.1%
平日の夜間 (おおむね午後5時以降)	10	9.0%
休日の日中	19	17.1%
平日の夜間 (おおむね午後5時以降)	1	0.9%
その他	7	6.3%
無回答	25	22.5%
計	111	100.0%



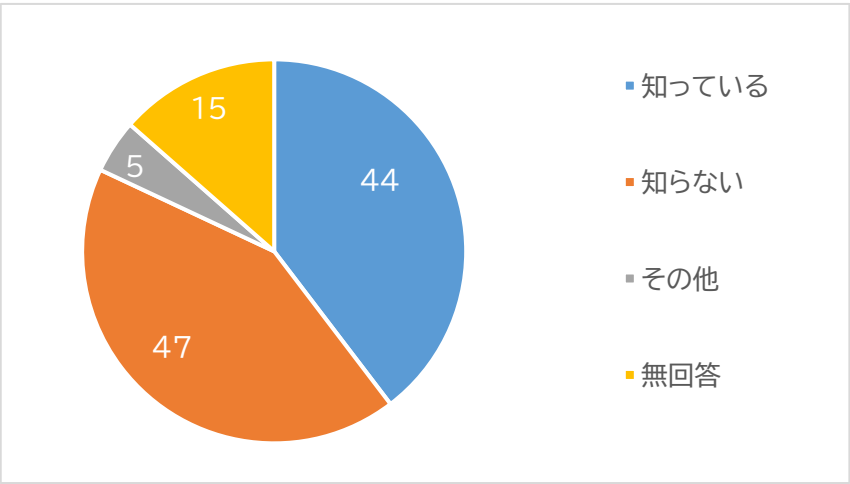
問24 障がい福祉全般に関する相談機能を充実させるために必要なこと(2つまで選択可)



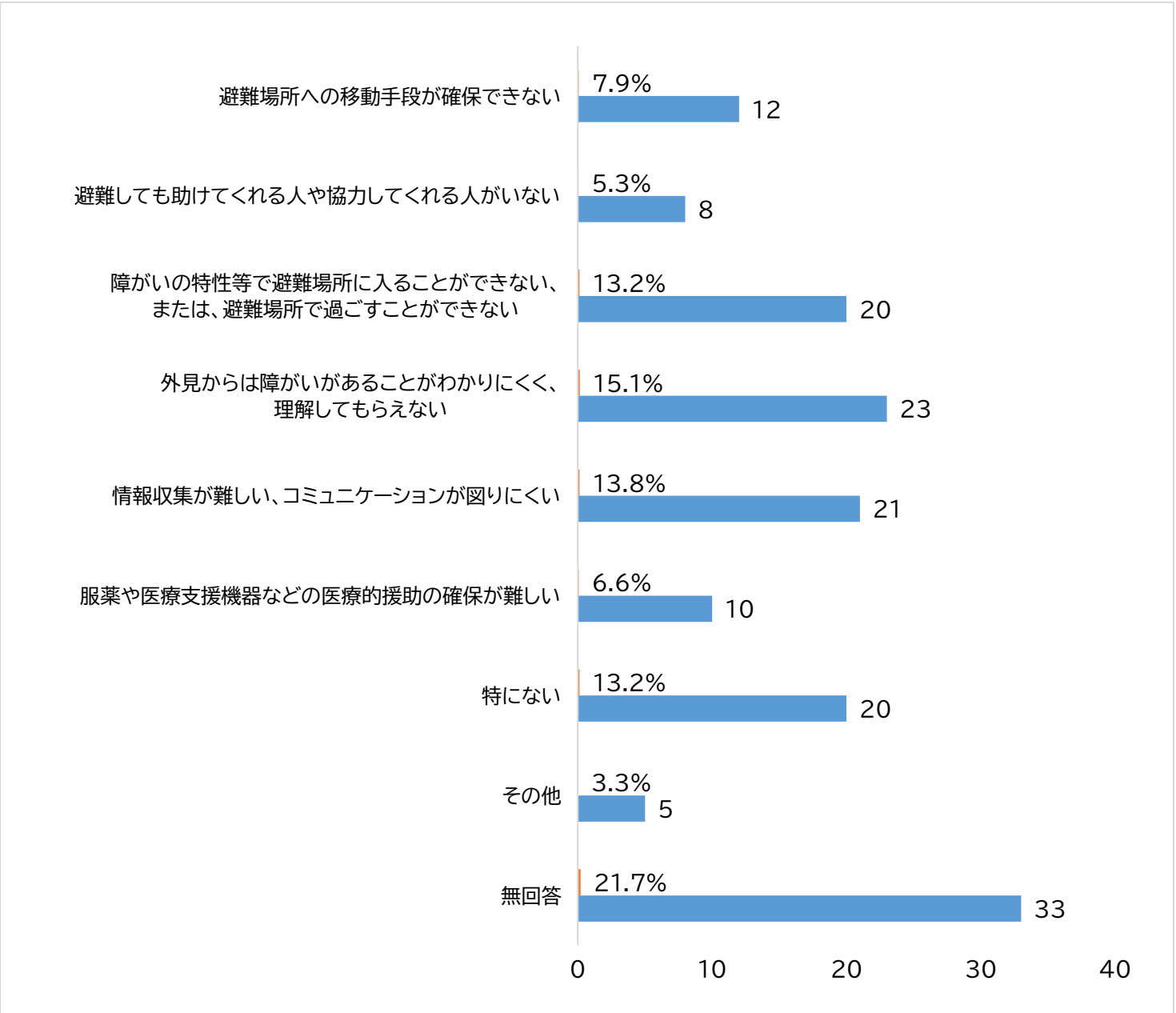
【災害時のことについて】

問25 災害時、地域の避難場所を知っていますか(1つ選択)

項目	人数(人)	割合(%)
知っている	44	39.6%
知らない	47	42.3%
その他	5	4.5%
無回答	15	13.5%
計	111	100.0%



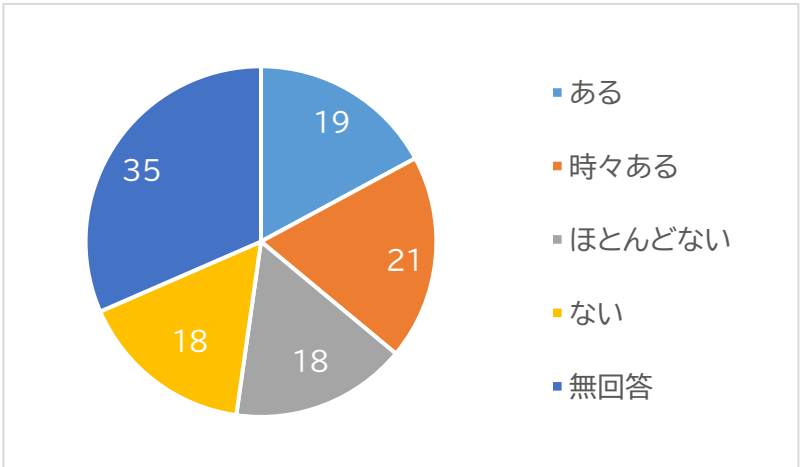
問26 避難時に困っていること(2つまで選択可)



【障がい者への正しい理解やバリアフリーについて】

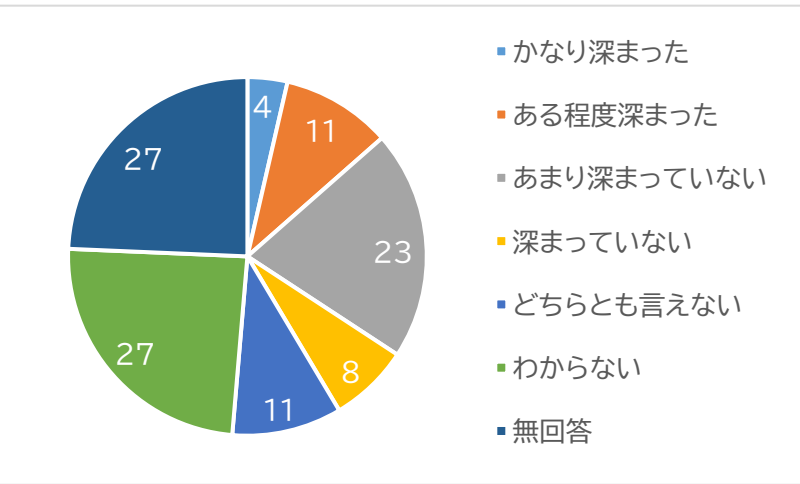
問27 障がいがあるために差別を受けた、いやな思いをしたこと(1つ選択)

項目	人数(人)	割合(%)
ある	19	17.1%
時々ある	21	18.9%
ほとんどない	18	16.2%
ない	18	16.2%
無回答	35	31.5%
計	111	100.0%

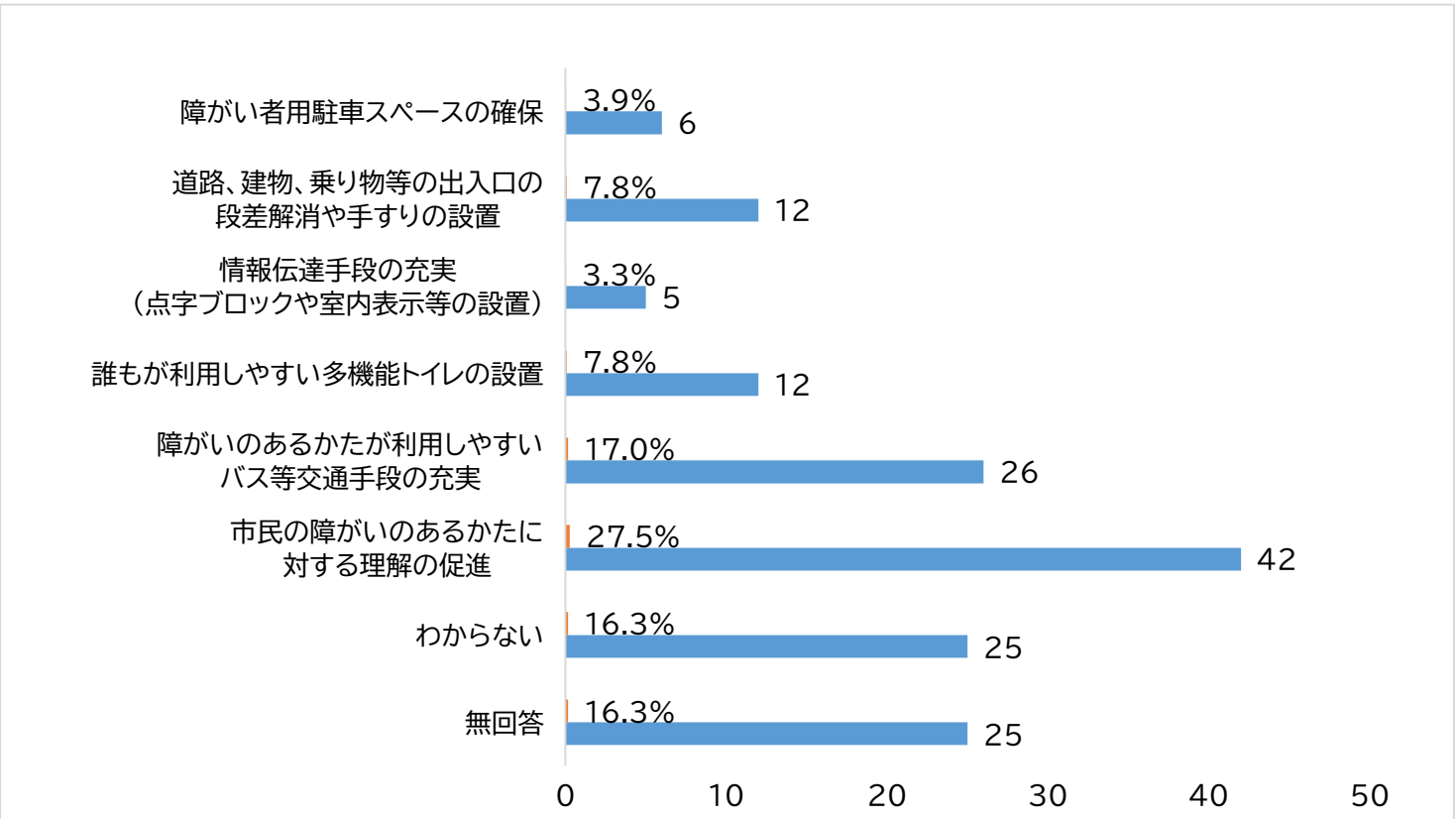


問28 障がいについて、市民の理解について(1つ選択)

項目	人数(人)	割合(%)
かなり深まった	4	3.6%
ある程度深まった	11	9.9%
あまり深まっていない	23	20.7%
深まっていない	8	7.2%
どちらとも言えない	11	9.9%
わからない	27	24.3%
無回答	27	24.3%
計	111	100.0%



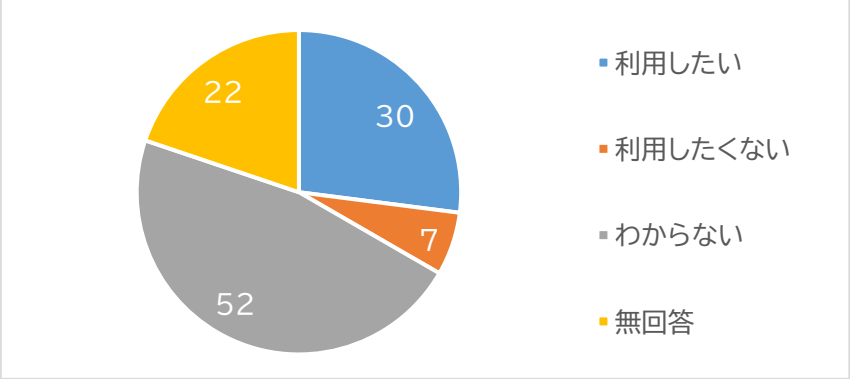
問29 社会のバリアフリー化促進のため優先して整備すること(2つまで選択可)



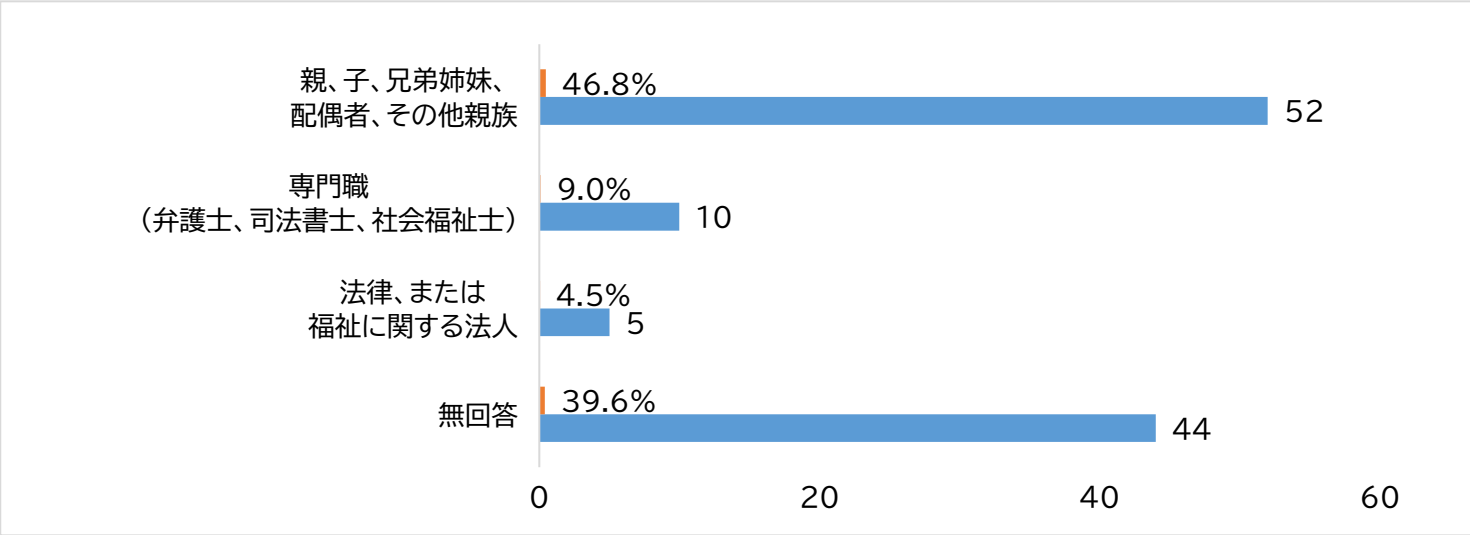
【将来の暮らしや必要な障がい者施策について】

問30 今後成年後見制度を利用したいと思うか(1つ選択)

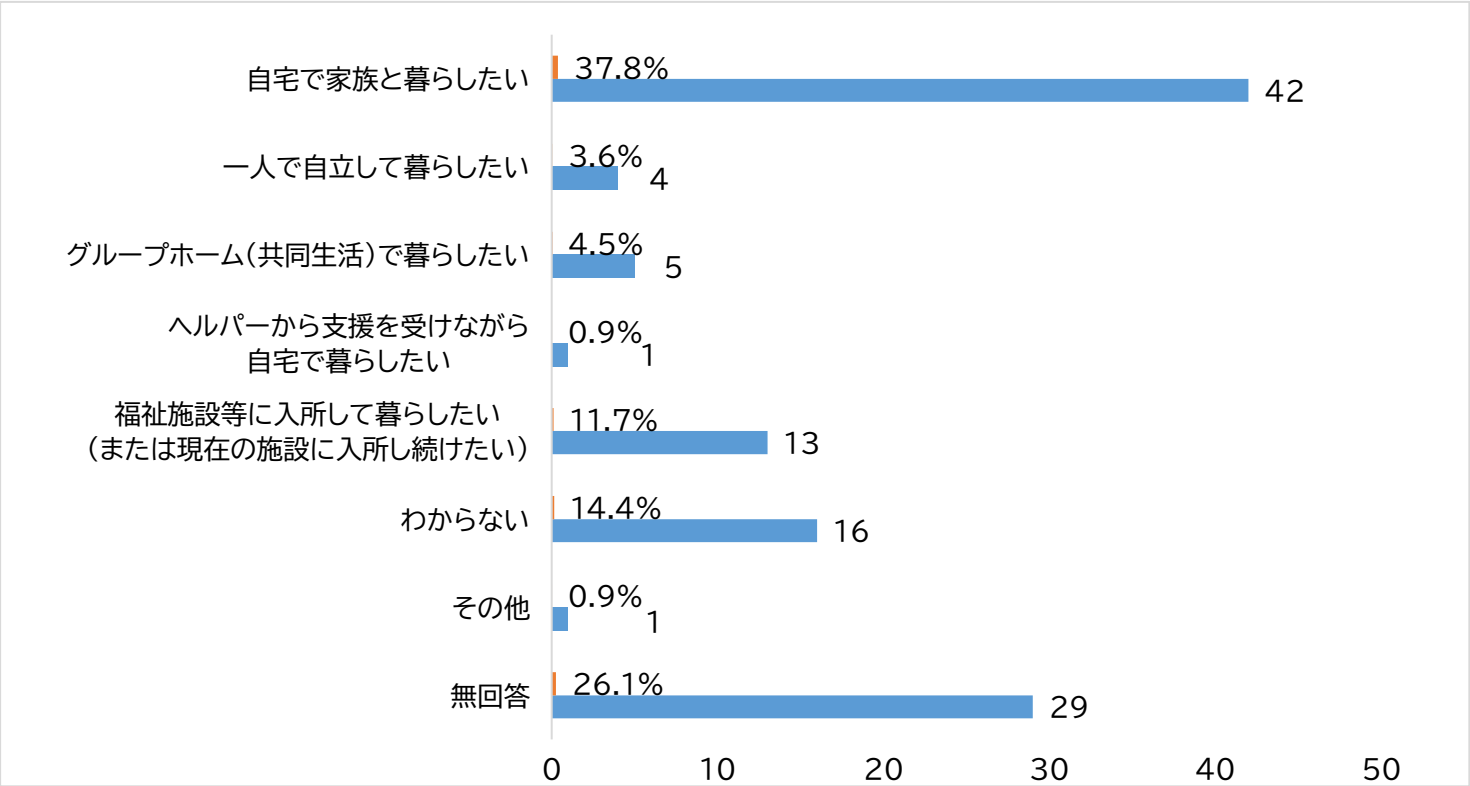
項目	人数(人)	割合(%)
利用したい	30	27.0%
利用したくない	7	6.3%
わからない	52	46.8%
無回答	22	19.8%
計	111	100.0%



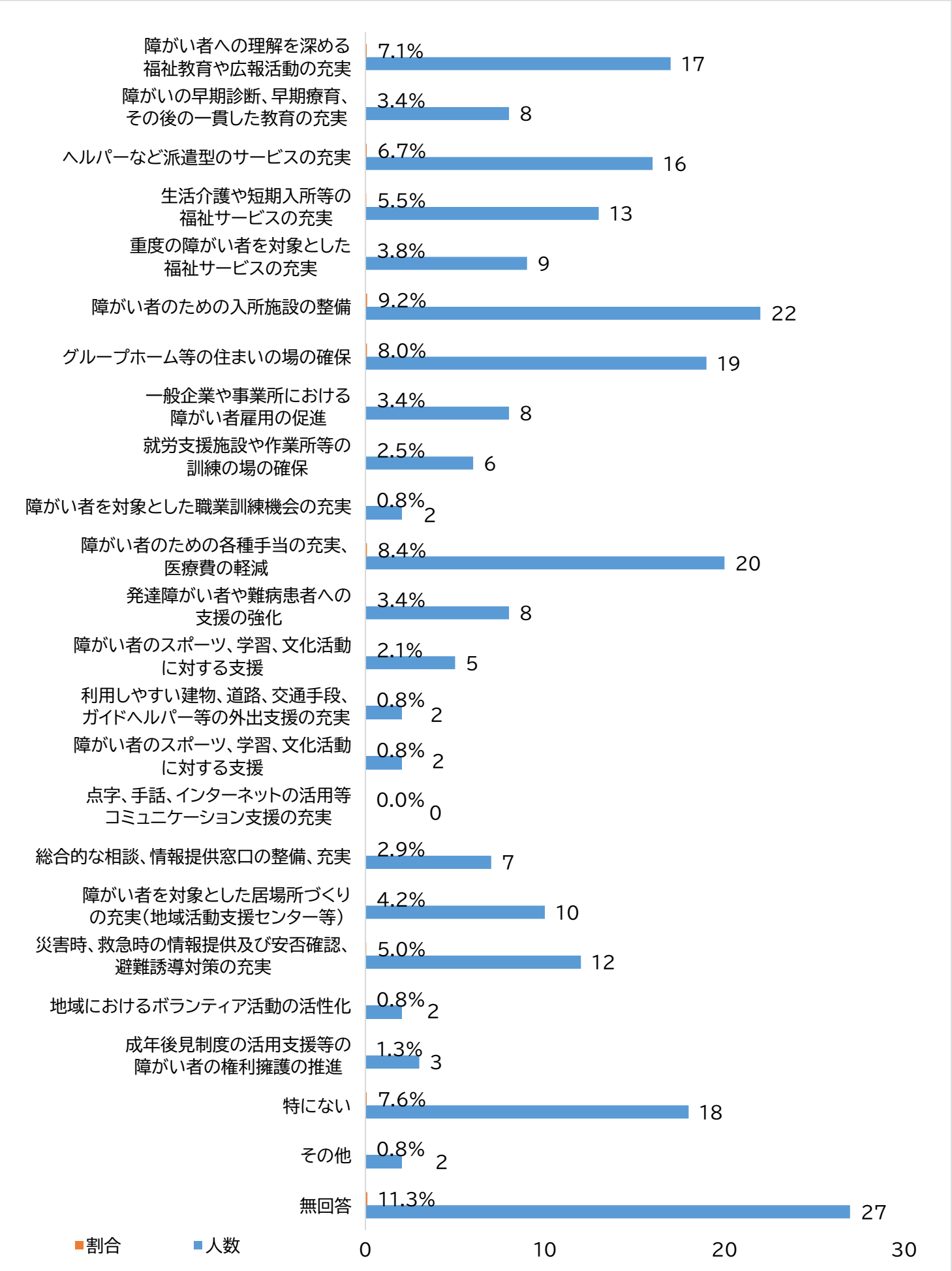
問31 後見人は誰になってもらいたい(1つ選択)



問32 今後(3～5年後)どのように生活したいと思うか(1つ選択)



問36 障がい者施策充実のため、力を入れていく必要があるもの(3つまで選択可)



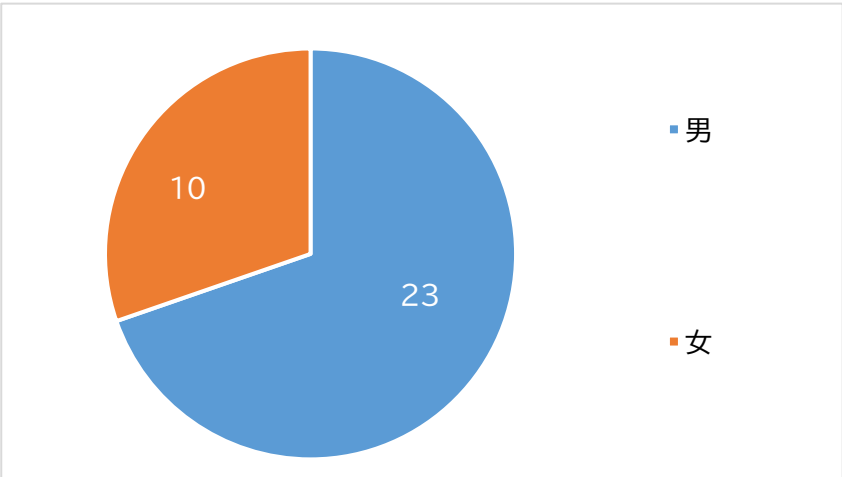
アンケートの集計結果

18歳未満の障がい者手帳所持者(保護者あて)

【回答者の基本情報】

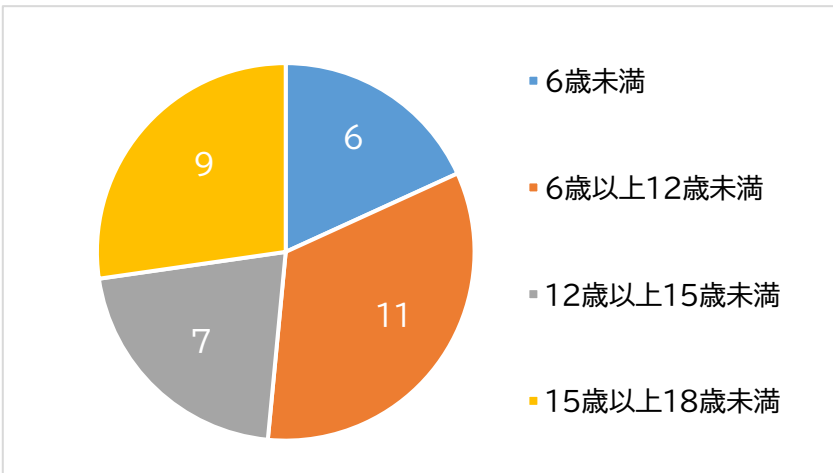
問1 性別(1つ選択)

項目	人数(人)	割合(%)
男	23	69.7%
女	10	30.3%
どちらでもない	0	0.0%
答えたくない	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	33	100.0%



問2 年齢(1つ選択)

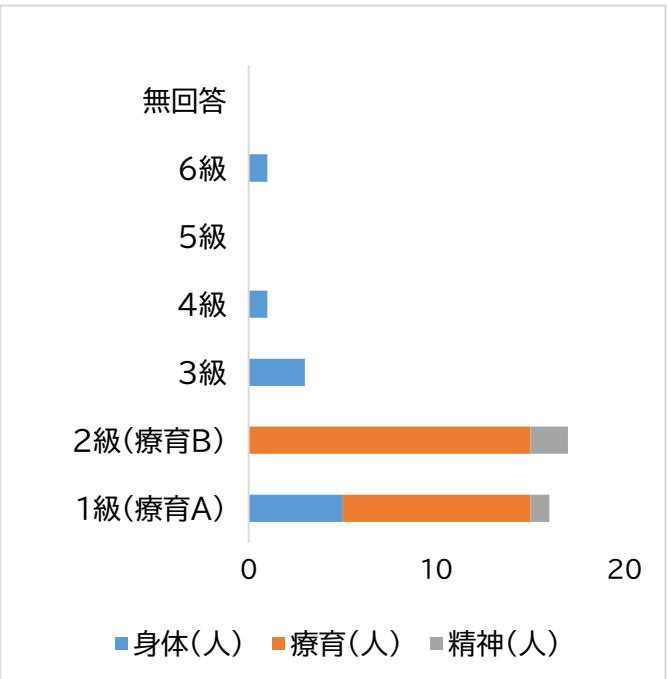
項目	人数(人)	割合(%)
6歳未満	6	18.2%
6歳以上12歳未満	11	33.3%
12歳以上15歳未満	7	21.2%
15歳以上18歳未満	9	27.3%
無回答	0	0.0%
計	33	100.0%



問3 手帳の等級(1つ選択)

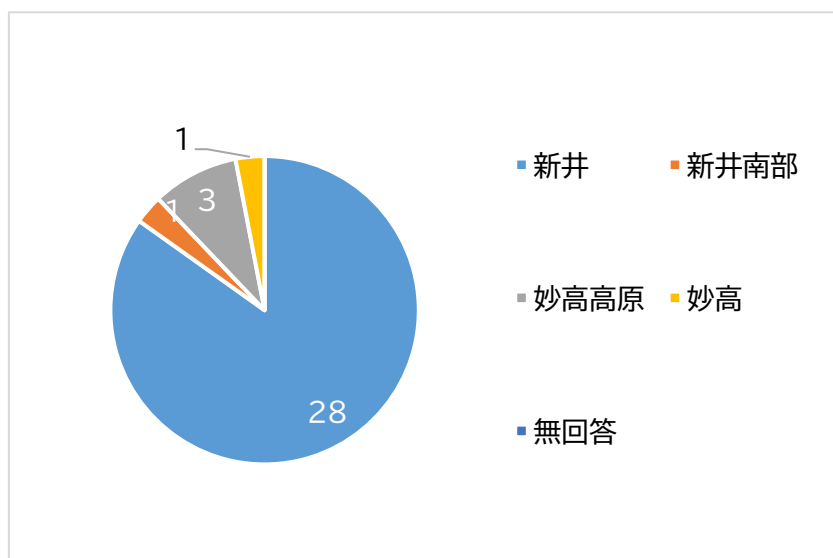
項目	身体(人)	療育(人)	精神(人)
1級(療育A)	5	10	1
2級(療育B)	0	15	2
3級	3		0
4級	1		
5級	0		
6級	1		
無回答	0	0	0
計	10	25	3

※重複5件



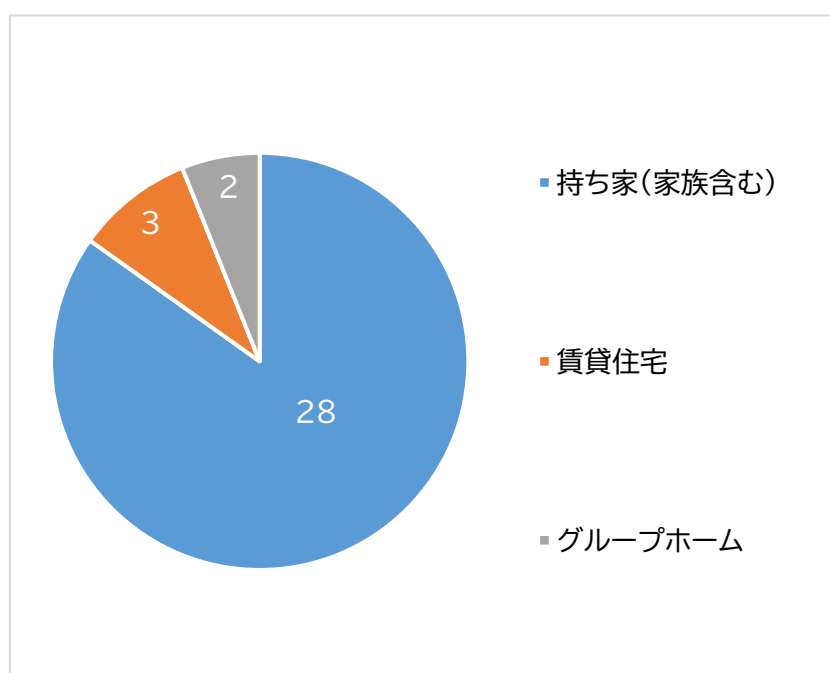
問4 現在どの地域に住んでいますか

項目	人数(人)	割合(%)
新井	28	84.8%
新井南部	1	3.0%
妙高高原	3	9.1%
妙高	1	3.0%
無回答	0	0.0%
計	33	100.0%



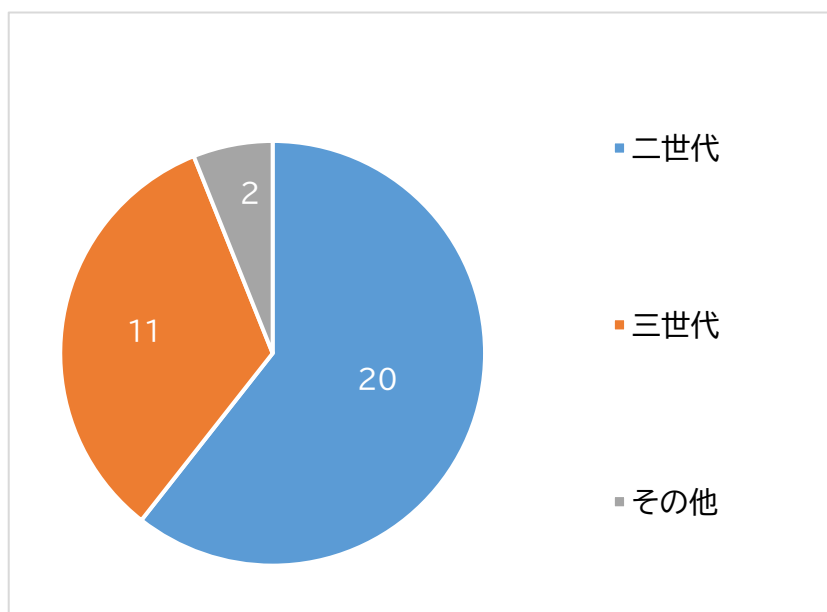
問5 現在の住まい(1つ選択)

項目	人数(人)	割合(%)
持ち家(家族含む)	28	84.8%
賃貸住宅	3	9.1%
下宿、寮	0	0.0%
グループホーム	2	6.1%
障がい者福祉施設(入所)	0	0.0%
高齢者の介護保険施設	0	0.0%
その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	33	100.0%

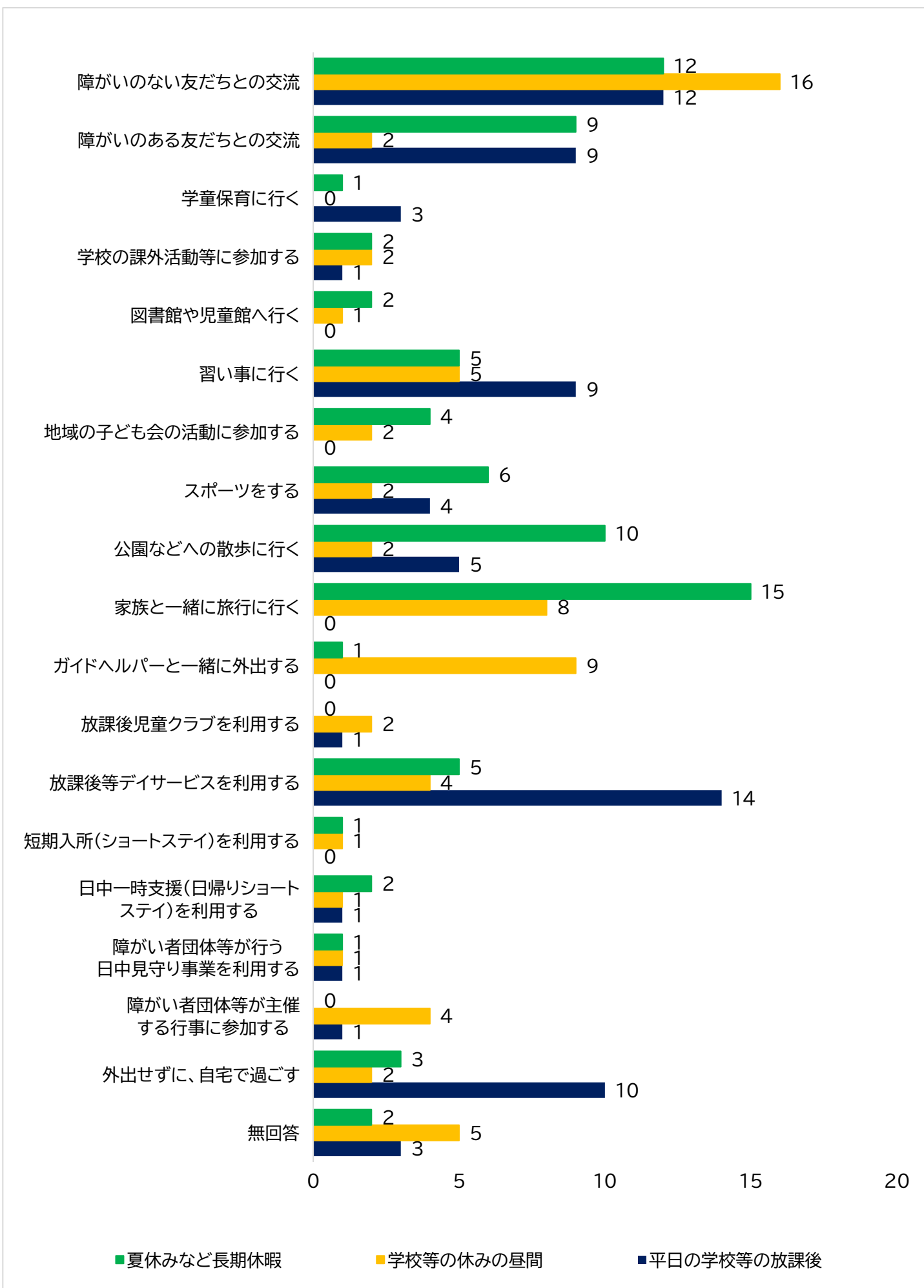


問6 あなたの世帯状況

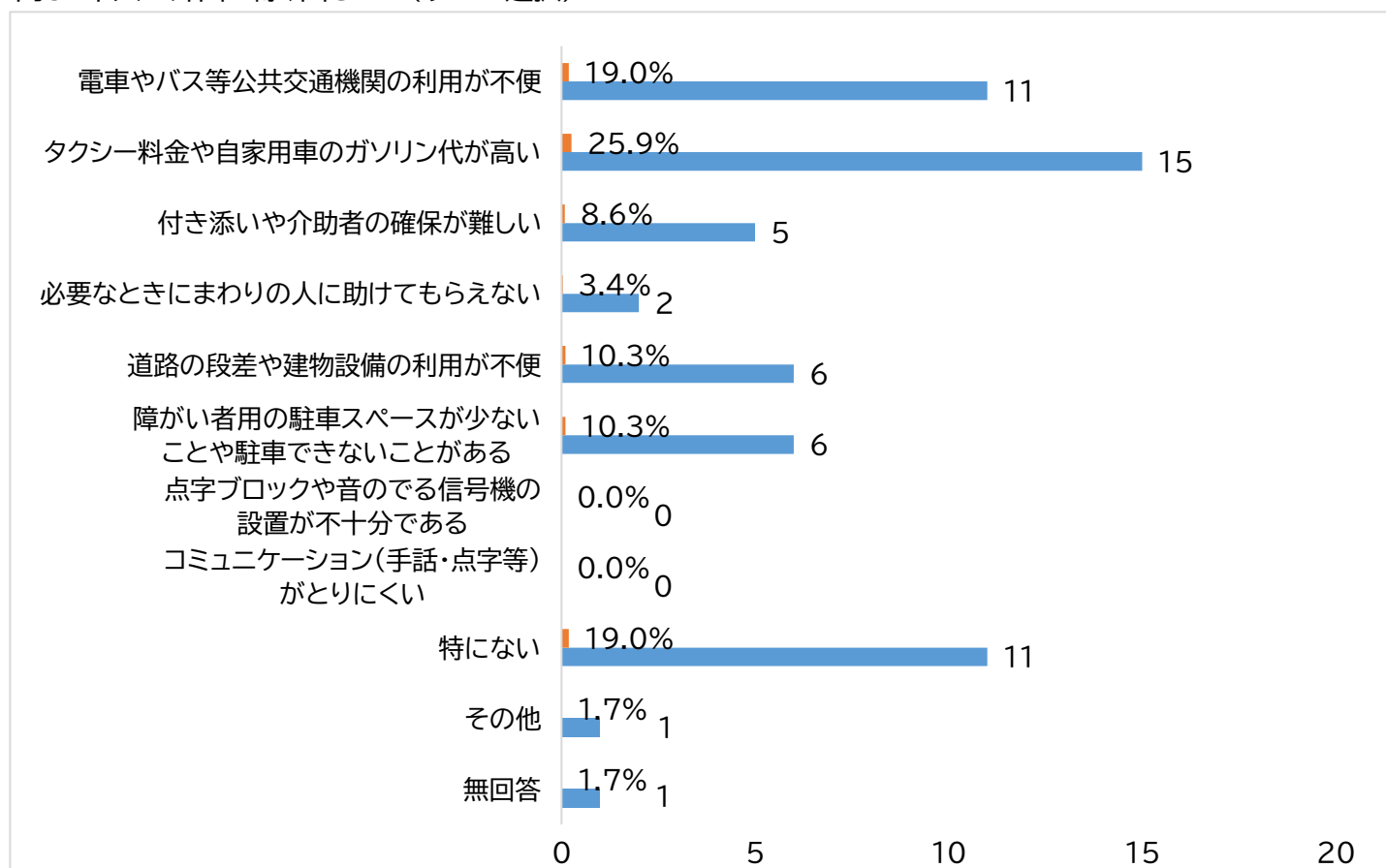
項目	人数(人)	割合(%)
一人暮らし	0	0.0%
夫婦のみ	0	0.0%
二世帯	20	60.6%
三世帯	11	33.3%
その他	2	6.1%
無回答	0	0.0%
計	33	100.0%



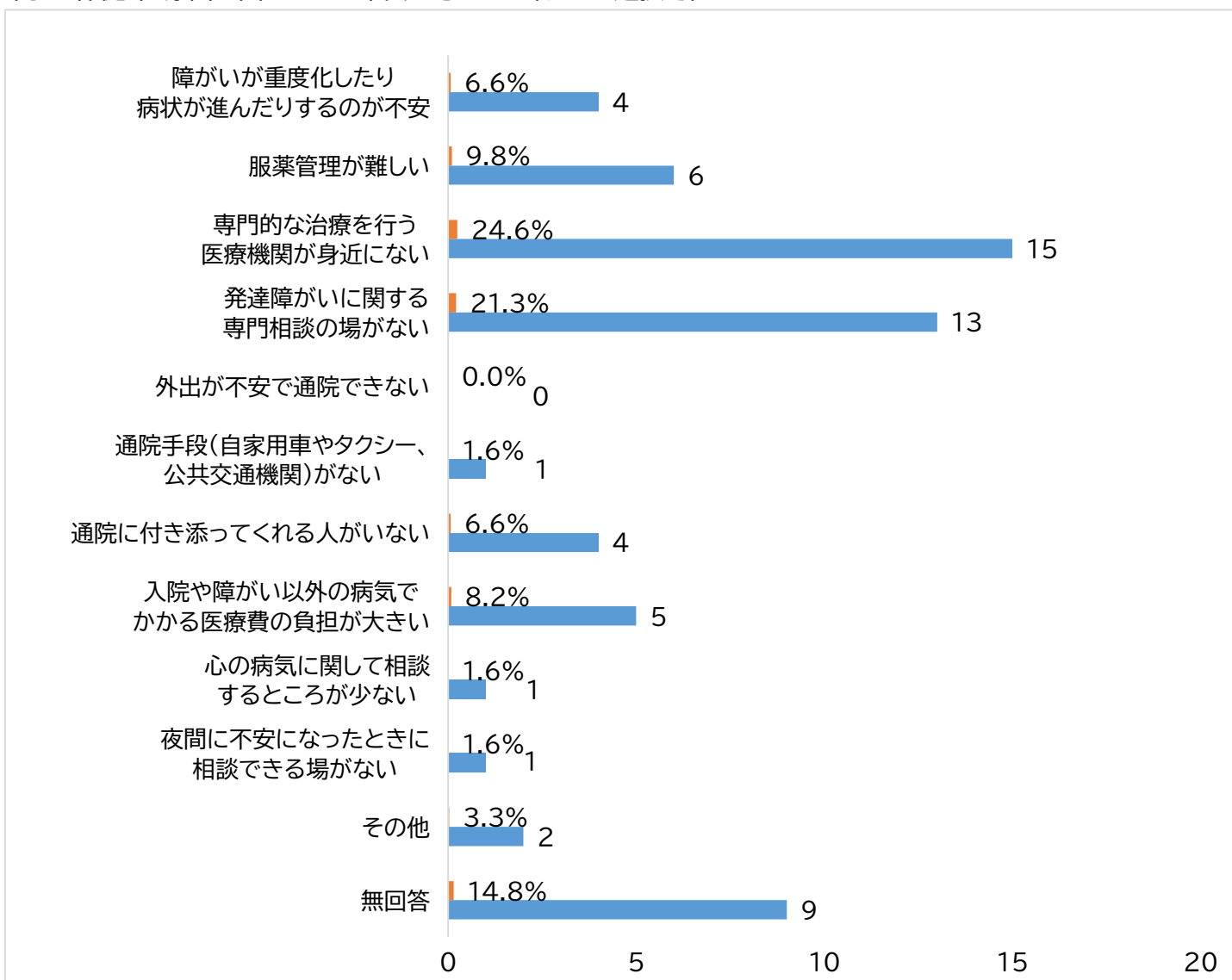
問7 「平日の学校等の放課後」「学校等の休日」「夏休みなどの長期休暇」について、
本人にどう過ごしてほしいか。(それぞれ3つまで選択可)



問8 本人の外出の際、困ること(すべて選択)



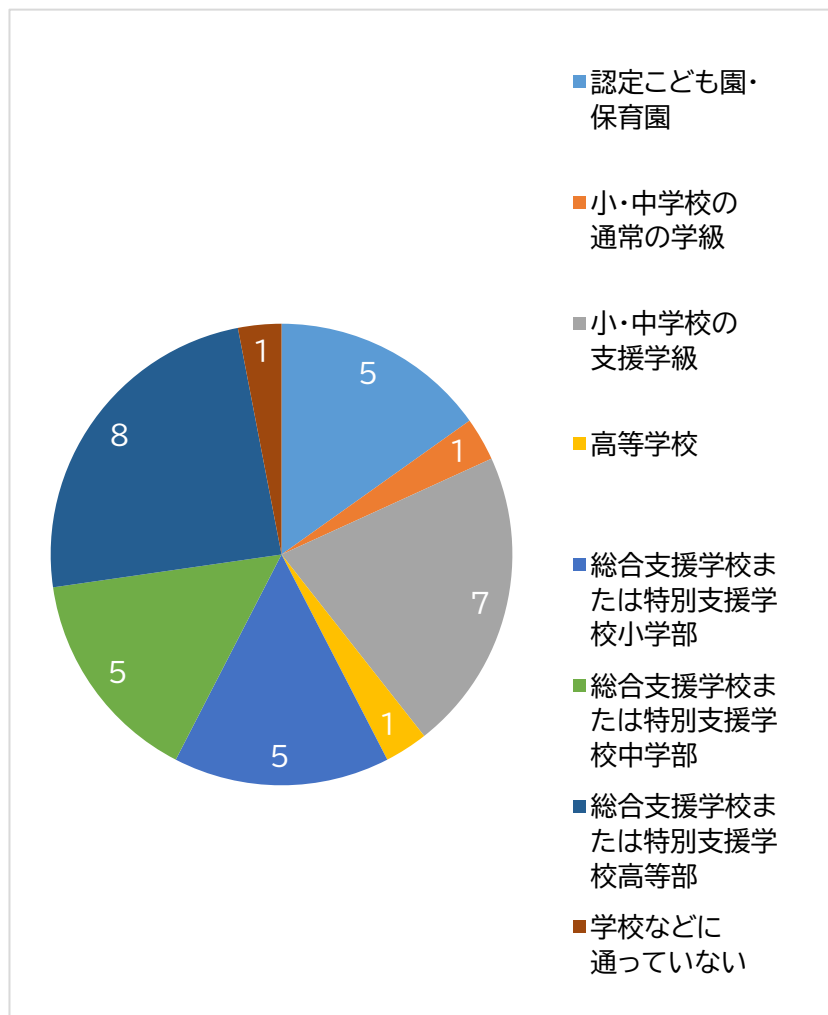
問9 保健・医療面で困ることや不安に思うこと(すべて選択可)



【学校、進路のこと】

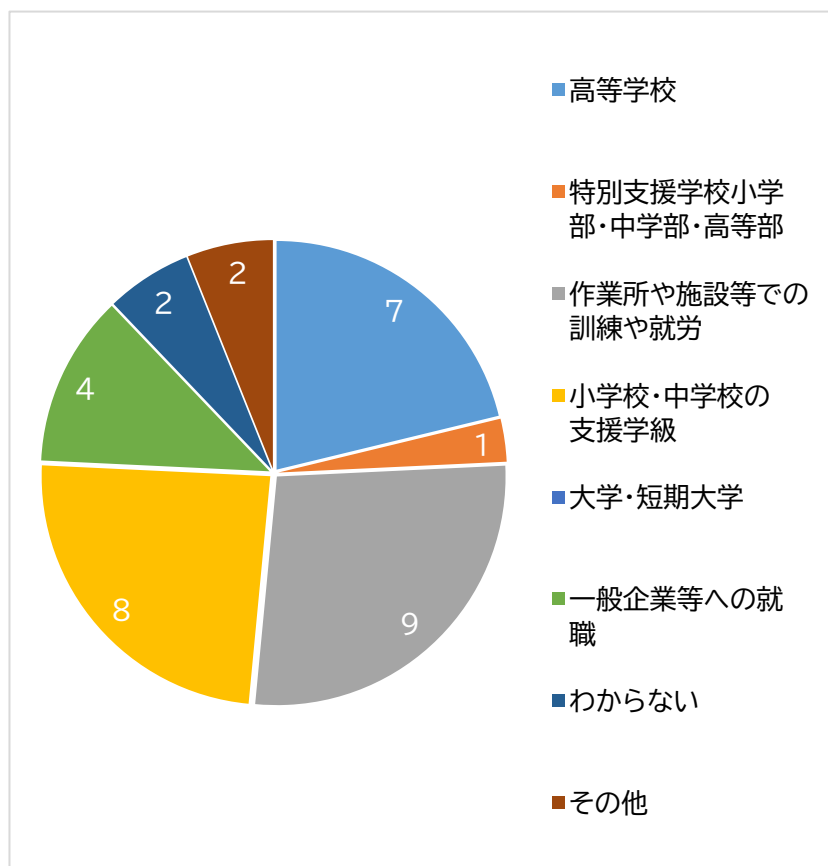
問10 現在、通っている学校等(1つ選択)

項目	人数(人)	割合(%)
通園施設 (ひばり園など)	0	0.0%
認定こども園・ 保育園	5	15.2%
小・中学校の 通常の学級	1	3.0%
小・中学校の 支援学級	7	21.2%
高等学校	1	3.0%
総合支援学校または 特別支援学校小学部	5	15.2%
総合支援学校または 特別支援学校中学部	5	15.2%
総合支援学校または 特別支援学校高等部	8	24.2%
学校などに 通っていない	1	3.0%
無回答	0	0.0%
計	33	100.0%

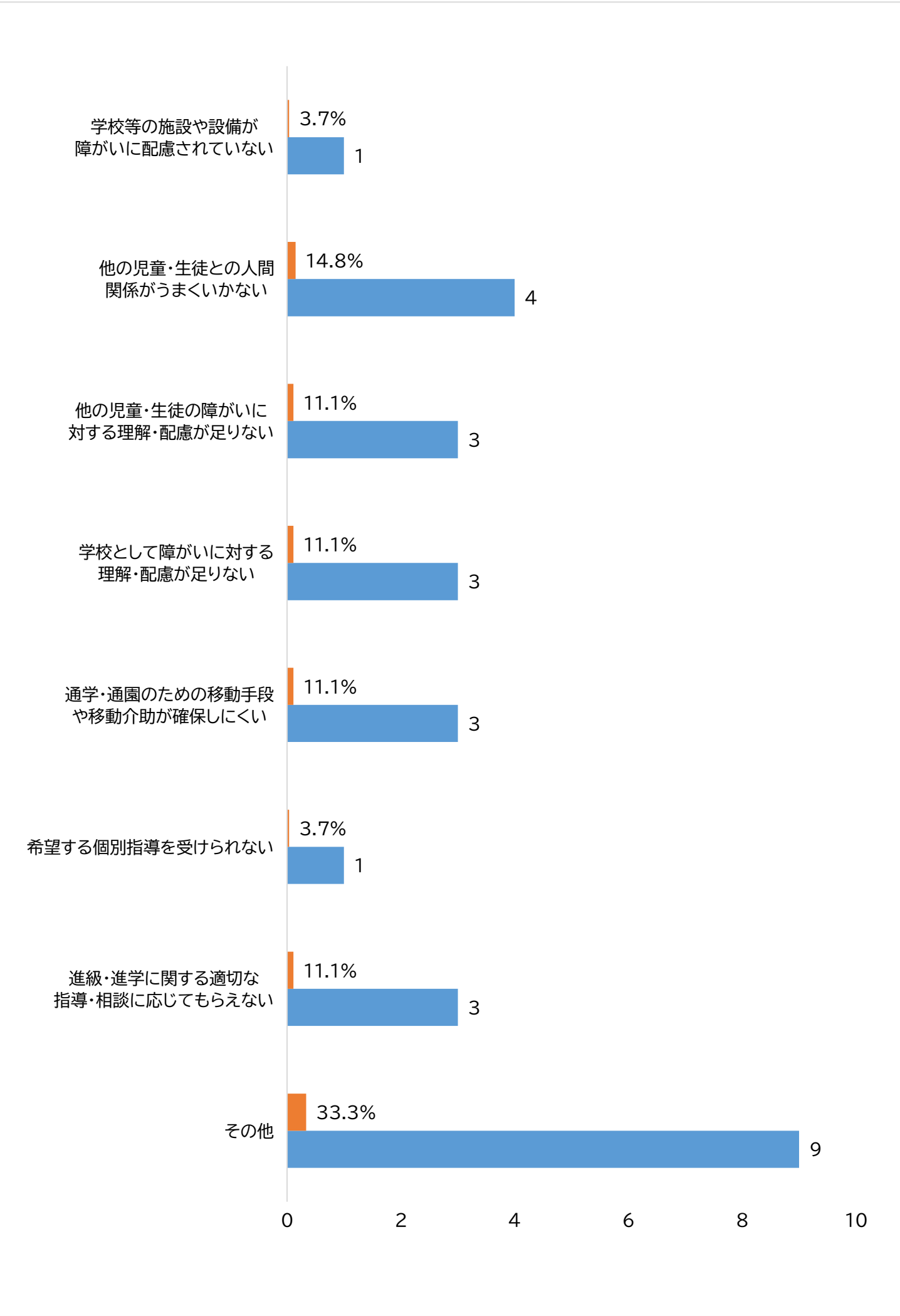


問11 卒業後の進路(1つ選択)

項目	人数(人)	割合(%)
小学校・中学校の 通常の学級	0	0.0%
高等学校	7	21.2%
特別支援学校小学 部・中学部・高等部	1	3.0%
作業所や施設等での 訓練や就労	9	27.3%
小学校・中学校の 支援学級	8	24.2%
特別支援学校幼稚部	0	0.0%
大学・短期大学	0	0.0%
一般企業等への就職	4	12.1%
わからない	2	6.1%
その他	2	6.1%
無回答	0	0.0%
計	33	100.0%



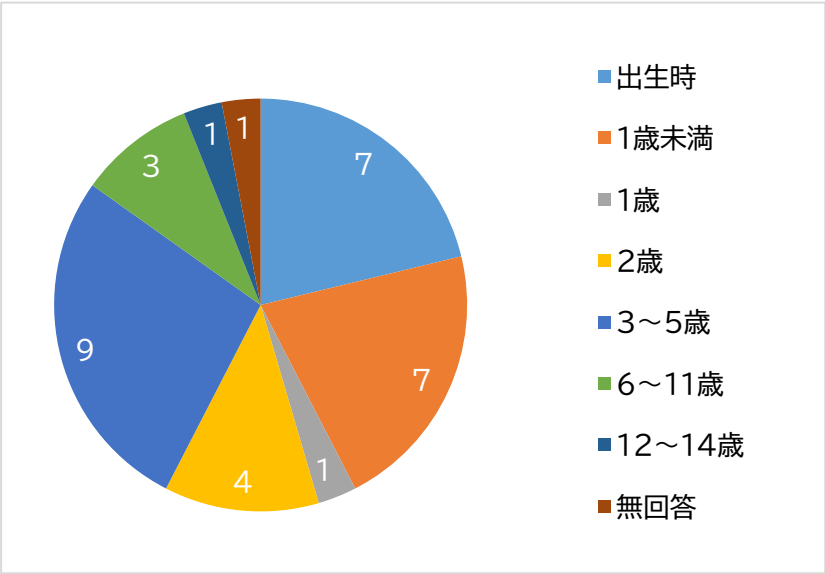
問12 通園・通学しているなかで困ることや悩んでいること(すべて選択可)



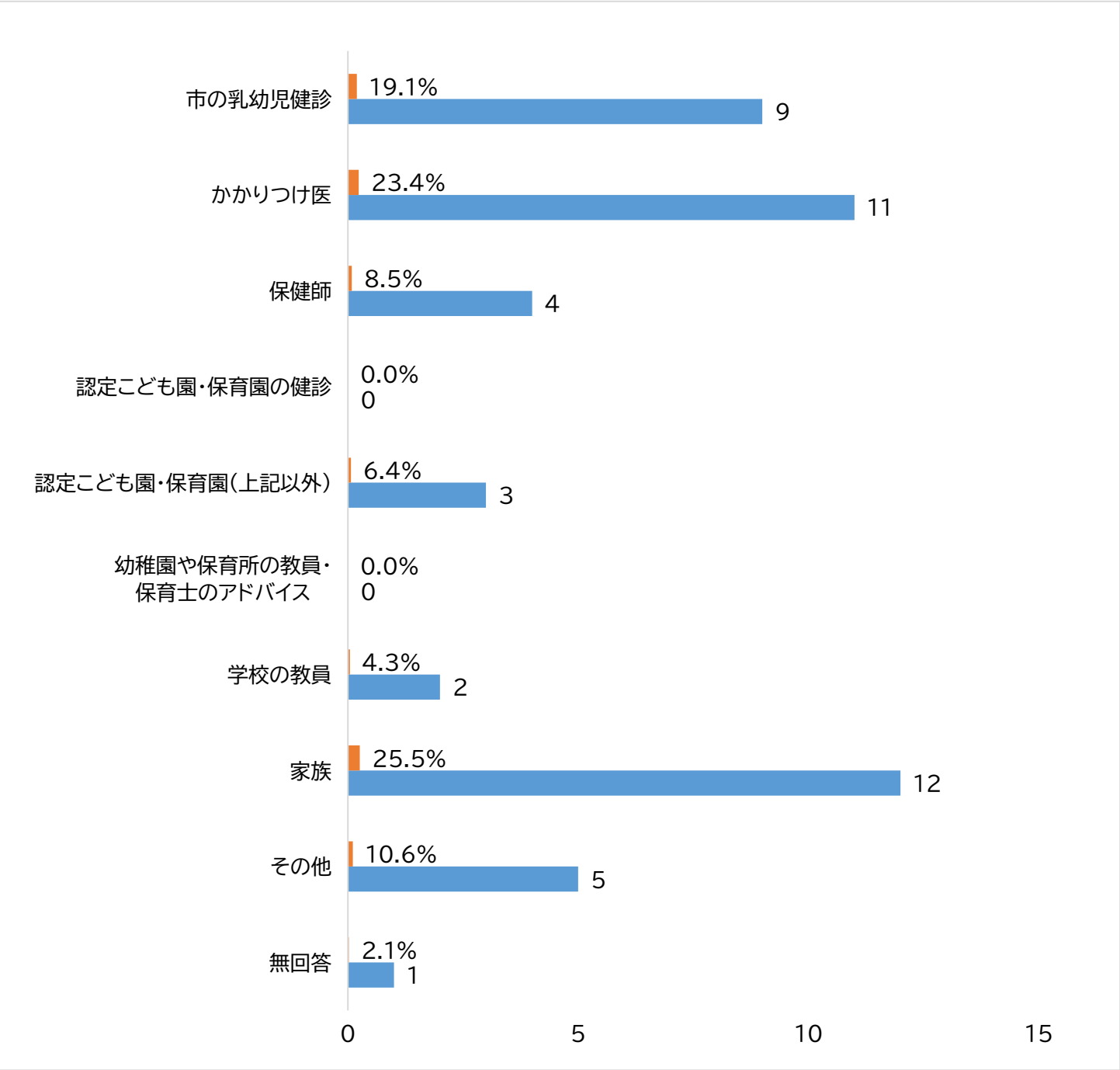
【障がい状況の診断・判定、療育について】

問13 ご本人の障がいが初めてわかった時期(1つ選択)

項目	人数(人)	割合(%)
出生時	7	21.2%
1歳未満	7	21.2%
1歳	1	3.0%
2歳	4	12.1%
3～5歳	9	27.3%
6～11歳	3	9.1%
12～14歳	1	3.0%
15～18歳	0	0.0%
無回答	1	3.0%
計	33	100.0%

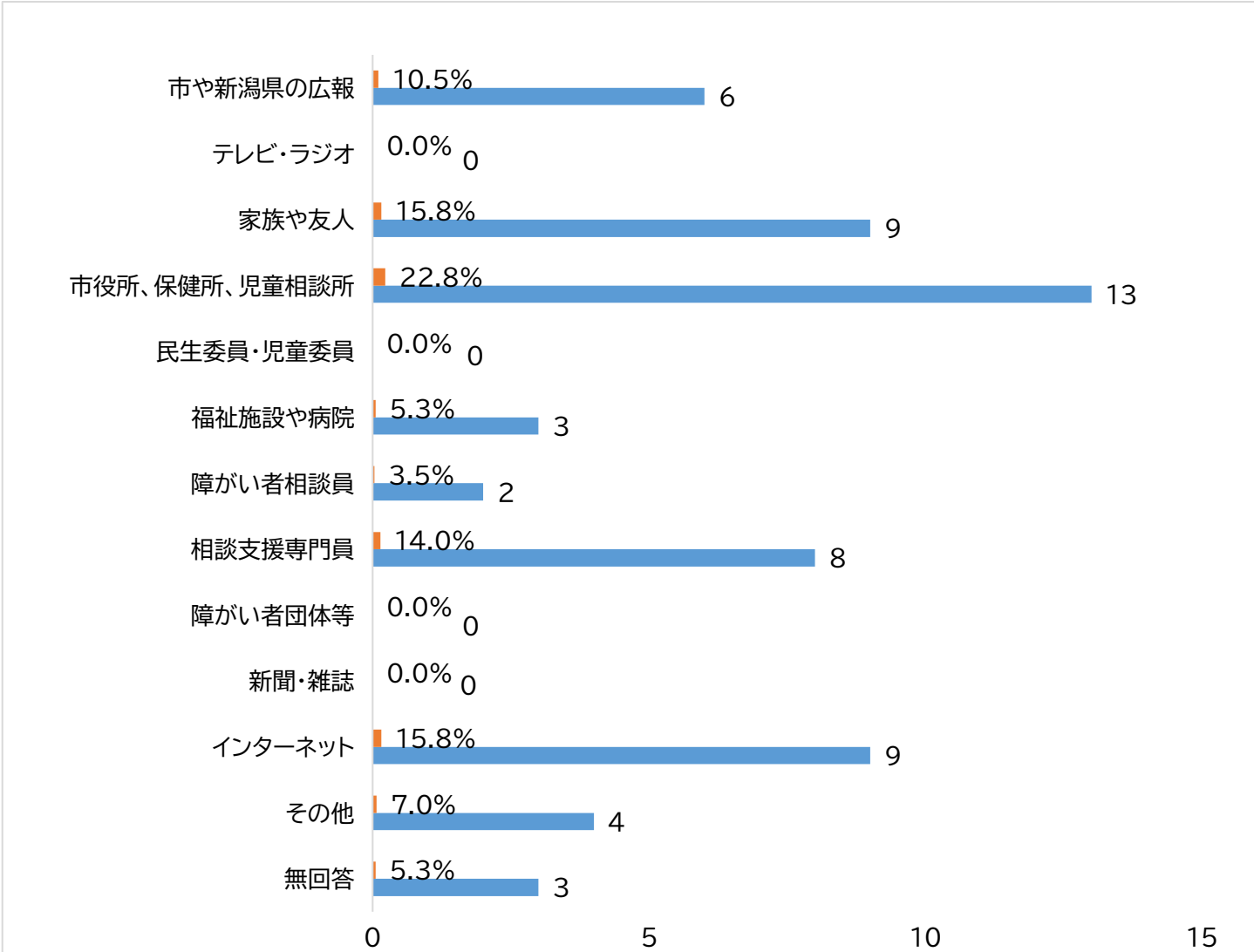


問14 障がいがある疑いがわかったきっかけ(すべて選択可)

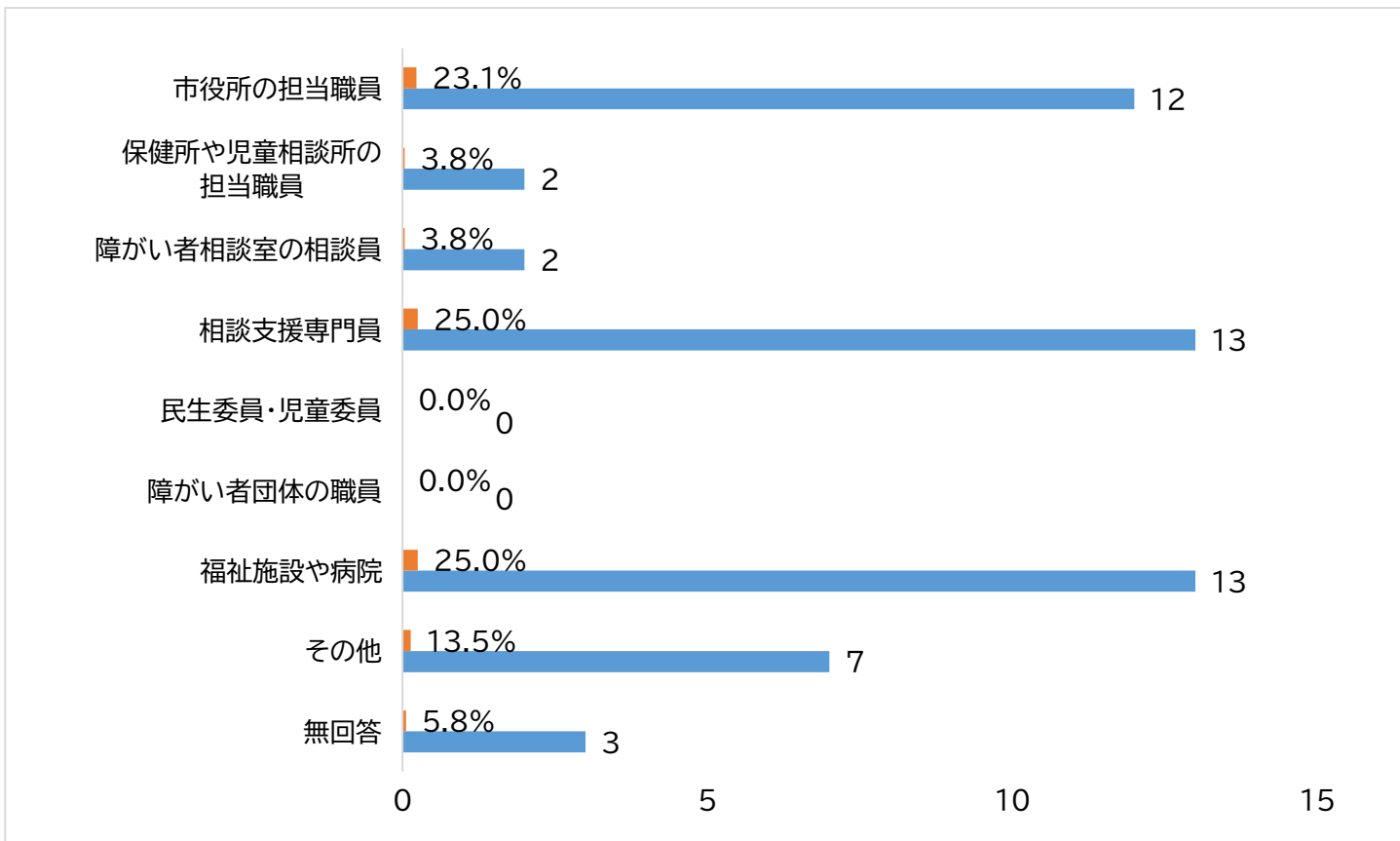


【福祉サービスの情報や相談】

問15 福祉サービス等の情報をどこから入手しているか(2つまで選択可)

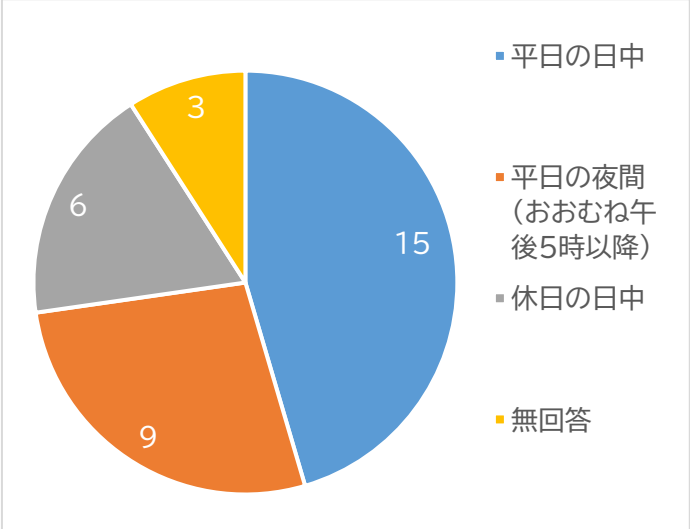


問16 困ったことや、分からないことがあった場合に、誰に相談するか(2つまで選択可)

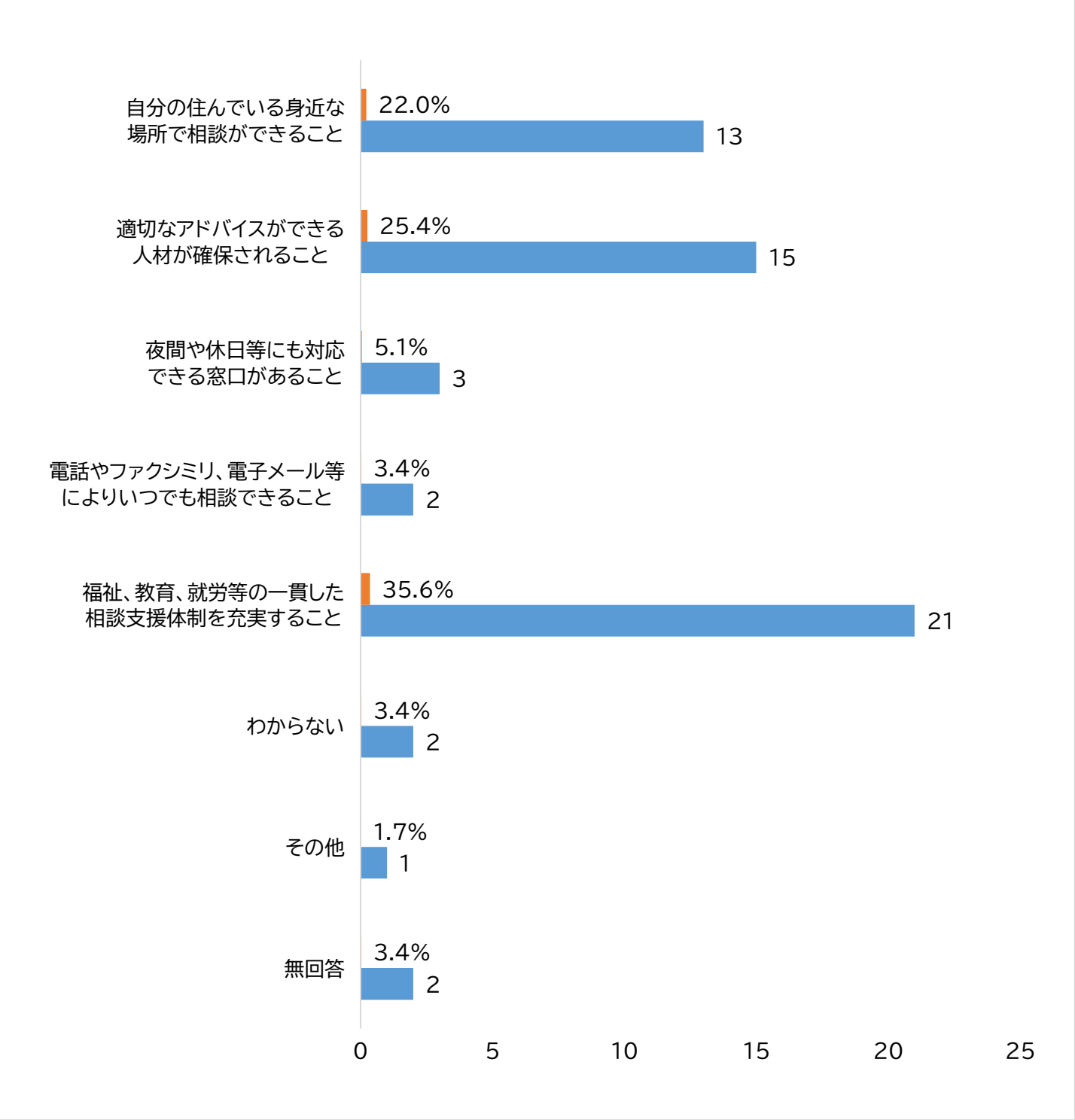


問17 相談しやすいと感じる時間帯(1つ選択)

項目	人数(人)	割合(%)
平日の日中	15	45.5%
平日の夜間 (おおむね午後5時以降)	9	27.3%
休日の日中	6	18.2%
平日の夜間 (おおむね午後5時以降)	0	0.0%
その他	0	0.0%
無回答	3	9.1%
計	33	100.0%



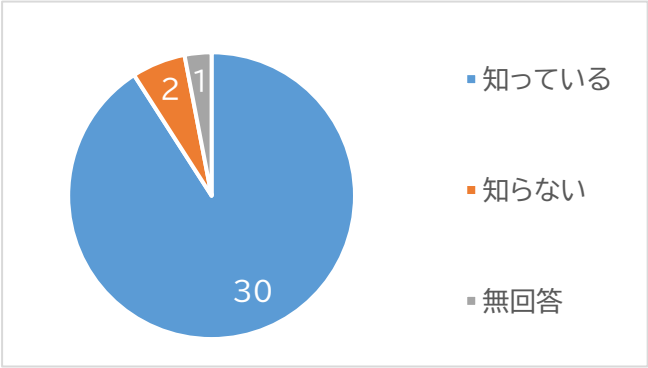
問18 障がい福祉全般に関する相談機能を充実させるために必要なこと(2つまで選択可)



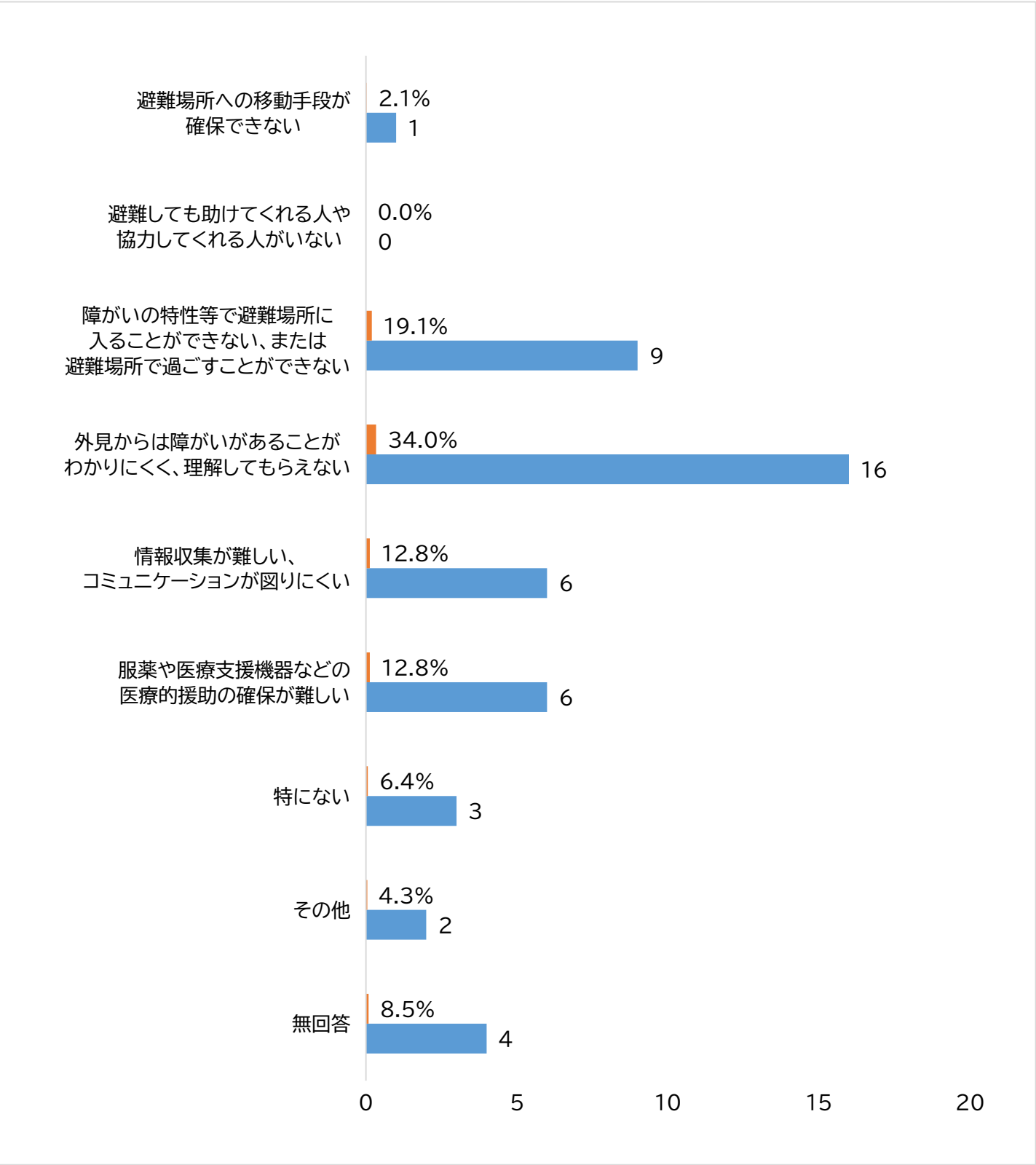
【災害時のことについて】

問19 災害時、地域の避難場所を知っていますか(1つ選択)

項目	人数(人)	割合(%)
知っている	30	90.9%
知らない	2	6.1%
その他	0	0.0%
無回答	1	3.0%
計	33	100.0%



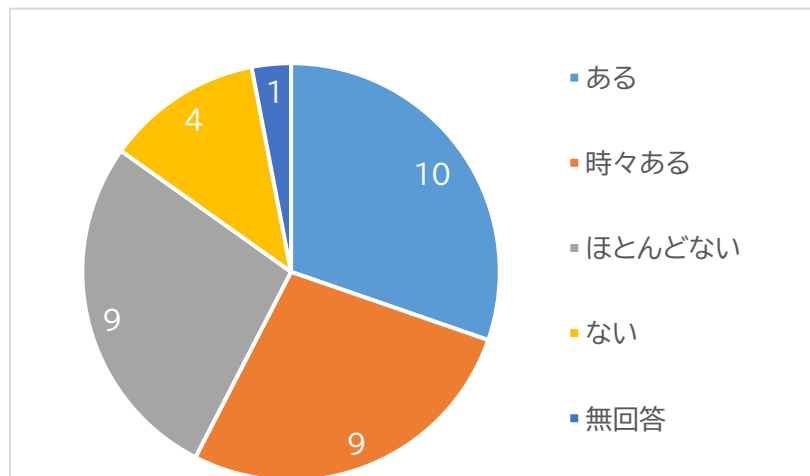
問20 避難時に困っていること(2つまで選択可)



【障がい者への正しい理解やバリアフリーについて】

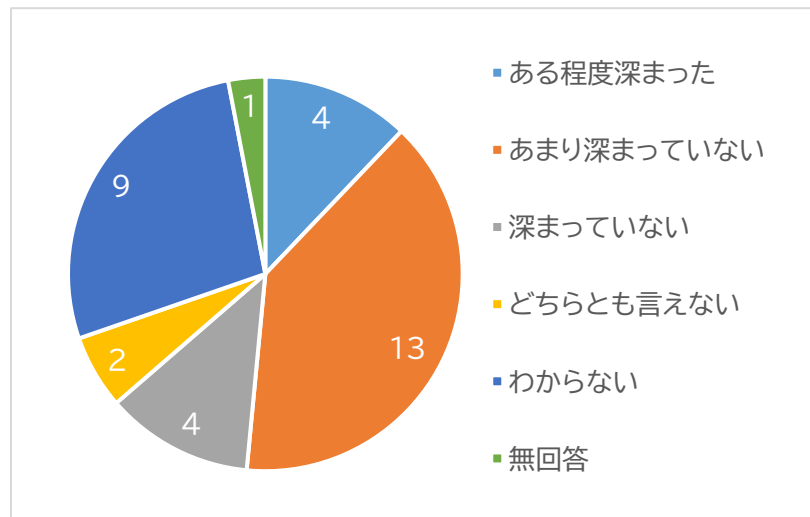
問21 障がいがあるために差別を受けた、いやな思いをしたこと(1つ選択)

項目	人数(人)	割合(%)
ある	10	30.3%
時々ある	9	27.3%
ほとんどない	9	27.3%
ない	4	12.1%
無回答	1	3.0%
計	33	100.0%

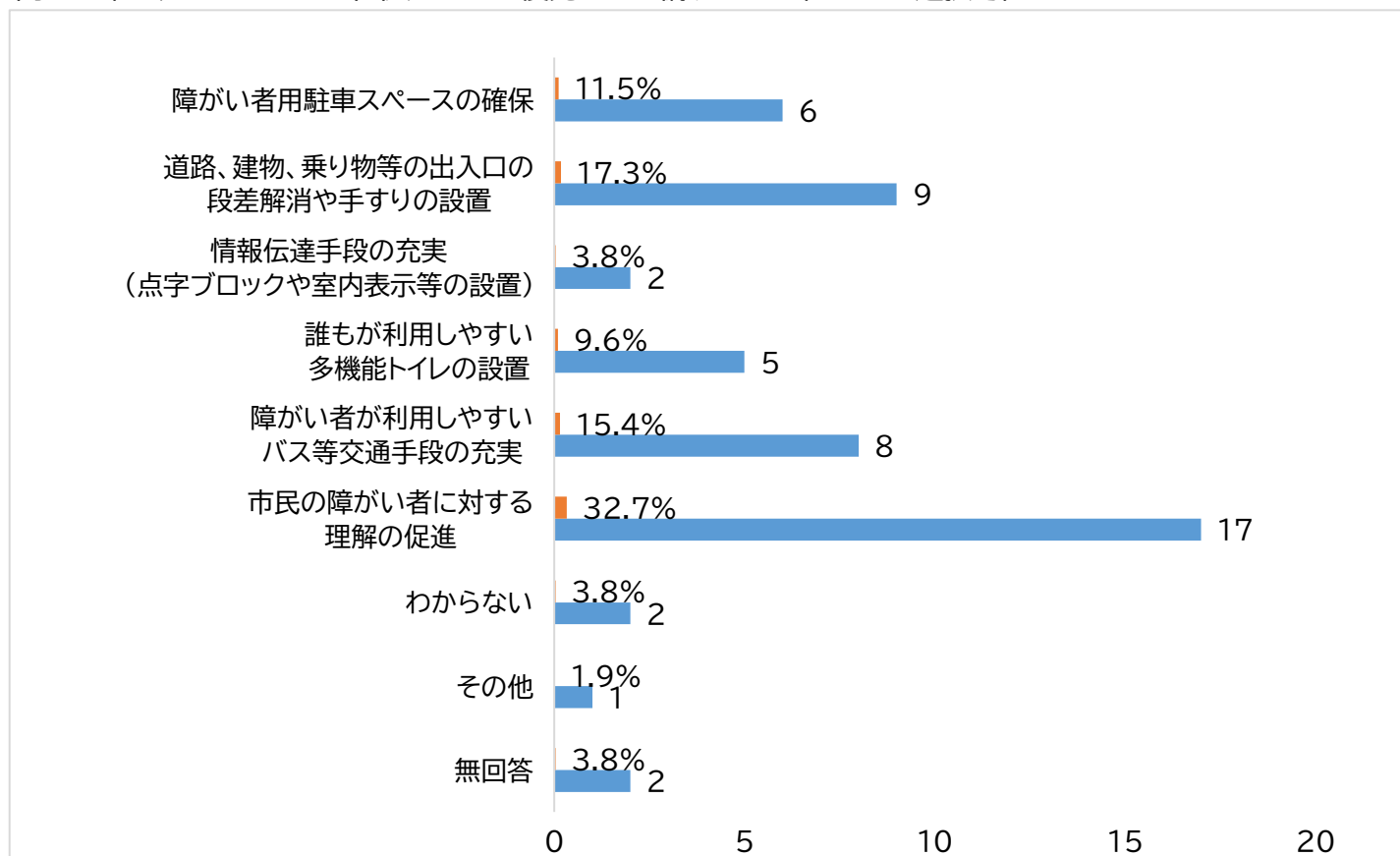


問22 障がいについて、市民の理解について(1つ選択)

項目	人数(人)	割合(%)
かなり深まった	0	0.0%
ある程度深まった	4	12.1%
あまり深まっていない	13	39.4%
深まっていない	4	12.1%
どちらとも言えない	2	6.1%
わからない	9	27.3%
無回答	1	3.0%
計	33	100.0%



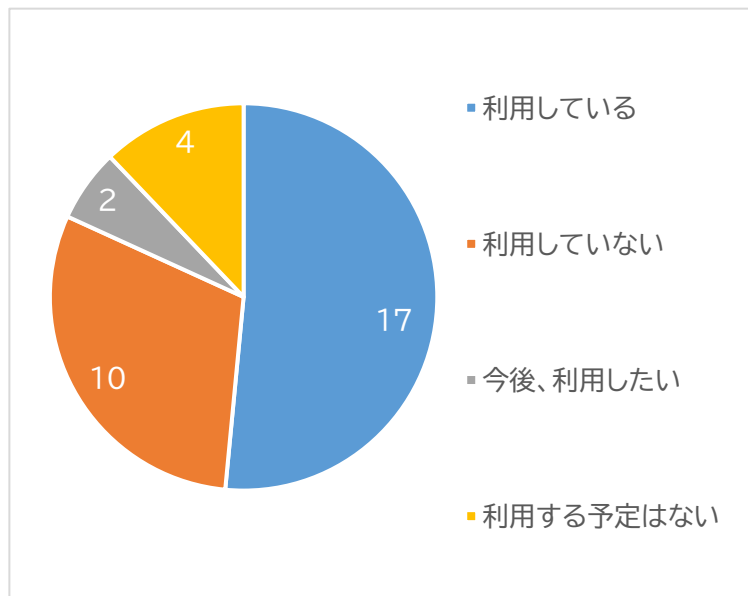
問23 社会のバリアフリー化促進のため優先して整備すること(2つまで選択可)



【放課後等デイサービスについて】

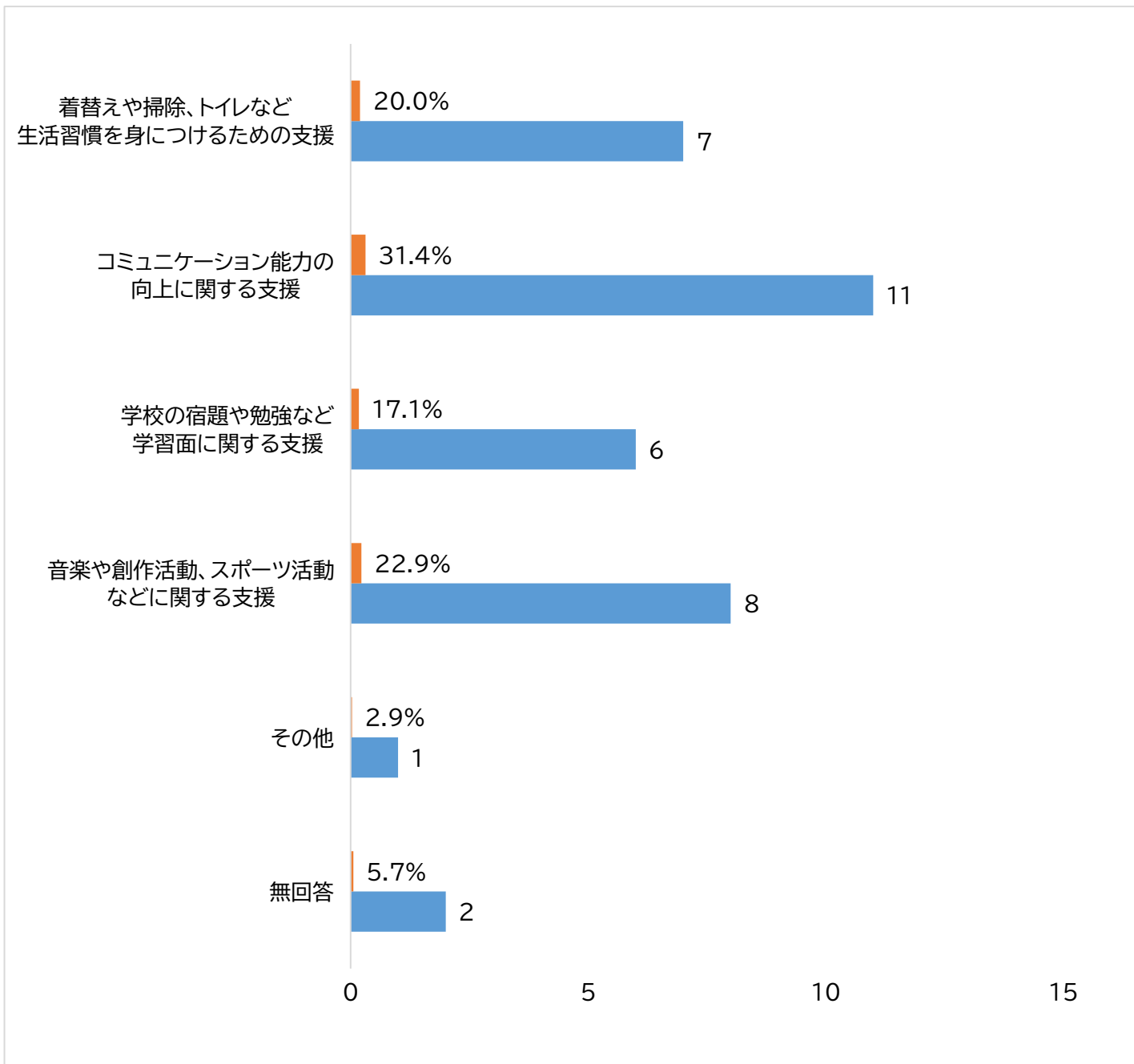
問24 放課後等デイサービスを利用しているか(1つ選択)

項目	人数(人)	割合(%)
利用している	17	51.5%
利用していない	10	30.3%
今後、利用したい	2	6.1%
利用する予定はない	4	12.1%
無回答	0	0.0%
計	33	100.0%



問25 (問24で 利用している 利用したいで回答したかた)

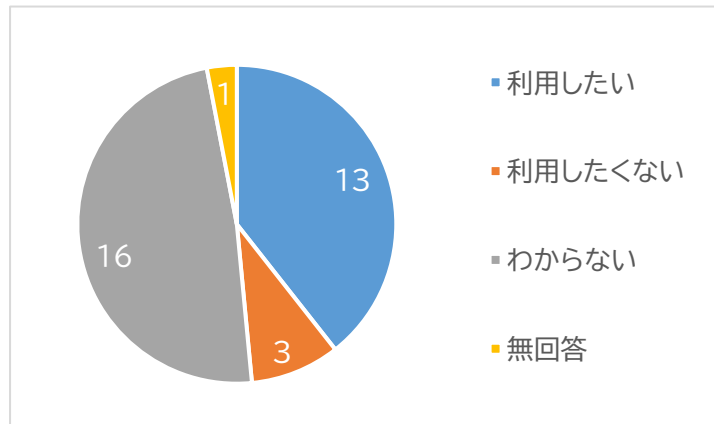
放課後等デイサービスでどのようなサービスを受けたいか(2つまで選択)



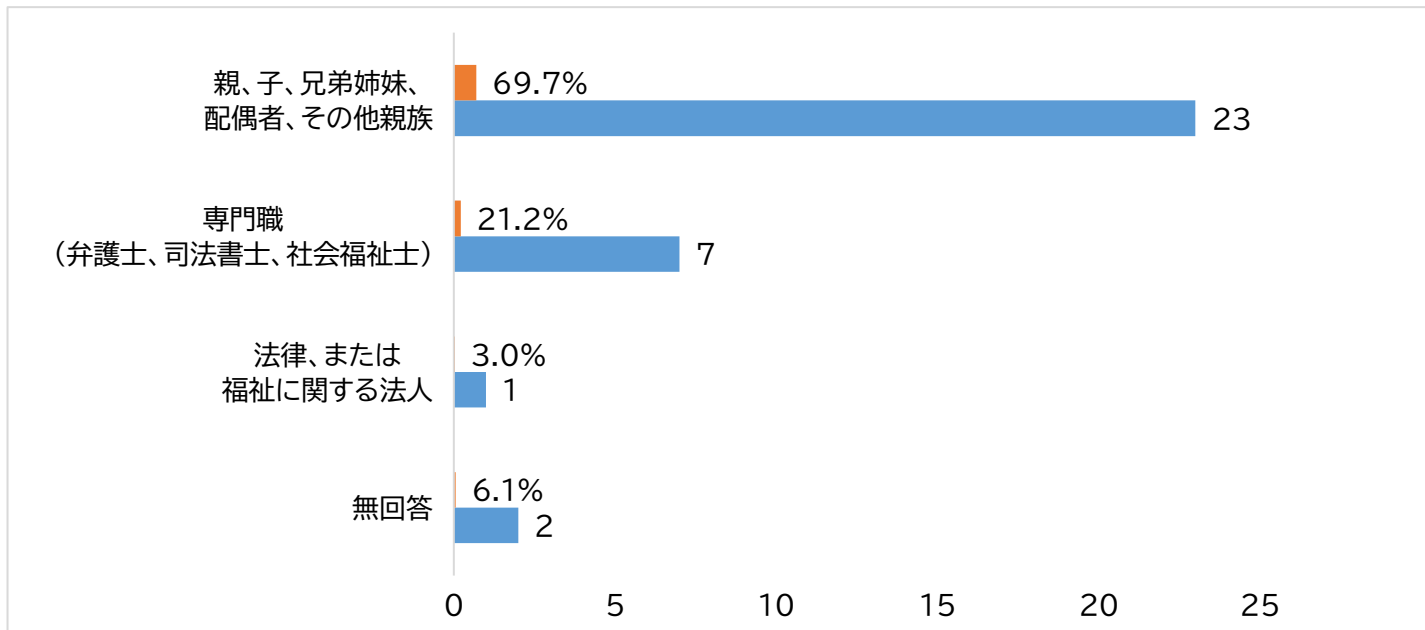
【将来の暮らしや必要な障がい者施策について】

問30 今後成年後見制度を利用したいと思うか(1つ選択)

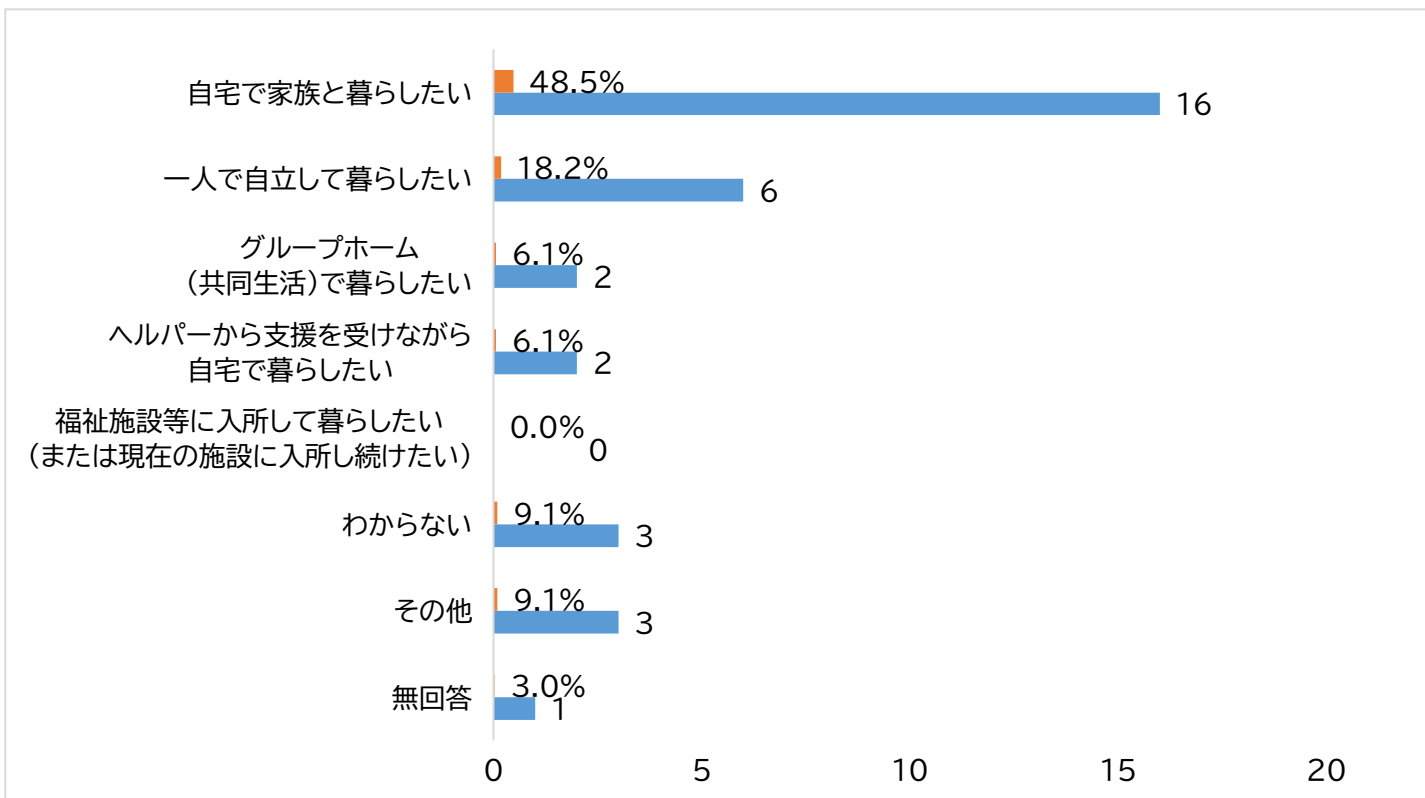
項目	人数(人)	割合(%)
利用したい	13	39.4%
利用したくない	3	9.1%
わからない	16	48.5%
無回答	1	3.0%
計	33	100.0%



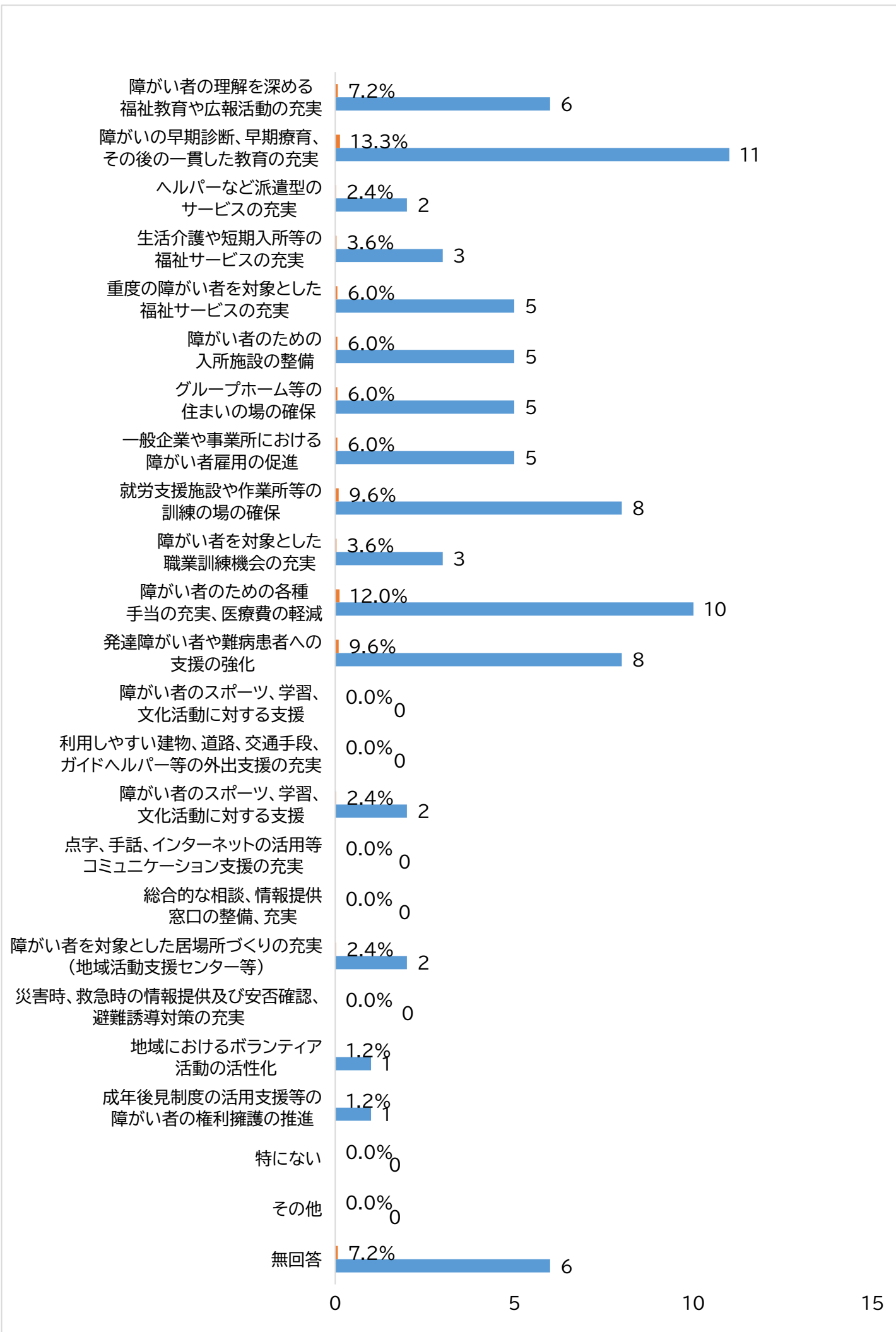
問31 後見人は誰になってもらいたい(1つ選択)



問32 将来(学校卒業後)どのように生活したいと思うか(1つ選択)



問33 障がい者施策充実のため、力を入れていく必要があるもの(3つまで選択可)



2 計画策定までの経過

年月日	会議等名称	内 容
令和5年3月	第2回妙高市地域自立支援協議会	第5期障がい者福祉計画の策定について 障がい者施策に関するアンケート調査について
令和5年5月	アンケート調査実施	第5期障がい者福祉計画の策定にかかるアンケート調査
令和5年6月27日	第1回妙高市地域自立支援協議会	第5期障がい者福祉計画の策定について
令和5年12月20日	第2回妙高市地域自立支援協議会	第5期障がい者福祉計画(案)について
令和6年3月27日	第3回妙高市地域自立支援協議会	第5期障がい者福祉計画最終確認について

【妙高市庁内検討・協議】

総務課・企画政策課・健康保健課・環境生活課・観光商工課・建設課・農林課・生涯学習課・こども教育課・福祉介護課の各担当職員による、第4期計画の評価と第5期計画(案)について確認

依 頼	要 旨
令和5年7月4日	第4期障がい者福祉計画の評価について
令和6年1月	第5期障がい者福祉計画(案)について

【パブリックコメント】

令和6年1月31日(水)～令和6年2月29日(木) 提出意見等 0件

3 計画関連資料

○妙高市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

平成19年12月10日訓令第117号

改正

平成22年4月1日訓令第34号

平成24年3月30日訓令第39号

平成25年3月26日訓令第19号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づき、相談支援事業をはじめとする妙高市の障がい福祉に関する各種施策に対し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、妙高市障がい者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 相談支援体制の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 障がい者の地域生活に必要とされる社会資源の開発、改善に関すること。
- (5) サービス等利用計画等の評価に関すること。
- (6) 障がい者虐待防止等のためのネットワーク構築に関すること。
- (7) 妙高市障がい福祉計画の策定、進捗管理及び評価に関すること。
- (8) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

2 協議会は、協議した事項について、必要に応じ市長に提言することができる。

(委員)

第3条 協議会は、委員 20 名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい者団体の関係者
- (2) 相談支援委託事業所の関係者
- (3) 教育機関の関係者
- (4) 雇用機関の関係者
- (5) 企業の関係者
- (6) 保健・福祉・医療機関の関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任

期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長、副会長を置く。

- 2 会長は1名とし、委員の互選により定める。
- 3 会長は協議会を代表する。
- 4 副会長は1名とし、会長の指名した者をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(事務局)

第6条 この協議会の事務局は、妙高市福祉介護課に置く。

(会議)

第7条 協議会には、全体会、定例会、部会を設置する。

- 2 全体会、定例会は会長が招集し、その議長を務める。
- 3 部会は協議事項に応じ、事務局が委員を招集する。
- 4 全体会、定例会の議事は、出席委員の合議で決する。ただし、協議が整わないときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
- 6 委員は会議で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、個人のプライバシー保護などの観点から、公開することが適当でない場合は非公開とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 12 月 10 日から施行する。

(委員任期の特例)

- 2 この要綱施行後、最初の委員任期は第4条の規定にかかわらず、平成 21 年3月 31 日までとする。

附 則(平成 22 年訓令第 34 号)

この規程は、平成 22 年4月1日から施行する。

附 則(平成 24 年訓令第 39 号)

この要綱は、平成 24 年4月1日から施行する。

附 則(平成 25 年3月 26 日訓令第 19 号)

この要綱は、平成 25 年4月1日から施行する。

妙高市障がい者地域自立支援協議会委員名簿

氏 名	選 出 母 体 等
1号委員（障がい者団体の関係者）	
丸山 安俊	妙高市身体障がい者福祉協会
松口恵美子	妙高市手をつなぐ育成会
2号委員（相談支援委託事業所の関係者）	
金井 由香	ほっと妙高
田鹿 雪乃	障がい児（者）相談支援センターかなや
3号委員（教育機関の関係者）	
丸山 弥生	妙高市教育委員会
本間 勲	妙高市立総合支援学校
渡辺 史子	新潟県立上越特別支援学校
4号委員（雇用機関の関係者）	
石崎 敬	上越公共職業安定所 妙高出張所
池田 良夫	障がい者就業・生活支援センターさくら
5号委員（企業の関係者）	
土田 雅之	新井商工会議所
6号委員（保健・福祉・医療機関の関係者）	
金谷 智史	障がい者サポートセンターのぞみ
山本 建	にしき園
金子 暁	夕映えの郷
尾崎 達利	妙高市社会福祉協議会
峯村 康広	悠藍睦会（ワークセンターこでまり）
近藤 由花	また明日あらい
7号委員（その他市長が必要と認める者）	
貫和 美穂	公募委員
坂井 美代	公募委員
小林恵美子	公募委員
山田 郁子	公募委員

事務局

氏 名	役 職 等
田中かおる	福祉介護課 課長
丸山 孝夫	福祉介護課 課長補佐
山本 優子	福祉介護課 障がい福祉係長
藤井 正人	福祉介護課 障がい福祉係 主査
岡田 祐樹	福祉介護課 障がい福祉係 社会福祉士
植草翔太郎	福祉介護課 障がい福祉係 主事

第5期妙高市障がい者福祉計画

発 行 令和6年3月

企画・編集 新潟県妙高市福祉介護課
〒944-8686

新潟県妙高市栄町5番1号

電 話 0255-72-5111(代)